

『源平盛衰記』全釈（一七—卷六—1）

早川厚一  
曾我良成  
近藤泉  
村井宏栄  
橋本正俊  
志立正知  
森田貴之  
山岡瞳

〔五〕<sup>1</sup> 源平盛衰記辺卷第六

<sup>2</sup> 丹波少将被<sub>レ</sub>召捕

<sup>3</sup> 新大納言成親卿ノ嫡子ニ、丹波少将成経トテ今年廿一ニ成給フ。折節院御所ニ<sup>4</sup>上臥シテ、未罷出程ナリケルニ、大納言ノ<sup>5</sup>共ニ有ケル侍一人<sup>6</sup>走来テ、「<sup>7</sup>上ニハ西八条殿ニ被<sub>レ</sub>召籠」サセ給ヌ。<sup>8</sup>今夜可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>失ト承リキ。君達モ一々ニ召<sub>レ</sub>給ベシト申アヘリ」ト聞エケレバ、「コハイカニ」トテアキレ給ヒ、物モ覚給ハズ。「左程ノ事ニ、如何ニ宰相ノ許<sub>レ</sub>ヨリハ告給ハザラン」ト、舅ヲ恨ミ給ケルニ、「門脇殿ヨリ」トテ使アリ。聞給ヘバ、「八条殿ヨリ、「少将相具シ<sup>9</sup>テ<sup>10</sup>来レ」ト被<sub>レ</sub>申遣」タリ。<sup>11</sup>急ギ先是<sub>レ</sub>へ入給ヘ。イカナル事ニカ、<sup>12</sup>浅猿ト云モ<sup>13</sup>疎也」ト被<sub>レ</sub>申タレバ、<sup>14</sup>肝魂モ<sup>15</sup>消ハテ、ウツ、心ナ<sup>〔五〕</sup>ニシ。兵衛佐ト云女房ヲ尋出シテ、泣々被<sub>レ</sub>語ケルハ、「夜部ヨリ世間<sup>17</sup>ノ物騒キ<sup>18</sup>様ニ聞ユレバ、例ノ<sup>19</sup>山大衆ノ下ヤラント、<sup>20</sup>徐ガマシク思侍レバ、カ、ル身ノ上ノ事ニ聞ナセリ。御前ニ<sup>21</sup>参テ今一度君ヲモ<sup>22</sup>見進セタク侍レ共、憚アル身ナレバ、思ナガラ空ク<sup>23</sup>テ罷出候ヌト御披露アレ」ト云モハテズ、袖ヲ絞ケリ。日比年来<sup>24</sup>ハ馴戯タリケル女房達モ出合ツ、<sup>25</sup>「何事ニカ浅増ヤ。サテ出給ナバ、後イカ<sub>レ</sub>聞ナシ奉ラン」トテ、涙ヲ流シ各別<sup>26</sup>ヲ<sup>27</sup>悲ケリ。少将宣ケルハ、「八歳ニテ見参ニ入、十二ヨリハ、立<sup>28</sup>モ去事ナク、夜モ昼モ御所ニ<sup>29</sup>伺候シテ、

28 自<sup>いたはり</sup> 勞<sup>いたはり</sup> ナンドノ外ハ、一日モ不<sup>30</sup> 參事ハナカリキ。朝夕ニ龍顔<sup>りゆうがん</sup>ニ近ツキ進テ奉公忝ク、君ノ御糸<sup>いと</sup> 惜<sup>ほ</sup>シテ、朝恩<sup>あそみ</sup>ニ飽滿<sup>あみち</sup>明シ晩<sup>く</sup>シツルニ、イカナル目ヲミルベキヤラン。32 父大納言モ此暮ニ被<sup>レ</sup>失ベシトキケバ、33 同罪ニテコソアラズラメ。父左様<sup>さよう</sup>ニ成給ハンニハ、其子トシテ命生テモ何カハスベキト云<sup>いひ</sup>モハテ給ハズ、狩衣ノ袖ヲ顔ニ押アテ、泣給ヘバ、近候<sup>ちか</sup>ケル人々モ、袂<sup>たもと</sup>ヲ絞ヌハナシ。

【校異】 1 〈近〉合点あり。〈蓬〉「源平盛衰記辺巻 へ」、〈静〉「源平盛衰記辺巻 へ」。2 〈近〉「たんばのせうしやうめしとられ」、〈蓬〉「丹波少将被<sup>レ</sup>召」、〈静〉「丹波少将被<sup>レ</sup>召」。3 〈近〉行の冒頭に「丹波少将召捕付謀叛人被召捕事」と傍書。4 〈近〉「うへふしして」、〈蓬〉「うへ臥して」、〈静〉「上臥して」。5 〈蓬〉「供に」。6 〈近〉「はしりきたつて」、〈蓬〉「はしり来りて」、〈静〉「はしり来て」。7 〈近〉「かみには」、〈蓬〉「上には」。8 〈近〉「こんや」。9 〈蓬〉「テ」なし。10 〈近〉「きたれと候と」。11 〈蓬・静〉「念き」。12 〈静〉「浅増と」。13 〈近〉「をろかなりと」、〈蓬〉「疎也と」。14 〈近〉「きもたましるも」、〈蓬・静〉「肝魂も」。15 〈蓬〉「消はて」、〈静〉「きえはて」。16 〈近〉「夜るより」、〈蓬〉「よへより」。17 〈蓬・静〉「ノ」なし。なお、「世中」。18 〈蓬〉「様ニ」なし。〈近・静〉「やうに」。19 〈近〉「山の大小ゆの」、〈蓬〉「山の大小の」。20 〈近〉「おこかましく」、〈蓬・静〉「徐かましく」。21 〈近〉「まいて」、〈蓬・静〉「まいりて」。22 〈蓬〉「見まいらせてく侍れとも」。23 〈蓬〉「テ」なし。24 〈蓬・静〉「ハ」なし。なお、「静」「日比年比」。25 〈近〉「かなしみたり」。26 〈蓬・静〉「モ」なし。なお、「蓬」「たちさる事なく」、〈静〉「立さる事なく」。27 〈蓬・静〉「祇候して」。28 〈近〉「みつから」、〈蓬・静〉「をのつから」。29 〈近〉「いたはりなどの」。30 〈近〉「まいらぬ」、〈蓬〉「不参の」、〈静〉「不参」。31 〈近〉「ふかうして」、〈蓬〉「深くして」、〈静〉「ふかくして」。32 〈近〉「ち、大なこんも」、〈蓬〉「父の大納言も」、〈静〉「父の大納言も」。33 〈近〉「とうさいにてこそ」、〈蓬〉「同罪にてこそ」、〈静〉「同罪にてこそ」。34 〈近〉「なりたてたまはんには」。

【注解】 ○丹波少将被召捕 「丹波少将」は藤原成親の長男である藤原成経。母は藤原親隆女。保元元年（一一五六）四月二十日に誕生か（次項注解参照）。嘉応二年（一一七〇）十二月九日に十五歳で叙爵して丹波守に、翌承安元年（一一七一）九月九日に右近少将に任ぜられ、同三年十月二十一日、最勝光院供養の院御給により従四位下となっている。安元三年（治承元年（一一七七））六月十八日にこの事件に連座して解官された（隆職注送云、解官之人四人、今日被<sup>レ</sup>宣下云々、権大納言成親、左少将尾張守盛頼、右少将丹波守成経、越後守親実「玉葉」六月十八日条。盛頼は、成親の弟、親実は成経の十二歳違いの弟。なお、諸本の中では〈延・長・盛〉が、鹿の谷の酒宴に成経も

参列していたことを記す（本全釈一五一一〜一五二頁参照）。『百練抄』は、六月一日に成親・西光とともに成経も捕縛されたと記すが（入道大相国召取権大納言成親、右近少将成経、左衛門尉師光法師（法名西光）六月一日条）、それが源行綱の密告による謀議の発覚によるものであった（成親卿已下有密謀之由、源行綱告言入道相国云々）同とする点からすると、この記事は『平家物語』に依拠したものらしい（『愚管抄』にも行綱密告記事はあるが、成経捕縛記事はない）。他の史料からは六月一日時点での成経の捕縛は確認できない。なお、本記事においても、成経は西八条殿に召喚されているが、成親や西光のように捕縛されず、身柄は舅教盛に預けられている。そ

の点からすると、章段名としては〈蓬・静〉「丹波少将被<sub>レ</sub>召」が妥当か。なお、成経が捕縛されるものと成親や家の者が心配している様子が巻五に描かれていた。全釈一六一四二頁「少将モ被<sub>レ</sub>召捕ヌルヤラシ」項、七〇頁「少将殿ヲモ君達ヲモ」項参照。○今年廿一ニ成給フ　ここで成経が二十一歳であることを示すのは〈鬮・延・長〉も同。また〈鬮・延・長・盛・屋・覚・中〉のいずれも、次々節の乳母六条の言葉の中で成経の年齢を二十一歳とする〈盛〉「廿一マデ奉<sub>レ</sub>生」、〈延〉「廿一年ヲ送リヲ、シ立奉<sub>レ</sub>テ」(三三ウ)、〈屋〉「今年ハ二十一年也」(一四一頁)など。しかしながら、久保田淳は、『兵範記』久寿三年四月二十日条に「越後少将女房自<sub>レ</sub>暁産氣……及<sub>レ</sub>秉燭<sub>レ</sub>男子誕生」とあるのが、成経の出産記事に該当するのではないかと指摘する。とすれば、正しくはこの年二十二歳。○折節院御所ニ上臥シテ、未罷出程ナリケルニ　この時成経が院御所で「上臥」していたとするのは諸本共通。「上臥」は宮中または院中に宿直すること。院御所が法住寺殿であることを明記するのは〈鬮・屋・覚〉(「上<sub>レ</sub>臥院御所法住寺殿<sub>末</sub>被<sub>レ</sub>罷出程」(院の御所法住寺殿に上臥して、未だ罷り出でられぬ程なりけるに。〈鬮〉一下―二三ウ)。法住寺殿は、広義には鴨川東岸から東山にかけての広大な敷地に設けられた、七条殿(北殿)、南殿を中心に、蓮華王院、最勝光院などを含む、御所と御堂からなる院御所の総称として理解される。発掘調査によれば、北殿が七条大路末の北側に設けられていたのに対し、南殿は八条坊門小路末の南側にあり、間に蓮華王院、建春門院陵があった(山田邦和一二三頁)。ただし、『玉葉』では北殿は「七条殿」と呼ばれ、南殿を「法住寺殿」と記して区別される。〈延・長・盛〉でも、〈延〉巻一「法住寺殿へ行

幸成ル事」では「夜中ニ主上腰輿ニ召<sub>テ</sub>、法住寺殿へ行幸ナル」(一〇二オ、〈長・盛〉も同じ)、巻五「文学院ノ御所ニテ事ニ合事」では「院ノ御所法住寺殿へ参<sub>テ</sub>、御奉加アルベキヨシ申ケルホドニ」(二三ウ、〈長・盛〉も同じ)と「法住寺殿」とする一方で、巻三「法皇ヲ鳥羽ニ押籠奉ル事」では「廿日、院御所七条殿ニ軍兵雲霞ノ如ク四面ニ打カコミタリ」(九八ウ、〈長・盛〉も同)、巻四「新院殿島へ御参詣之事」では「去年ノ正月四日、朝覲ノ為ニ七条殿へ御幸ナリシ事思召出<sub>テ</sub>」(二一オ、〈長・盛〉も同)と「七条殿」とするようになり、法住寺殿と七条殿が区別されている。同じ場面、〈鬮・屋・覚・中〉では、前者は同じく「法住寺殿」とし〈鬮〉は〈延〉巻五該箇所を欠く、後者も〈屋〉「同廿日、院御所法住寺殿ニハ軍兵四面ヲ打困奉ル」(三三〇頁、〈覚・中〉も同)、〈覚〉「去年の正月六日のひ、朝覲のために法住寺殿へ行幸ありしには」(上一二〇三頁、〈中〉も同、〈屋〉は欠卷)など「法住寺殿」となっており〈鬮〉は当該卷を欠く、院御所を「七条殿」とする用例は認められない。したがって、本記事で〈鬮・屋・覚〉に「法住寺殿」と記された御所がどちらを指しているかは不明。広義の法住寺殿は、永暦二年(一一六一)に完成して以降、幾たびかの改修・増築が行われているが、川本重雄の時代区分によれば、治承元年は上下の七条殿が一つにまとめられた「第三期」(承安四年から治承三年の清盛クーデター時(一二七四―一二七八)(一二七頁)に当たり、「南殿は朝覲行幸や賀の祝宴を催す儀式専用の御所」であったのに対し、七条殿は「普段の御所として利用された」(一二五〇―一二五一頁)。なお、『玉葉』によれば、このような状況下にあったにもかかわらず、院御所では法華八講が開催された(今日院中猶被<sub>レ</sub>行御八講ニ云々)。

これは四月十九日から開始された五日毎の百ヶ日八講の一環であろう（「自今日法皇被<sub>レ</sub>始修百ヶ日八講」、僧五十口、毎五ヶ日被<sub>レ</sub>請十口云々）四月十九日条。この八講は七条殿で行われており、「愚昧記」「今日、法皇奉為故女院（建春門院）被<sub>レ</sub>始行法華八講（略）着直衣參院（七条殿）（略）其儀先法皇渡御々堂」治承元年四月十九日条、人々は七条に参集して「御堂」へと移動しているの、「御堂」は北殿の敷地もしくは近隣に建てられていたと思われる。したがって、院は六月一日にも北殿（七条殿）に滞在していた可能性が高いだろう。

○大納言ノ共ニ有ケル侍一人走来テ、「上ニハ西八条殿ニ被<sub>レ</sub>召籠サセ給ヌ。今夜可奉失ト承リキ。君達モ一々ニ召<sub>レ</sub>給ベシト申アヘリ」ト聞エケレバ、成親の侍が院御所の成経の許に捕縛の報をもたらしたとするのは諸本共通。〈鬪・延・長・屋〉は〈盛〉と同じく、「大納言殿ハ、ケサ西八条殿ニ被<sub>レ</sub>召籠サセ給ヌ。今夜可奉失之由聞ヘ候。君達モ皆召<sub>レ</sub>給ベシトコソ承ツレ」（〈延〉三二〇、〈屋〉は成親が西八条に監禁されたことのみを記す）と、成親北の方への報（〈盛〉「上ニハ西八条殿ニ召籠ラレサセ給ヌ。今夕可奉失トテ、晩ヲ待トコソ承ツレ」（一―三三八頁）。なお、君達の件については、この後に、歎くばかりの北の方に対して、侍が、「何ニ角テハオハシマスズヤ。少将殿ヲモ君達ヲモ、一々ニ食トリ進セントコソ承ツレ。去バ叶ハヌマデモ、暫ク立忍バセ給ヘカシ」（一―三三九頁）と言ったとする中に記す）とほぼ同内容を伝える。これに対し、〈覚・中〉は「大納言の侍共、急ぎ御所へ馳<sub>テ</sub>参<sub>リ</sub>テ、少将殿を呼び出し奉り、此由申に」（〈覚〉上―八八頁）とするだけで、報告の内容を記さないのは、先出の北の方への報告との重複を避けたものか。成親の君達については、本全釈

一六―七〇頁「少将殿ヲモ君達ヲモ、一々に食トリ進セントコソ承ツレ」項参照。○「コハイカニ」トテアキレ給ヒ、物モ覚給ハズ、突然の知らせに「コハイカニ」と驚き慌てる成経の姿を描くのは、〈盛〉の他は〈延・長〉。侍の報告の言葉を持たない〈覚・中〉は、この叙述も欠く。〈鬪〉は、「法皇此何被<sub>レ</sub>仰中々澆御座」（法皇、「此は何に」と仰せられて、中々澆<sub>テ</sub>御座す。一―一三三ウ）と、知らせを受けて狼狽したのが後白河院であったとする。つまり、「侍一人參院。御所ニ」とある侍の報が、そのまま院の元へと伝えられたと理解していることになる。その場合、この後成経が対面を求める以前に、院には成親捕縛の事実が知らされていたという設定となり、齟齬が生じることとなる（次節「今朝ノ相国ガ使モ不得御意ツルニ、此等ガ内々計シ事ノ漏ニケルヨ」項参照）。○「左程ノ事ニ、如何ニ宰相ノ許ヨリハ告給ハザラン」ト、舅ヲ恨ミ給ケルニ、成経は、平教盛の娘を北の方としていたにもかかわらず、父大納言捕縛という重大な知らせが、未だ教盛からはもたらされていないことへの不信・恨みを抱いたところに、教盛からの知らせが届くとする。〈鬪・長〉も同。〈屋・覚・中〉も「恨み」とは明記しないが、「などや宰相の許より、今までしらせざるらん」との給ひもはてねば」（〈覚〉上―八八頁）と不審を抱く。〈延〉は、成経が「サリトモ宰相ノ許ヨリハ、カクト申サレンズラン」ト思給シホドニ」（三二〇）と、舅の許から確かな知らせがあるだろうと思っているところに、知らせが届く様子を描く。「宰相」は平教盛。教盛については、既に「内蔵頭教盛朝臣」項（七一―八頁）に記したが、必要事項を記す。大治三年（一一二八）の生で、清盛の十歳年下の異母弟。母が待賢門院に仕えたという縁から後白河院近臣



として活動、応保元年（一一六一）には、二条天皇を廢して憲仁親王（後の高倉天皇）擁立を図ったとの嫌疑がかけられ、平時忠、藤原成親らと共に解官されたが、これは後白河上皇と二条天皇との対立に巻き込まれた結果とされる。仁安三年（一一六八）に正三位参議に進み、門脇宰相と呼ばれ、安元三年（一一七七）四月、延暦寺大衆が院御所へ強訴に押し寄せた際には、警固のために出勤している（本全釈一一六一―六二頁「神輿堀川猪熊ヲ過サセ給テ…」項参照）。○「八条殿ヨリ、『少将相具シテ来レ』ト被申遣タリ。急ギ先是へ入給へ。イカナル事ニカ、浅猿ト云モ疎也」ト被申タレバ〈闕〉「何事麼自西八条殿（○奉具少将）可承（○之由被申（○疾々渡給申者此何事浅猿云愚也）（何事やらん、西八条殿より「少将を具し奉れ。承るべき」由申されたり。疾く疾く渡り給へ」と申しければ、此は何なる事にや、浅猿しと云ふも愚かなり。一下―二四オ）、〈延〉「『具シ奉テ来レ』ト八条ヨリ被申タリ。トクく渡給へ」。コハイカナル事ニヤ、浅猿トモ愚也」（二二ウ、〈長〉もほぼ同）。これは成親・西光捕縛という清盛の行動と、その原因となった鹿の谷の謀議等の事情について、教盛が清盛から全く知らされていなかったという状況を示唆するものとして理解できよう。〈屋・覚・中〉でも、教盛が事件について何も知らないとするのは同じ。〈屋〉「何事ニテ候ヤラン。西八条ヨリキツト具奉レト候。急ギ出サセ給へ」（二三八頁。〈覚〉もほぼ同。〈中〉は「何事ニテ候ヤラン」の語を欠く）。なお、〈長・盛〉は「イカナル事ニカ、浅猿ト云モ疎也」までを教盛の発話としているが、〈闕・延〉はこの点やや曖昧で、事情を知らないままに突然清盛からの召還を受けた教盛の感想とみるか、待っていた教盛からの知らせでも事情がわから

ずに困惑する成経の感想とみるか、解釈が分かれるところとなる。○「肝魂モ消ハテ、ウツ、心ナシ」〈盛〉が、教盛からの知らせに茫然自失する成経の姿を描くのに対し、〈長〉は「その時少将は、まことと聞さだめたまひて」（上一―五六頁）と、教盛からの知らせで、侍の報が事実であることを確認する様子が語られ、〈覚〉では「少将此事心得て」（上一―八八頁）と、事態を察知した成経の様子が描写される。〈闕・延・屋・中〉は、成経の反応を示す当該の叙述を欠く。○「兵衛佐ト云女房ヲ尋出シテ」兵衛佐は伝未詳。後白河院に近侍する女房。女房の名を「兵衛佐」と明記するのは〈闕・延・長〉。〈屋・覚・中〉は「御所ノ近習ノ女房達」（〈屋〉一三八頁）と名を記さない。〈延全注釈〉は、維盛と北の方の恋物語の場面に、北の方の「乳母子ニ兵衛佐ト申ケル女房」が登場することに着目し、〈延〉「近習ニテオハシケル兵衛佐」（二二ウ）を「成経の近習」と理解して、両者が同一人物である可能性を指摘するが（巻二―一四八頁）、ここに登場する「兵衛佐」は、後白河院に近習している女房と理解するのが正しい。なおこれ以降本節終末まで、諸本で若干構成が異なる。それを整理すると次のようになる。

	〈闕・延・長・盛〉	〈屋〉	〈覚〉	〈中〉
①	兵衛佐を尋ね出して語る。			
	A山門の騒動と思っていたが、我が身の問題であつた。			
	B院に対面したいが、世間が憚られる。			
②	馴染みの女房達が出てきて嘆く。	②' 近習ノ女房	②'	②'

C 幼少より院に近侍し、朝恩に浴してきた。 D 父成親が死罪となるならば自分も同罪になる だろう。	A	D	C
	A	D	D
	A	C	A

大きく見ると、〈闘・延・長・盛〉では先ず成経が兵衛佐を探し出して昨夜以来のことを語っていると、馴染みの女房達も出てきて共に嘆くので、成経は更に過去を回顧して、父と自分の運命を語り続けるといふ構成となっている。これに対して〈屋・覚・中〉では①の「兵衛佐」は登場せず、成経は最初から②「近習ノ女房達」を呼び出して、昨夜からのことを語るといふ構成となっており、その語る内容や順序についても、語り本間で異同が見られる。○「夜部ヨリ世間ノ物騒キ様ニ聞ユレバ、例ノ山大衆ノ下ヤラント、徐ガマシク思侍レバ、カ、ル身ノ上ノ事ニ聞ナセリ」『玉葉』治承元年五月二十九日条に「人伝云昨日禅門相国参院、有御対面云々。大略堅東西之坂、可責台山ノ之議、一定了云々」とあり、この時の兼実が、院の命を受けた清盛が延暦寺に対して軍事行動に出ると思い込んでいた状況が窺える。これがこの時点での貴族大半の認識であったのだろう。成親のもとに清盛からの召還があったときも、成親が「例ノ山ノ大衆ノ事ヲ院ヘ被申ズルニコソ」(盛 1—三三八頁)と思ったのと同じ反応が成経の言葉から伺える。成経も、成親同様、二十九日夜からの軍兵の動きは、山門に対するものであり、自分には直接関わりのないことと思いい込んでいたところ、思いがけなくも自分が当事者の事件であったという衝撃を表している。「徐ガマシク」を〈近〉「おこかましく」とす

(3)

るのは誤写で、〈蓬・静〉のとおり「よそがましく」と読むのが正しい。〈闘・延・長・屋・覚〉「余所ニ思テ」(延 三一ウ)、「中」(延 三二ウ)「存テ」(九 三頁)。「人」ことのように「の意。『邦訳日葡辞書』Yosogamaxi; ヨソガマシイ、見知らない(もの)、あるいは、よそのものらしい(もの)」「Yosogamaxi. ヨソガマシウ、見知らないもののように、あるいは、よく知らないもののように」(八三〇頁)。また、ロドリゲス『日本文典』では、「この語は過度とか余分とか衝気とか様子とか、即ちYona(やうな)と同じ意を示して、名詞と複合する。Yidanganaxij(油断がまし)。Fagjanaxij(恥がまし)。Fareganaxij(晴がまし)。Yosogamaxij(他所がまし)。…(略)…Sate yosogamaxij vojigunio nasaruru.(おて他所がまし御辞儀をなざる)。『客物語』(Quacu Monog.) (三三三頁)、「助辞又は動詞のGAMAXII(がまし)に就いて」と説明される。〈日国大〉は〈盛〉の当該箇所や『曾我物語』の例を引く。謡曲『水無瀬』(喜多流、作者不明)「親と名乗らで情なく。よそがましげにおはします。恨み申しに参りたり」(謡曲二百五十番集)三三三頁)、『幻中草抄』「さてもさはその身のはてのいかならんよそがましげの人のけしきや」(恋田知子六九頁。解説によれば、お伽草子『幻中草打画』の抄出本であり、その奥書によれば、慶長十一年(一六〇六)に他本より転写されたもの)。室町期の語彙か。○御前ニ参テ今一度君ヲモ見進セタク侍レ共、憚アル身ナレバ、思ナガラ空クテ罷出候ヌト御披露アレ 〈闘・延・長・屋・覚・中〉同様だが、成経が自分の立場を考えて院との対面を遠慮する姿勢を示すというのは、特に〈延・長・盛〉に一貫した成経像の造型。赦免されて帰洛の後も、対面を遠慮する姿勢が描かれる(延)「少将、イツシ

カ御所へ参リテ、君ヲモ見奉バヤト被思ケレドモ、恐ヲナシテ、無左  
右ニモ参リ給ハズ。法皇モ御覽ゼバヤト被思食ケレドモ、世ニ御憚リ  
有テ、被召事ナカリケリ」卷三二一五(一オ)。「四」は、「世間モ尚慎シテ  
怖シケレハ人ニ不対面モセテハ深忍テ御法皇何シ賀御讃セバヤト被思食無  
召」(世間も尚ほ慎ましく怖しかりければ、人に対面もせさせたまは  
ず、深く忍びてぞ御しける。法皇、何賀御讃せばやとは思し食されけ  
れども、召しも無し。卷三二一〇五右)と、成経は人との対面を憚り、  
法皇も召すのを遠慮していたと「延」にはば同。「長・盛」では、「延」  
と同様に対面を遠慮していた所、清盛から許されて出仕を促されて、  
院との再会を果たしたとする。「屋・覚・中」には院との再会を願う  
叙述そのものがなく、「闘」は当該巻を欠く。〇八歳ニテ見参ニ入、  
十二ヨリハ、立モ去事ナク、夜モ昼モ御所ニ伺候シテ、自勞ナンドノ  
外ハ、一日モ不参事ハナカリキ「延」成経八才ニテ見参ニ罷入テヨ  
リハ：(三二ウ)など、「闘・延・長・屋・中」もほぼ同内容を語る。  
〈覚〉のみ当該本文なし。成経の経歴については、嘉応二年(一一七〇)  
十五歳での叙爵以前については不明で、「校注盛」は「八歳の時、後  
白河法皇の「見参ニ入」というのは、童殿上したことをいうか」(1  
一一九〇頁頭注)と指摘、これを受けて「延全注釈」は「八歳で院の  
童殿上をし、十二歳から本格的に伺候したものか」(二四九頁)と指  
摘する。松本昭彦は、古典作品における事例の検討を踏まえて、「上  
級貴族の子弟が貴族見習いとして童殿上するのも早くて七歳であり、  
「中古・中世を通じて「七歳」は教育を開始できる年齢として人々に  
意識されていた」(七頁)と指摘する。また、松本は当該箇所似た  
百二十句本『平家物語』卷七第六十九句「維盛都落ち」の次の例を引

くが、これには成経の事例の影響が考えられるか。「(経正)八歳のと  
き、参りはじめ候うて、十三にて元服つかまつり候ひしまでは、あひ  
いたはることの候ひしよりほかは、御前をたち去ることも候はざりし  
に」(「集成」中一二三四頁)。これによれば、経正は、八歳の時に守  
覚法親王のもとに初参し(童殿上か)、十三歳で元服するまではずつ  
と側に仕えていたことになる。因みに「延」の該当記事は、卷七一  
八二ウ「経正十一歳ト申シ年ヨリ此御所ニ初参任テ朝夕御所ヲ立ハナ  
レマイセズ」と、童殿上でもなく、元服の年でもなく、初参の(この  
場合は、あるいは童殿上を意味するのか)年齢を記するのであろう。な  
お、卷七「丹波少将召下」には、配流直前の成経が若君に対して「七  
歳ニナラバ元服セサセテ御所へ進セントコソ思シニ」(一四三五頁)  
と語る場面があり、諸本にもほぼ同様の言葉が記されている(傍線部  
「元服セサセテ」を「男ニナシテ」(「延」卷二一六二オ)とするのは「延・  
長・屋・覚」。「御所へ」は「内へ」(「屋」一七七頁、「君へ」(「覚」  
一〇八頁)、「院へ」(「中」一一三頁)など若干の異同がある)。これ  
に準じるならば、元服前の童殿上ではなく、元服しての出仕を意味し  
ている可能性もあるか。『山槐記』治承二年(一一七八)六月二十八  
日条には、「今日関白殿少将(師家)、召主殿司賜祿、先例童殿上之後  
給之、而今度童殿上元服同日有此事、而被過五月之真、及今日也」と  
あり、師家の場合は七歳の時に童殿上と元服が同時に行われていたこ  
とがわかる。「自勞ナンドノ外ハ」を、「近」「みつからいたはりなと  
のほかは」、「蓬・静」をのつから勞(イカハリ)なとの外は。「延・長」は「所  
勞ナムドノ候ハヌ限ハ」(「延」)とする。「盛」の場合は「おのづから  
いたはり」と読んで、「たまたま病氣などをしたときには」の意と解

するのが妥当か。○朝夕ニ龍顔ニ近ツキ進テ奉公忝ク、君ノ御糸惜ミ深シテ、朝恩ニ飽満明シ晩シツルニ（闘）「夜昼不立去御前候」御所（忝蒙）君御糸惜（誇楽）明晩候（夜昼御前を立ち去らず御所に候ひて、忝くも君の御糸惜しみを蒙り、楽しみに誇りて明かし晩し候ひつるに。一―二四オ）、〈延〉「朝暮ニ龍顔ニ咫尺シ奉テ、朝恩ニノミアキ満テ、明シ晩シ候ツルニ」（三三オ、〈長〉も同）、〈屋〉「朝夕龍顔ニ近付奉リ、朝恩ニ飽満テ罷過候ツルニ」（三三九頁）、〈中〉「てうせき御ぜんにかかづきまいらせて、なのめならず御いとをしみをかうぶり候つるに」（九二頁）など、諸本ほぼ同様の内容を記すが、〈寛〉のみ当該叙述を欠く。こうした近仕ぶりについて、〈延全注釈〉は「成親は『愚管抄』巻五に「院ノ男ノオボヘ」として寵愛された」と記される。子の成経との間に類似の關係を見ることが可能か（一四九頁）と指摘する。なお、由井恭子は、後白河院の周辺には芸道にすぐれた人物が多く、成親も笛の名手であると同時に、今様にも長じていた（尊経閣文庫蔵『今様の濫觴』の今様相承系図の成親左注には「後ニハ後白河院御弟子也」と記されている）ほか、成経と同腹の兄弟で妙音院師長室となった成子も琵琶に優れており、成経もこうした芸能に優れていた可能性が高いことを指摘している。安元二年（一一七六）三月四日の後白河院五十の御賀においては、弟成宗、平維盛、平清経

## 【引用研究文献】

- \* 川本重雄「統法住寺殿の研究」（高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣一〇〇六・六）
- \* 久保田淳「丹波少将成経生年考」（『中世の文学 附録（拾遺愚草古注・下・附録）』一四号、三弥井書店一九八九・六）
- \* 恋田知子「陽明文庫蔵『道書類』の紹介（三）…『幻中草抄』翻刻・略解題」（三田国文四七号、二〇〇八・六）
- \* 松本昭彦「中古・中世文学に見る「七歳」の意味―小学校満六歳入学生源の淵源として―」（三重大学教育学部研究紀要五九、二〇〇八・三）

らとともに左方の楽人として青海波を舞っている（三五四―三五八頁）。男色關係があったか否かは別としても、父成親とともに、早くから院の芸能サロンに近仕した可能性は認めてもよいのではないか。○父大納言モ此暮ニ被失ベシトキケバ、同罪ニテコソアランズラメ先の報告者の言葉「今夜可奉失ト承リキ」を受けた反応。〈闘・延・長・寛・中〉も同様の叙述をもつ。ただし〈寛・中〉は前出の「御前ニ参テ今一度君ヲモ見進セタク侍レ共、憚アル身ナレバ、思ナガラ空クテ罷出候ヌト御披露アレ」に該当する箇所の前に置く。〈屋〉のみこれを欠く。〈延・長・盛〉の場合、鹿の谷の謀議への成経の参加を明記している点（本全釈一五―一五二頁「当座ニハ新大納言家父子」項参照）との呼応を考えるならば、この言葉はより実感を帯びたものとして理解できよう。自らも処刑されることを予測し、死ぬ前に一目なりとも院に對面したいとの願いへと展開する。○父左様ニ成給ハンニハ、其子トシテ命生テモ何カハスベキ 父成親が処刑され、たならば、自分が生き残ってもしかたがない、とする成経の思いは、〈盛〉の他には、〈闘〉のみが記す（但父被失（之上世中何事有（心留（。但し父失はれん上は、世の中に何事か心留むること有らん。一―二四オ）。同様の成経の思いは、『平家物語』諸本に共通して、この後の教盛とのやり取りのなかにも見える。

\* 山田邦和「後白河天皇陵と法住寺殿」(高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣二〇〇六・6)

\* 由井恭子「藤原成経の伝記研究―萬秋楽の秘曲を中心に―」(山田昭全編『中世文学の展開と仏教』おうふう二〇〇〇・10)

兵衛佐<sup>1</sup>御前ニ<sup>2</sup>参テ、此由角ト申ケレバ、法皇大ニ<sup>3</sup>驚カセ御座テ、「今朝ノ相国ガ使モ<sup>4</sup>不<sup>レ</sup>得御意ツルニ、此等ガ<sup>5</sup>内々<sup>6</sup>計シ事ノ漏ニケルヨ」ト、浅増ク被<sup>レ</sup>思召<sup>レ</sup>テ、「去ニテモ是ヘ」ト<sup>7</sup>御<sup>レ</sup>気色有ケレバ、世ハツ、マシカリケレ共、今一度君ヲモ見進セント思ツ、志計ニテ<sup>8</sup>御前ヘハ参タレ共、涙ニ咽テ物モ不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申。法皇モ御涙ヲ。押ヘ御座シテ、<sup>三五四</sup>御詞モ出サセ給ハズ。少将ハイト、涙ノ流ケレバ、袖ヲ顔ニアテ、罷出給ヌ。御所中ニ<sup>10</sup>候台給タリケル人々、<sup>11</sup>門外マデ遥ニ見送テ、各袖ヲ被<sup>レ</sup>絞ケル。法皇ハ又モ<sup>12</sup>不<sup>レ</sup>御覽事モヤト思食ケルニヤ、<sup>13</sup>御簾近<sup>14</sup>御幸アリテ、御涙ヲ<sup>15</sup>拭ハセ給ケルゾ忝キ。「末代コソ心憂ケレ。<sup>16</sup>角シモヤ有ベキ。王法ノ尽ヌルカ」ト、<sup>17</sup>御口惜ゾ思召レケル。近<sup>18</sup>奉<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>召仕一人々モ、此ハ人ノ上ト不<sup>レ</sup>可思、又イカナル事カ聞<sup>19</sup>ミズラント、安キ心モナシ。

【校異】 1 〈蓬〉「御前に」、〈静〉「御前に」。 2 〈近〉「まいて」、〈蓬・静〉「まいて」。 3 〈近〉「おとろかせおはしまして」、〈蓬〉「驚かせおはしまして」、〈静〉「驚せおはしまして」。 4 〈近〉「御こころえさりつるに」。〈蓬〉「御」なし。「心得さりつるに」。〈静〉「不<sup>レ</sup>得御意<sup>19</sup>つるに」。 5 〈近〉「なひく」、〈蓬〉「内々」。 6 〈近〉「はかりし」、〈蓬〉「計し」、〈静〉「計し」。 7 〈近〉「御きしよく」、〈蓬〉「御気色」、〈静〉「御気色」。 8 〈近〉「御せんへは」、〈蓬〉「御前へは」、〈静〉「御前へは」。 9 〈近〉「さへおはしまして」、〈蓬〉「さへ御座て」。 10 〈蓬・静〉「さふらひあひ給たりし」。 11 〈近〉「もんくはいまで」、〈蓬〉「門外まで」。 12 〈近〉「御らんせぬ」、〈蓬・静〉「御覽せざる」。 13 〈近〉「きよれん」、〈蓬・静〉「御簾」。 14 〈近〉「こかう」、〈蓬・静〉「御幸」。 15 〈近〉「のこはせ給ひけるぞ」、〈蓬〉「のこはせ給そ」、〈静〉「拭はせ給ふぞ」。 16 〈蓬〉「かくてもや」。 17 〈蓬〉「御」なし。 18 〈近〉「奉」なし。なお、「めしつかはるゝ」。

【注解】 ○今朝ノ相国ガ使モ不<sup>レ</sup>得御意ツルニ、此等ガ内々計シ事ノ漏ニケルヨ 〈延〉「今朝相国ノ使ノ有ツルニ、事出ヌトハ思食ツ」(三三)オ、〈長〉も同、〈屋〉「サレバコソ、今朝ノ入道ガ使ニハヤ心エツ。是等ガ内々ハカリシ事ノ漏ニケルヨ」(三九頁)、〈覚〉「さればこそ。けさの入道相国が使に、はや御心得あり。あは、これらが内々はかりし事の洩れにけるよ」(上―八八頁)等、後白河院は、六月一日の朝に清盛よって派遣された安倍資成からの照会(「近ク被<sup>レ</sup>召仕之輩、恣ニ朝恩ニ誇、刺謀叛ヲ巧、世ヲ乱ベキヨシ承問、尋沙汰仕ルベキ」

〈盛三三三頁〉によって、ことが露見したことを察知していたとする。

その場合、院自らは謀議の発覚を自覚していたにもかかわらず、近仕していた成経には何の情報も与えていなかったことになる。〈闘〉も法皇大<sup>10</sup>驚思食<sup>11</sup>此等内々支度事共<sup>12</sup>泄聞耶<sup>13</sup>浅猿被思食<sup>14</sup>」(法皇も大きに驚き思し食して、此等が内々支度せし事共の泄れ聞こえけるにやと浅猿しく思し食されけり。二下―二四ウ)と、院の驚きを記すが、〈闘〉では先に成親従者の報で、院が事態の展開を把握したとしているので、内容的にやや齟齬を来していることになる(前節の注解「コ



ハイカニ」トテアキレ給ヒ、物モ覚給ハズ」参照。〈屋・覚・中〉もこれに近い。こうした齟齬は、他本にも見られる。例えば、〈延・長〉では、冒頭に引いたように、後白河法皇は、今朝清盛の急使を受けた時、「事出ヌトハ思食ツ」（〈延〉三二一オ）と、事件の発覚を意識している。また、〈屋・覚・中〉も、前掲「入道が使ニハヤ心エツ」（〈屋〉）に見るように、後白河法皇は今回の事件の詳細に気付いていたとする。このように他本では、院が既に事態を察知していたとするため、成経からの報に接して驚愕することにはいささかの矛盾が生じている。これに対し〈盛〉は、この時の使者の照会「近ク被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>之輩、恚ニ朝恩ニ誇、刺謀叛ヲ巧、世ヲ乱ベキヨシ承間、尋沙汰仕ルベキ」が、清盛のどのような意図を含んだものであるのかを理解できなかったが（「今朝ノ相国が使モ不得御意ツルニ」。清盛の急使があった時の後白河法皇の反応も「此事コソ御意得ナケレ。コハ何事ゾ」（一三三三頁とあった）、成親の従者から成経への連絡で、初めて謀議が露見したことを悟ったとすることで、整合性をはかりつつ院の受けた衝撃を強調するものとなっている。井上翠は「このような認識のズレは、先述のとおり、盛衰記では静賢の諫言によって後白河院が鹿ヶ谷での酒宴に参加していないことに関連していると言えよう」と指摘する（四七頁）。〈盛〉においては、院が謀議の首謀者の立場から外されていることと、この場面との関連性の指摘と理解できる。ただし「此等ガ内々計シ事ノ漏ニケルヨ」とあるように、〈盛〉においても、鹿ヶ谷の酒宴への参加の有無にかかわらず、院が謀議について知っていたとしている点は、他本と共通している。○浅増ク被思召テ 〈盛〉の場合の「浅増」は、ことが露見したことを「思いがけなく」思った院の驚

きを示すか。院が「浅猿」と思ったとするのは〈闘〉も同様。他方、今朝の資成の参上でことの露見を悟っていたとする本文では、〈延〉「是等ガ内々謀リシ事漏<sub>レ</sub>ニケルヨナ」ト思食モ浅猿シ」（三二一オ、〈長〉も同）、〈覚〉「あは、これらが内々はかりし事の洩れにけるよ」とおぼしめすにあさまし」（八八〇八九頁）などは、事の露見はわかっていたと言いつつも慌てる院の困惑ぶりを評した語と理解できる。なお、〈屋・中〉は「浅増」の語を欠く。○世ハツ、マシカリケレ共、今一度君ヲモ見進セント思ツ、「慎まし」は「他に対して心が置かれ恥ぢずかしい。気がひける感じである」（日国大）。捕縛された成親の子という立場を考えて、成経が世間を憚る気持ち。〈闘〉「雖<sub>レ</sub>懼今一度被<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>君<sub>レ</sub>御容貌<sub>ヲ</sub>」（懼<sub>レ</sub>しと雖も今一度君の御容貌をも見奉らんと思はなければ。一下一三四オ）、〈延〉「世ハ怖シケレドモ、今一度君ヲモ見奉ラント被思<sub>レ</sub>ケレバ」（三二一オ、〈長・屋〉も同）も同様の心。〈覚・中〉にはなし。○志計ニテ 成経の思いを強調する〈盛〉の独自本文。対面を憚る気持ちよりも院への深い思いが勝って。「志」は「相手に寄せる好意」「ある特定の人の対して抱く恋情」（日国大）。〈盛〉に似た場面に使われた「志計」の用例がある。囚われの重衡のもとにかつての従者木工馬允友時が面会を求め、守護の武士に許しを請う場面。「…只年比ノ御情奉難忘思、一目見エモシ奉り見モ進バヤノ志バカリノ事也」ト泣々歎申バ、土肥次郎世ニモ哀ニ思ヒケレバ、「何カハ苦シカルラン」トテ免入ケリ」（五四六六頁）。一旦は対面を諦めて退出しようとした兵衛佐に伝言を託したが、院から「去ニテモ是へ」と促されたが故に、強い思いに負けて対面を果たしたとすることで、両者の強い絆が強調される。〈延・長・

《盛》では、帰洛後の成経が「少将、イツシカ御所へ参リテ、君ヲモ見奉バヤト被思ケレドモ、恐ヲナシテ、無左右一モ参リ給ハズ。法皇モ御覽ゼバヤト被思食ケレドモ、世ニ御憚リ有テ、被召事ナカリケリ」(《延》卷三一五一〇一五一ウ、《長・盛》も同様)と、両者が世を憚って対面を遠慮する場面が描かれる。ただし、《長・盛》では、これに続けて清盛による西八条へ召還と慰労があり、清盛の再出仕の指示に従った成経と院との再会が描かれる。つまり《長・盛》では、成経譚は、院御所から始まり、門脇殿での妻子との悲歎、西八条への召還、妻子との別離、配流と進み、赦免の後、父成親の旧跡(墓所、鳥羽殿)を辿りながら上洛、門脇殿での妻子との再会、西八条での慰労を経て後白河院との再会によって結ばれる、という構造を持つと言える。○御所中ニ候合給タリケル人々、門外マデ遥ニ見送テ、各袖ヲゾ被絞ケル 御所に居合わせた者たちが成経の名残を惜しみ門外まで見送りに出る。《延》では女房達が涙したとする。「門マデ遥ニ見送リテ御所中ノ女房達、限ノ余波ヲ惜ミ、シボラヌ袂モナカリケリ」(三二ウ、《闘・長》も同様)。《屋・覚・中》はやや描写が異なり、「院中の入々、少将の袖をひかへ、袂にすがって、名残ををしみ涙を流さぬはなかりけり」(《覚》上―八九頁)とする。ただし《闘・屋・覚・中》は、次の法皇の台詞の後にこの一文が置かれる。○法皇ハ又モ不御覽事モヤト思食ケルニヤ、御簾近御幸アリテ、御涙ヲ拭ハセ給ケルゾ(忝キ 法皇は、再び会うことはないのだろうかと思ひ、御簾近くまで出て成経を見送ったとする。《延・長・屋・覚・中》同、《闘》はそうした本文を欠く。前節の注解「御前ニ参テ今一度君ヲモ見進セタク侍レ共」に見たように、鬼界ヶ島に流罪された成経は、建礼門院の懐

妊により赦免され帰洛したが、《四・延》は、帰洛後も成経は世を憚りしばらくは法皇に対面する事は無かったとする。その点は、《長・盛》も同様だが、その後清盛の勧めもあり院参を果たしたとする。○末代コソ心憂ケレ。角シモヤ有ベキ。王法ノ尽ヌルカ 王法に言及するのは《盛》の他は《長》のみ。(「王法のつきぬる事こそくちおしけれ」1―一五七頁)。末代に及んで王法が衰微したことを歎く後白河院の姿は、卷三「二院御出家」(《盛》「是モ末代ニ及テ王法ノ尽ヌルニヤ」一二五頁)にも見えた。他本では、院は末代を歎くが、王法には言及しない(《闘》「上代有<sub>レ</sub>此事<sub>ハ</sub>末代<sub>コソ</sub>心憂<sub>レ</sub>ト」(上代には此<sub>カ</sub>事<sub>ハ</sub>有りし、末代こそ心憂<sub>レ</sub>けれと。二四ウ)、《延》「末代コソウタテク心ウケレ。強ニカクシモヤ有ベキ」(三二ウ)、《屋》「末代コソ心憂ケレ」(二四九頁、《覚・中》同)。○近奉被召仕人々モ、此ハ人ノ上ト不可思、又イカナル事力聞ミズラント、安キ心モナシ 《延》「近ク召仕ケル人々モ、更ニ人ノ上ト非可<sub>レ</sub>思、何ナル事力有ムズラント安キ心ナシ」(三二ウ、《長》も同じ)。《闘・屋・覚・中》には該当の本文なし。「近奉被召仕人々」とは、院の近習たちを指すか。《闘・屋・覚・中》は、この一文を削ることで、この場面が院の人々と成経との別れの涙にのみ焦点を当てた描写になっている。西光・成親が捕縛された六月一日の状況について、『玉葉』は「武士充満洛中、雲集禁裏、但院中寂寞云々。綽絶常篇、不遑記録」。猶院近臣等、悉以可<sub>レ</sub>擲取云々。今日院中猶被<sub>レ</sub>行御八講云々」(六月一日条)と記す。『顯広王記』は「凡院近習者十二人、可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>刑罰云々、凡可<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>咎者七人云々」(同日条)と具体的な人数を挙げて、院近習者多数が捕縛されるとの噂が流れていたことを記している。その後も『顯広王記』

は、「納言配流、西光今曉斬云々、按察・頭中将光能・法執行俊被<sub>レ</sub>召籠<sub>二</sub>云々<sub>一</sub>」（六月二日条、傍線部ミセケチ。この時の按察使は正二位源資賢、頭中将光能は正四位右近衛中将藤原光能。二日の時点で資賢・光能・俊寛が召し籠められたというのは誤報で、ミセケチはそれを反映したもののか）、情報が錯綜した緊迫した状況を伝える。まさに「衆口之説尤多、不能記録<sub>レ</sub>歟」（『愚昧記』六月三日条）であった。『玉葉』は、こうした数日の状況を、「京中騒動、上下諸人、皆以成<sub>レ</sub>怖畏。但院中無<sub>レ</sub>參入之人之由、禪門大以怒云々、仍昨今人々少々參入云々。院中上下形氣、如<sub>レ</sub>存如<sub>レ</sub>亡、失色損<sub>レ</sub>容云々。或有流<sub>レ</sub>涙之輩云々……院中近習之人々、皆悉令<sub>レ</sub>逃<sub>レ</sub>散妻子資財等、只一身許懋祇候云々。事變政改、誠只片時之間也。悲哉々々」（六月三日条）と伝える。但し、実際に成親・西光以外が捕縛されるのは三日夜からで（『玉葉』）「人伝云、昨夜亥刻、入道之許、擲召之輩六人云々。法性寺執行僧都俊寛、基仲法師、山城守中原基兼、檢非違使左衛門尉惟宗信房、同平佐行、同平康頼、已上法皇近習之輩也、各渡<sub>レ</sub>前庭見<sub>レ</sub>之云々、又預給等徒等、令<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>牢固之、於木工頭成房者、雖<sub>レ</sub>召寄、自院再三令<sub>レ</sub>乞請給、仍放免云々、猶以如<sub>レ</sub>夢」（六月四日条）、この捕縛者の名と状況は、『顯広王記』「法勝執行并信房・康頼・資行・基仲法師・山城守基兼、惣六人召取八条、被<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>眼前、迎<sub>レ</sub>各令<sub>レ</sub>脱<sub>レ</sub>本装束<sub>レ</sub>白衣、放<sub>レ</sub>木鳥<sub>レ</sub>面縛云々、明曉可<sub>レ</sub>斬<sub>レ</sub>頸云々」（六月三日条）とほぼ重なる。〈盛〉では、こうした人々の配流記事が、成経譚の後、西光処刑記事の前に置

## 【引用研究文献】

\* 井上翠 『源平盛衰記』の西光の機能（古典遺産七〇号、二〇二一・6）

かれており、実際には数日間に及んだ錯綜した状況を、西光・成親捕縛の当日の出来事として描いている。なお、成経への処分は『玉葉』六月十八日条「未刻、隆職注送云、解官之人四人、今日被<sub>レ</sub>宣<sub>二</sub>云々<sub>一</sub>。権大納言成親、左少将尾張守盛頼、右少将丹波守成経、越後守親実」まで確認できないが（盛頼は成親弟、親実も成経の異母弟）、これは縁坐が適用されたためか。縁坐の場合、父成親の罪が確定したところで処分がなされるのが通例で、成親捕縛の数日間に捕縛や処分が見えないのはこのためと考えられる。縁坐が適用された例としては、寛治七年（一〇九三）に高階が家が配流された際に、為章に対しても「依<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>長男」により「可有縁坐」とされている（実際には為章は免除され、四男が遠が停任処分を受けている）。『本朝世紀』寛治七年八月二十八日条「親父近江守為家朝臣、坐<sub>レ</sub>凌<sub>レ</sub>轢<sub>レ</sub>春日神民<sub>レ</sub>事除名配流、為章依<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>長男<sub>レ</sub>可有縁坐、然而依<sub>レ</sub>臨時之恩不<sub>レ</sub>坐、四男阿波守為遠一人停<sub>レ</sub>見任、非常斷、人主專<sub>レ</sub>之義也」。また、嘉承元年（一一〇六）に藤原季仲の配流に際しては息男懷季・実明が解官されている。『中右記』嘉承元年二月十七日条、「前帥季仲、改<sub>レ</sub>周防配流常陸、謀大逆<sub>レ</sub>者可<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>遠流、而依<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>中流也、又息男刑部少輔懷季、少納言実明解官」。なお、縁坐で処分される場合でも、罪状に直接関わっていないのであれば、高階が遠や藤原懷季・実明のように、解官の処分が通例であった。

少将ハ宰相ノ許へ被<sup>レ</sup>出タリケレ共、此事ノ聞エケルヨリ、北方ハアキレ迷<sup>レ</sup>テ、物モ覚ヌ<sup>1</sup>様ニテゾ<sup>2</sup>御座ケル。近産<sup>シ</sup>給ベキ人ニテ、何トナク日比モ<sup>3</sup>惱給ケルガ、此ヲ聞給テ後ハ、<sup>4</sup>イトゞ臥沈テゾ<sup>5</sup>御<sup>三</sup>座ケル。少将ハ今朝ヨリ<sup>6</sup>流涙尽セザリケル上ニ、<sup>7</sup>北方ノ有様ヲ見給ケルニコソ<sup>8</sup>無<sup>レ</sup>為<sup>方</sup>ケレ。責テハ此人ノ身ヲト成タランヲ見テ、何ニモ成<sup>バ</sup>ヤトオボサレケルゾ糸惜キ。六条トテ乳母ノ女房ノ有ケルモ、<sup>10</sup>臥倒テヲメキ叫ケリ。「血ノ中ニ<sup>11</sup>御座ヲ、此年比<sup>12</sup>生<sup>立</sup>奉<sup>リ</sup>テ、糸惜悲シト思<sup>ソ</sup>メ奉<sup>リ</sup>シヨリ、明<sup>テ</sup>モ<sup>13</sup>暮<sup>テ</sup>モ此御事ヨリ外ニ、又イトナム事モナシ。我身ノ年ノ積<sup>ラ</sup>バ顧<sup>ズ</sup>、<sup>15</sup>早く<sup>16</sup>成人シ給ハン事ヲノミ思<sup>テ</sup>、廿一マデ<sup>17</sup>奉<sup>レ</sup>生、<sup>18</sup>院内へ參<sup>ラ</sup>セ給<sup>テ</sup>モ、遅<sup>ク</sup>出<sup>サ</sup>セ御座セバ、心本ナク恋<sup>シ</sup>クノミ奉<sup>レ</sup>思<sup>ツ</sup>ルニ、コハ何<sup>ヘ</sup>御座ゾヤ。<sup>22</sup>棄<sup>ラ</sup>レ進<sup>テ</sup>、一日<sup>23</sup>片時堪<sup>テ</sup>有<sup>ベ</sup>シ共覚エズト、口説<sup>立</sup>テ泣<sup>ケ</sup>レバ、ゲニモサコソハ思<sup>ラ</sup>メトテ、少将モ涙ヲ押<sup>三</sup>五六<sup>六</sup>、<sup>24</sup>痛<sup>ク</sup>歎<sup>息</sup>給<sup>ベ</sup>カラズ。角宣<sup>ハ</sup>バ、イトゞ打<sup>副</sup>無<sup>レ</sup>為<sup>方</sup>覚<sup>ル</sup>ニ。乍<sup>ラ</sup>去<sup>我</sup>身ニ誤<sup>ナ</sup>シ。又宰相殿角<sup>カ</sup>御座セバ、縦<sup>イ</sup>カナル咎<sup>ニ</sup>当<sup>ベ</sup>クトモ、一度<sup>カ</sup>定<sup>ハ</sup>ナドカ申<sup>請</sup>ラザルベキト、去<sup>共</sup>トコソ思<sup>ヘ</sup>」ナド誘<sup>ヘ</sup>給<sup>ヘ</sup>ドモ、人目モ知<sup>ズ</sup>泣<sup>モ</sup>ダヘケリ。

【校異】1〈近〉「さまにてぞ」、〈蓬〉「やうにてぞ」。2〈近〉「おはしける」、〈蓬〉「御座ける」。3〈蓬〉「やみ給けるか」、〈静〉「ガ」なし。4〈蓬〉「いと」。5〈近〉「おはしける」、〈蓬〉「御座ける」。6〈近〉「流」なし。〈蓬〉「流るゝ涙」、〈静〉「流るゝ涙」。7〈底〉「方北ノ」を改める。〈近〉「きたのかたの」、〈蓬〉「北方の」、〈静〉「北方の」。8〈蓬〉「詮かたもなかりけれ」、〈静〉「詮方もなかりけれ」。9〈近〉「身のこと」。10〈近〉「ふしたふれて」、〈蓬〉「臥倒て」、〈静〉「臥倒て」。11〈近〉「おはしましゝを」、〈蓬〉「おはせしを」。12〈近〉「おふしたてまつりて」、〈蓬〉「生立まつりて」、〈静〉「生立まつりて」。13〈静〉「晩ても」。14〈近〉「よはひをは」。15〈近〉「はやく」、〈蓬・静〉「とく」。16〈近〉「せいしんし給はん」、〈蓬〉「成人給はん」、〈静〉「成人給はん」。17〈近〉「おふしたてまつり」、〈蓬〉「生立まつり」。18〈近〉「あんうちへ」、〈蓬〉「院内へ」。19〈近〉「いてさせおはしませは」、〈蓬〉「出させ御座せは」、〈静〉「出させ御座せは」。20〈近〉「思ひたてまつりけるに」。21〈近〉「おはしますぞや」、〈蓬〉「御座ぞや」。22〈蓬〉「捨られまいらせて」、〈静〉「捨られまいらせて」。23〈近〉「かたとき」、〈蓬〉「片時」。24〈近〉「いたく」、〈蓬〉「痛しく」、〈静〉「痛しく」。25〈近〉「おはしませは」、〈蓬〉「御座せは」。

【注解】○少将ハ宰相ノ許へ被<sup>レ</sup>出タリケレ共 院御所を退出した成経は、「急ギ先是へ入給へ」（盛）1―三五一頁）という教盛の言葉に従い、一日教盛の屋敷へ身を寄せる。先述の通り、教盛の屋敷は六波羅物門の内側（現在の京都市東山区門脇町）にあったとされる。高橋昌明は「文字」とおりとると、六波羅の全域を囲む外回りの堀があった。当然堀には複数の出入口があったのだらうが、その全体を代表する門が物門である。堀は平治の乱の時のような臨時の板堀でなく恒常的な

防壁であろう」（二二八頁）と指摘する。○北方ハ 成経北の方は平教盛娘。生没年未詳。母未詳。《尊卑》（2―三三八頁）によれば成経の子雅経の母とされる。『平家物語』諸本では、成経と北の方の間には、この時若君（延・長・盛）では四歳、〈屋・覚・中〉では三歳）がいたとされる。○近産シ給ベキ人ニテ 北の方がこの時懐妊中で、門脇殿に居住していたとするのも諸本に共通。配流後まもなく無事出産したことが、成経帰洛に際して明らかにされる（「又北方ノ御傍ニ、



三バカリナル稚人ノ御座ケルヲ、「アレハタソ」ト問給ケレバ、北方「是コソハ」ト計ニテ、又物モ宣ハズ泣給ケルニコソ、流サレシ時、近産スベキニト心苦ク見置シガ、生ニケルヨト心エ給タリケル」（盛）2（一二二頁）。なお、先に生まれた若君（成経と妻子との再会場面に、この時上の子が「四歳」（一―四三五頁）であったことが明かされる）と新たに出生した子供（男女の別については記されない）のどちらが雅経にあたるのかは不明。○責テハ此人ノ身ヲト成タランヲ見テ、何ニモ成バヤトオボサレケル「身々ト成」は「母胎から分かれて、母と子の二つの身となる。身一つになる。子を生む」（日国大）。〈闘〉「見レ成<sup>ニ</sup>身与<sup>レ</sup>子<sup>ニ</sup>」（身と子と成らむを見て。一下―二四ウ）、〈延〉「身ヲタトナラムヲ見ヲキテ」（二三オ、〈長〉も同）。〈屋・覚〉は、当該叙述を欠く。出産を間近に控えた北の方の前に、せめて彼女の出産が終わるまではと願う成経の姿は、〈闘・延・長・中〉に共通し、帰洛・対面場面と呼応している。○六条トテ乳母ノ女房ノ有ケルモ六条は成経の乳母。伝未詳。名を「六条」とするのは諸本共通。〈闘〉「有<sup>レ</sup>六条<sup>ト</sup>項年奉<sup>レ</sup>属<sup>ニ</sup>」（少将）女房<sup>ト</sup>」（六条とて頃年少将に属き奉りたる女房有りけり。二四ウ）、〈延〉「六条トテ年来付奉タル乳母ノ女房有ケリ」（二三オ）。この後、成経が福原召還を受けた際の妻子との別離場面でも、赦免されて帰洛した後の再会場面でも、一貫して成経妻子に寄り添い悲嘆する存在として登場する。再会した折の六条・妻子の様子は、次の様に記される。〈盛〉「只昔ニ替タル物トテハ、乳母ノ六条ガ、三年ノモノ思ニ黒カリシ髪ノ皆白妙ニ成タルト、少人ノオトナシク生立給ヘルト計也。北方モ疲衰給ヘリ。是モ三年ノモノ思ト覚タリ」（2―一二二頁）。○血ノ中ニ御座ヲ、此年比生シ立奉リ

テ「血ノ中ニ御座ヲ」は、御産に立ち会ったことを意味する表現。〈闘〉「在<sup>ル</sup>胞<sup>ノ</sup>胎<sup>中</sup>」中奉「洗<sup>ハ</sup>聞<sup>ニ</sup>」（胞胎の中に在<sup>ル</sup>ししを洗<sup>ハ</sup>ひ聞<sup>ニ</sup>こえ奉りて。二四ウ。「胞胎」は「胞胎」の誤記で「えな」と読むべきか）、〈延〉「君ノ血ノ中ニヲハシマシ、ヲ取上マヒラセテ、洗上奉テ」（二三オ、〈長〉も同）、〈覚〉「君をちのなかより抱きあげまいらせ」（上―八九頁、〈中〉も同）などでは、より明確に六条が産婆的な役割を果たしたことを示唆する表現が用いられている。これに対して〈屋〉は「御産ノ内ヨリ参リ侍ヒテ、君ヲ取アゲンダテ進セ」（二四二頁）と、やや抽象的な表現になっている。平間充子は「当時は特にそれを専門的職業とした人物ではなく、経験豊かな女房によって助産がなされていたということが出来る。……乳母や近侍の女房のうち助産の経験に長けたものが新生児を取り上げる必要性が生まれていたためであろう」（五頁）と指摘する。同様の表現は、六代の助命を文覚に嘆願する女房の言葉にも用いられており（盛）「平家ノ若公ヲ血ノ中ヨリ奉手馴」（6―四一九頁）、「血ノ中ヨリ奉生立」（6―四二二頁）、母子以上に強い乳母との絆の在り方が投影された表現と理解できよう。近似した表現は、京岡本『保元物語』で、乳人内貴平太が斬首された為義の末子天王殿の骸を抱いて歎く場面にも見られる。「ちの中にわたらせ給ひしを取あげまいらせて、わが年のつもる事をばかへり見ず、たゞ成人になり給ふ事のうれしくて」（和泉古典文庫八四頁）。『平家物語』においては、乳母六条に対して成経母の姿が希薄で、日下力は、「鬼界が島に流された成経の母たる成親の妻は、息子が帰還した時に初めて登場するに過ぎない」（二五一頁）と指摘する。実際には、〈闘・延・長・盛〉では、西八条退出後、門脇殿に帰着した場面に登場しているが（盛）



では、1—三六四頁。当該記事の注解「宰相ノ宿所ニハ、少将ノ出ケルヨリ、北方ヲ奉始テ、母上・乳母ノ六条諸共ニ臥沈テ」参照)、これ以外には全く登場しない。一方、〈屋・覚・中〉では、この場面では母は登場せず、鬼界ヶ島からの帰洛場面、「少将ノ母上ハ此日比靈山ナル所ニ御坐シケルガ、此事ヲ聞給テ、昨日ヨリ宰相ノ宿所へ出て待給フガ」(〈屋〉二六二—二六三頁)と登場する。成経をめぐることは、別離と再会場面て妻子・乳母六条と母との扱ひの違いが際だっている。○糸惜悲シト思ソメ奉リシヨリ、明テモ暮テモ此御事ヨリ外ニ、又イトナム事モナシ 当該箇所について、〈延全注釈〉は、〈延・長〉に「糸惜悲ト思ソメ奉リシヨリ、冬ノ寒朝ニハ、シトネヲアタ、メテスヘ奉リ、夏ノ熱キ夜ハ、冷キ所ニフセ奉テ、明テモ晩テモ此御事ヨリ外、又イトナム事ナシ」(二三〇—三三ウ)とあるのを、「唱導や物語類では、しばしば源順「河原院賦」を用いた類似表現により、母の恩を説く」(巻一—一五五頁)と指摘する。これに対し、〈闘〉は「糸惜悲」自奉思染之日至于今「曙暮自此」御事又外更無營事」(糸惜し悲しと思ひ染め奉りし日より今に至るまで、曙けても暮れても此の御事より又外には更に営む事無し。一下—二五オ)と〈盛〉とほぼ同文で、唱導的な表現を欠く。なお〈屋・覚・中〉は当該の一節を欠く。○我身ノ年ノ積ラバ願ズ、早く成人シ給ハン事ヲノミ思テ 〈闘・延・長・屋・覚・中〉同。この前後の本文、『保元物語』諸本の内、京図本に近似する。斬首された為義の末子天王殿の骸を抱いて、乳人の内貴平太が歎く場面。「人こそあまた有し中に付られ奉りて、ちの中にわたらせ給ひしを取あげまいらせて、わが年のつもる事をばかへり見ず、たゞ成人なり給ふ事のうれしくて」(和泉古典文庫八四

頁)。○コハ何へ御座ゾヤ。棄ラレ進テ、一日片時堪テ有ベシ共覚エズ 成経がどこかへ行ってしまったのは、片時も堪えられないと乳母は嘆く。〈闘・延・長〉同じ。〈屋・覚・中〉にはこの表現はなく、「いかなる御目にかあはせ給はんずらん」(〈覚〉八九頁)とする。○角宣ヘバ、イト、打副無為方覚ルニ 〈盛〉の独自異文。「そのようにおっしゃっては、いっそう悲しみが募り、どうしようもなく思われるので」の意。○乍去我身ニ誤ナシ 我が身の潔白を主張する発言を有するのは〈闘・延・長〉も同様。〈闘〉「於我身ニ者少無レバ、強ニ不覺」可レモ流レ行罪科」(我が身に於いては少しも訛ち無ければ、強ちに罪科に行はるべしとも覺えず。一下—二五オ)、〈延〉「我身誤マラネバ、サリトモトコソ思ヘ」(巻一—三三ウ、〈長〉も同)。〈屋・覚・中〉は当該の一節を欠く。ただし、〈盛〉では行綱の密告の中で、鹿の谷の謀議への出席者として「新大納言家父子」が挙げられ、〈延・長〉でも西光の自白に「成親父子」の名が記されていたとされる(〈本全釈〉一五—一五二頁参照)。その点からすると成経自身に思い当たる点があったはずで、これは乳母六条を宥めるための釈明と理解されよう。○又宰相殿角テ御座セバ、縦イカナル咎ニ当ベクトモ、一度方定ハナドカ申請ラレザルベキト、去共トコソ思ヘ 「教盛殿がこうしていらっしゃるからには、たとえどのような罪状に該当するとしても、今度ばかりは(助命を)お願いして下さらないことがあるだろうか、といくらなんでも(そうして下さるだろう)と思います」の意。「一度ガ定(いちどがぢやう)」は「(一度したことは、とり返しがつかないことの意)今度という今度は。今度こそは必ず」(〈日国大〉)。成親捕縛の知らせを受けた際の、「父大納言モ此暮ニ被失ベシトキケバ、同

罪ニテコソアランズラメ」（1—135—3頁）という認識に対して、教盛の助力に期待する思いを語る。〈鬪〉「其上宰相御座（然）成経カ之命計争可レ不申請」<sup>（ハス）</sup>（其の上宰相然て御座せば、成経が命ばかりは争か申し請けたまはざるべきと。一下—125オ）。〈延〉「宰相サ

テオハスレバ、命計ハナドカ申請ラザルベキ」（巻一—133ウ、〈長・屋・覚・中〉もほぼ同）。なお、〈鬪〉では、この後に成経が若君を呼び出し別れの言葉を述べる。これは諸本では成経の配流直前（盛）では巻七「丹波少将召下」で描かれる場面をここに移したものである。

## 【引用研究文献】

\* 日下力「権女の時代と軍記物語の形成—成親の女・成子—」（軍記と語り物三二号、一九九五・3、後に「権女の姿」として『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4に改定・再録。引用は後者による）

\* 高橋昌明「平氏の館について—六波羅・西八条・九条末—」（神戸大学史学年報一三三号、一九九八・5。『平家と六波羅幕府』東京大学出版会二〇一三・2再録。引用は後者による）

\* 平間充子「平安時代の出産儀礼に関する一考察」（お茶の水史学三四号、一九九一・4）

八条殿ヨリ使<sup>つ</sup>度<sup>ひ</sup>タニ及<sup>お</sup>テ、「遲<sup>おそ</sup>々」ト申ケレバ、「何様ニモ罷向テコソハ兎<sup>と</sup>モ角<sup>かく</sup>モ申サメ」トテ、宰相出給ケレバ、少将モ車ニ乘具シテ出給。今ヲ限ト思ケレバ、無人ヲ取出ス様ニ見送ツ、男モ女モ声ヲ調<sup>な</sup>テナキアヒケリ。八条近遣寄テ見レバ、其<sup>ま</sup>辺四五町ニハ武士<sup>ぶし</sup>充満<sup>みちみち</sup>テ、イクラト云事ヲ知ズ。イト<sup>ト</sup>、恐シナンドモ云ハカリナシ。少将ハ此ヲ見給ニ付テモ、「大納言ノ事イカニ成給ヌラン」<sup>（三）</sup>ト思給ケルゾ悲キ。宰相車ヲ門外ニ止<sup>と</sup>テ、案内被<sup>レ</sup>申タレバ、「少将ヲバ内ヘハ不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>入」トテ、侍ノ許ニ下<sup>お</sup>シ置<sup>お</sup>キ、武士余<sup>あまた</sup>来<sup>あ</sup>テ守護<sup>し</sup>之<sup>を</sup>。宰相内ヘ入<sup>い</sup>リ、源大夫判官季貞ヲ以テ、参給ヘルヨシ申入給ヘリ。入道ハ「智ノ少将ガ事ヲ申サン料ニゾ在<sup>あ</sup>ラン。『此程風氣有テ不<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>見参<sup>に</sup>』ト云ヘ。曳」トテ出合レズ。此由御返事申セバ、宰相又季貞ニ被<sup>レ</sup>仰ケルハ、「無<sup>レ</sup>由者ニ親ク成テ候。返々<sup>しばしば</sup>悔思ヘドモ、兼テ不<sup>レ</sup>存事ナレバ今ハ云ニ甲斐ナシ。相具セル者ノ痛歎<sup>なげき</sup>焦<sup>あせ</sup>ヲ思ハジト思ヘドモ、恩愛ノ道トテ、余ニ不便ニ覚ユルライカニ仕ベキト存ル上、近産<sup>ちかく</sup>スベキ者ニテ侍ナルガ、月比日比<sup>21</sup>モ<sup>22</sup>悩ナルニ、<sup>23</sup>此歎打副テ、<sup>24</sup>身々トナラヌ前ニ<sup>（五）</sup>八命モ絶ヌベク見ユレバ、相助バヤト存テ、<sup>26</sup>乍<sup>し</sup>恐角<sup>かく</sup>申入<sup>も</sup>也。<sup>28</sup>成経バカリハ、罪科治定ノ程ハ申預候バヤ。教盛角<sup>かく</sup>テ候ヘバ、僻事<sup>ひがし</sup>努々有ベカラズ。<sup>29</sup>窘<sup>おぼ</sup>ク思召<sup>め</sup>ルベカラズ」ト泣々口説被<sup>レ</sup>申ケリ。季貞又此由入道殿ニ申セバ、打聞テベシロシテ、「去バコソ」トテ能<sup>よ</sup>ク心得<sup>こころえ</sup>ヌ事ニ思<sup>おも</sup>、急<sup>いそ</sup>ク返事ナシ。宰相殿ハ中門ニテ、イカニ返事シ給ハズラント、今ヤハト待給ヘリ。入道良久<sup>やひひ</sup>有テ宣ケルハ、「成親卿此一門ヲ亡シテ、<sup>30</sup>国家ヲ乱ラントスル企テ有ケリ。去ドモ家門ノ運<sup>う</sup>尽ザル間、事既ニ顕レヌ。成経ト云ハ彼<sup>32</sup>卿ノ嫡子也。親ク成給タリトテモ宥申ガタシ。<sup>33</sup>且ハ<sup>34</sup>遼迹モ有ベシ。其<sup>その</sup>企<sup>くは</sup>本意トゲバ、御辺トテモ安穩ニヤ<sup>35</sup>オハ<sup>（五）</sup>スベキ。御身ノ上ヲバイカニ<sup>36</sup>ヨソホカノ様<sup>やう</sup>ニハ<sup>37</sup>思給フ。智モ娘モ身ニ勝ルベキカハト云ヘ」トテ、<sup>38</sup>少モ<sup>39</sup>ユルギナカリケレバ、季貞出<sup>い</sup>テ此<sup>やう</sup>様ヲ申ス。

【校異】 1 〈蓬〉「度々に」。2 〈近〉「なにやうにも」〈蓬・静〉「いかさまにも」。3 〈近〉「まかりむかてこそは」〈蓬〉「まかり向てこそは」〈静〉「罷向てこそは」。4 〈近〉「とゝのへて」〈蓬〉「調へて」。5 〈近〉「へん」〈蓬・静〉「辺」。6 〈近・蓬・静〉「みちくへて」。7 〈蓬〉「ゞ」なし。8 〈近〉「おそろしなとも」。9 〈近・蓬・静〉「とゝめて」。10 〈蓬〉「案内を」〈静〉「案内を」。11 〈近〉「おろしをき」〈蓬〉「置」なし。なお、「下し」。12 〈近〉「きたつて」〈蓬〉「来りて」〈静〉「来て」。13 〈近〉「いり」〈蓬・静〉「入て」。14 〈近〉「けんたゆふのはうぐはん」〈蓬〉「源大夫判官」〈静〉「源大夫判官」。15 〈近〉「ひけとて」〈蓬・静〉「曳とて」。16 〈近〉「よしなき」〈蓬〉「無曲」。17 〈近〉「くもおもへとも」〈蓬〉「悔思へとも」。18 〈近〉「せんせぬ」〈蓬〉「不存」。19 〈近〉「いたはしく」〈蓬〉「痛しく」〈静〉「痛しく」。20 〈近〉「二」なし。21 〈蓬・静〉「モ」なし。22 〈近〉「なやみなるに」〈蓬・静〉「なやむなるに」。23 〈蓬〉「此」なし。24 〈近〉「身の身と」。25 〈近〉「さきに」〈蓬〉「前に」。26 〈近〉「おほそれなから」〈蓬・静〉「恐なから」。27 〈近〉「也」なし。28 〈近〉「なりちかはかりは」。29 〈近〉「おほつかなく」〈蓬〉「簷なく」〈静〉「宥く」。30 〈近〉「こつかを」〈蓬〉「国家を」〈静〉「国家を」。31 〈近〉「つきたる」。32 〈近〉「さやうの」。33 〈近〉「かつうは」〈蓬〉「かつは」〈静〉「且は」。34 〈近〉「おもんはかりも」〈蓬〉「還迹も」〈静〉「還迹も」。35 〈蓬〉「御座へき」。36 〈蓬・静〉「徐外の」。37 〈蓬・静〉「思給そ」。38 〈近〉「すこしも」〈蓬・静〉「ちとも」。39 〈近〉「ゆるきなりければ」〈蓬〉「ゆるき詞はなかりければ」。

【注解】〇八条殿ヨリ使度々ニ及テ、「遅々」ト申ケレバ、「何様ニモ罷向テコンハ兎モ角モ申サメ」トテ、宰相出給ケレバ、少将モ車ニ乗具シテ出給。西八条より催促の使いが、成経が教盛とともに向かう。諸本同じ。〈延〉「八条ヨリトテ使アリ。『遅』トアレバ、『イカサマニモ参リ向テコンソハトモカクモ申サメ』トテ宰相出給へバ、車ニ乗具テ少将モ出給ヌ」(巻一三三ウ〜三四オ)、〈覚〉「西八条より、使しきなみにありければ、宰相、『ゆきむかうてこそ、ともかうもならめ』とて出給へば、少将も宰相の車のしりにのつてぞ出られる」(上一九〇頁)。〈延・長〉は、使が何度もあったことを記さないが、〈盛〉「度々ニ」〈屋・覚・中〉「しきなみに」(〈覚〉上一九〇頁)と記す。「乗具す」は一緒に乗ること。〈屋・覚〉に「少将も宰相の車のしりにのつて」(〈覚〉)とあるように、義父であり官職も高い教盛が上座である前列に座り、成経が尻すなわち後列に座るのである(京樂真帆子

二二二頁)。〈闕・長・盛〉「罷向」は、〈延〉「参り向」〈覚〉「ゆきむかう」と同義。「何であれまずは(西八条に)出向いて行って、何とも申し上げよう」の意。〈覚〉では「出向いていけばどのようにならなるだろう」の意となる。○今ヲ限ト思ケレバ、無人ヲ取出ス様二見送ツ、男毛女声ヲ調テナキアヒケリ。成経の北の方や乳母等、家の者達は、声を上げて泣いて見送ったとする点、〈闕・延・長・屋・中〉同。ただし「無人ヲ取出様二見送テ泣アヘリ。保元平治ヨリ以来ハ、平家ノ人々ハ樂ミ榮ハ有ドモ、愁歎ハナカリツルニ、門脇ノ宰相ゴソ、由ナカリケル智故ニ、カ、ル歎ヲセラレケルコソ不便ナレ」(三四オ)の傍線部のように、保元・平治以来の平家の繁栄が続いた中で、教盛ばかりが成経のような婿を持ったばかりにこのように悲歎することになったとする(〈覚〉はこのうち傍線部のみで、「無人ヲ取出様二見送テ泣アヘリ(あたかも死者を送り出すような思

いで見送り泣き合った」の一節を欠く。それに対して〈盛〉は、二人を見送る人々の嘆きを描くのみだが、傍線部と本文を、次々節の教盛の述懐記事に記す。注解「平家ハ保元平治ヨリ已来、榮ミ榮ハ在ツレドモ愁歎ハナカリシニ、門脇宰相バカリコソ、由ナカリケル聿ユヘニ係ル歎ハシ給ヒケレ」参照。「調テ」を〈近〉「と、のへて」、〈蓬〉「調へて」（校異4参照）。巻四「山門御輿振」では、「手ヲ扣、音ヲ調テ、ヲメキ叫」（1―124頁）とあり、〈近〉「と、のへて」、〈蓬〉「調て」、〈静〉「調て」としていた（本全釈1215頁校異19参照）。〈延〉には、「声ヲトトノヘテ」や「声ヲ調へテ」の用例があるが、「声ヲソロヘテ」はなく、「調へテ」も「ととのへて」と読むのであろう。「ととのふ」「そろふ」いずれも意は通じるが、〈名義抄〉では「調」に「ト、ノフ」はあるが「そろふ」はない（法上五五）。下って慶長十五年版『倭玉篇』には「調ト、ノウ ソロエル コシラエル」（二二六・三）とある。古くは「ととのへて」と読んだのであろう。

○八条近遣寄テ見レバ、其辺四五町ニハ武士充滿テ、イクラト云事ヲ知ズ。イトゞ恐シナンドモ云ハカリナシ 〈鬪・延・長 ほぼ同じ〉。〈屋・覚・中〉は、〈覚〉「西八条ちかうなッて」（九〇頁）とするのみ。成親が西八条に召し出されたときの表現「入道ノ宿所、西八条へオハシケリ。近ク成儘ニ其辺ヲ見給へバ、軍兵四五町ニ充滿タリ。『穴恐シ、コハ何事ゾヤ』ト胸打騒給へリ」（1―133頁）を踏まえたものだろう。その時は、成親は平家の異常な警戒ぶりに驚きながらも、自らに関わることは全く気付くことなく、常よりも艶やかな出立であったと、今回とは対照的に描いていた。 ○少将ハ此ヲ見給ニ付テモ、「大納言ノ事イカゞ成給ヌラン」ト思給ケルゾ悲キ 〈屋・覚・中〉な

し。〈鬪・延・長・盛〉では、この後に繰り返される父成親の安否を氣遣う成経の様子だが、ここでも強調されている。 ○宰相車ヲ門外ニ止テ案内被申タレバ、「少将ヲバ内へハ不可被入」トテ、侍ノ許ニ下シ置、武士余多来テ守護之 西八条邸に着き、教盛が案内を請うも、成経は門内に入ることも許されない。〈盛〉は「侍ノ許ニ下シ置」とあり、〈屋〉も「其辺近キ侍ノ本ニ下シ居奉テ」（1―142頁）とあり同様。しかし、〈鬪・延・長・覚・中〉はいずれも、〈延〉「其辺近キ侍ノ家ニヲロシ置テ」（三四ウ）、〈覚〉「其辺ちかき侍の家におろしをきつゝ」（九〇頁）と、「侍の家」に降ろし置いたとする。〈盛〉の「侍ノ許」は、侍所を指すか。侍所は様々な職能を有する家人が伺候する場所で、平氏の侍所の場合、家人の中には武士も含まれ、警衛も担っていた。侍所を侍と呼称することは、『愚昧記』治承元年十月十一日「早旦沐浴了、着衣冠於侍南妻馳上〈依雨也〉」、『玉葉』治承二年十一月二日「小隨身四人祿於侍辺所司取之」などに見える。また、〈鬪・延・長・屋・覚・中〉はいずれもここで、〈延〉「宰相内へ入給ヌ。見モシラヌ兵アマタ来テ、居メグリテ守リ申ス。少将ハ、特ミタリツル宰相ハ入給ヌ、イトゞ心細ク悲シ」（三四ウ）のように、教盛と離され一人留め置かれた成経の心細さを語る（〈覚〉では「少将の心のうち、さこそは便なかりけめ」（九〇頁）など異同がある）。〈延〉の語り手は直接成経の内面を吐露しているのに対し、この〈覚〉の表現について、志立正知は、成経の心情を外部から推量しながら、あくまでも他者として同情するというスタンスをとっていると指摘する（三四〇頁参照）。〈盛〉にはこういった記述はない。 ○宰相内へ入、源大夫判官季貞ヲ以テ、參給ヘルヨシ申入給へリ。入道ハ「聿ノ少将

「ガ事ヲ申サン料ニゾ在ラン。『此程風氣有テ不入見參』ト云へ。曳」トテ出合レズ 邸内に入った教盛は、季貞を介して清盛とやり取りをする。清盛は教盛と対面しようとしめない。この後に「宰相殿ハ中門ニテ」とあるように、教盛は中門に控えている。川本重雄は、「殿上人以上は中門廊の内側（\*南廂や南広廂等）に祇候する空間が存在」（二二頁）としており、「公卿や殿上人など身分の高い来客はこの東中門北廊南寄りに見える妻戸あるいは中門を入ってすぐ、中門北廊の南に設けられていた沓脱から東中門廊に昇り、そのあと各殿舎へ進んだ。いってみれば今日の玄関のような役目を東中門廊は持っていた」（二五頁）とする（本全釈二五—四八頁「中門ノ廊ニ出合レタリ」項参照）。教盛は取り次ぎの場である中門に控え、清盛への対面を拒絶されている状態ということになる。季貞を介して見參の報告するのは〈盛〉のみ。他は〈鬨〉「宰相已ニ入」内「可レ入ニ見參ニ之由言、入道敢テ不被ニ出合」(宰相已に内に入りて見參に入るべき由言ひければ、入道敢へて出で合はれざりけり。一下—二五ウ)、〈延・長〉「宰相入テ見給へバ、大方内ノ有様武士共ノヒソメキアヘルサマ、誠ニヨビタ、シ。『教盛コソ参テ候へ。見參ニ入ン』ト宣ケレドモ、入道出合給ハザリケレバ」(〈延〉三四ウ)、〈覺〉「宰相、中門に居給ひたれば、入道対面もし給はず」(九〇頁)のように、季貞は登場しない。〈鬨・延・長・屋・覺・中〉では、清盛が対面を拒んだのを受けた後に、季貞を通して申し入れをする(次項参照)。これらは右掲の〈延・覺〉のように、清盛について「入道出合給ハザリケレバ」(〈延〉)、「入道対面もし給はず」(〈覺〉)とするのみであり、「簪ノ少将ガ事ヲ申サン料ニゾ在ラン。『此程風氣有テ不入見參』ト云へ。曳」といった清盛の台詞を引

くのは〈盛〉のみ。「(教盛は)婿の少将成経の(許しを得る)ことを言うために来たのだろう。『このところ(私は)風邪気味なので、対面はやめておく』と伝えよ。よいな」の意。「曳」は〈蓬・静〉の「エイ」と読むのが良い。ここでは清盛の腹立たしい思いを含むか。成経を召喚したところ教盛が面会を求めてもにやってみて来たのは、成経の免罪を請うために相違なく、面会を面倒に思っただけとされている。しかしながら、先に教盛には清盛から「少将相具シテ来レ」との指示があったことが記されていることからすると、こうした清盛の態度はやや矛盾しているだろう。源季貞は平家の郎等で季遠の子。〈尊卑〉に、季遠は「後白川院武者所并北面」「刑部卿忠盛朝臣青侍也」(3—七六頁)、季貞は「後白川院北面」「号源大夫判官」(同七七頁)等とある。清盛と季貞の関係を示す最初の史料は永万二年(一二六〇)正月の「後白河院庁下文案」(『平安遺文』三三七五号)である。季貞は永万二年の段階で、当時兵部卿であった清盛に書類を取り次ぐような地位にあった(高山かほる八頁)。「保元物語」(金刀比羅本)上「安芸守清盛に相隨ふ兵は、嫡子中務少輔重盛・二男安芸判官基盛…、郎等には、季貞・貞能・盛国・盛俊…」(旧大系九五頁)とあり、清盛に隨う郎等として名が見え、『山槐記』治承二年十一月十二日条には「禪門近習之者也」とある。〈盛〉では初出であるが、〈鬨〉では先の成親捕縛の場面で、重盛の西八条邸への訪問を清盛に報告する役割で登場している(本全釈一六一—三四頁「入道ハ帽子申ニ…」項参照)。また、〈盛〉と異なり〈鬨・延・長・屋・覺・中〉では、これより前に成親が折檻される場面が描かれているが、〈延・長〉ではその時に成親に手心を加えるのが「元ヨリ情アル者」(〈延〉卷二—二二ウ)であった季貞と



なっている（本全釈二六一―六五頁「経遠・兼康が大納言ニ」項参照）。他本では季貞はこの役割を担っておらず、久松宏二はここに〈延〉による季貞の人物造型を指摘する。季貞は『千載和歌集』に一首入集するほか、『月詔和歌集』『玄玉和歌集』等にも入集するなど、歌人としても評価されていた。この後、仲介役として口添えをして清盛を説得するところにも、情ある人物としての季貞が描かれていると言えよう。多賀宗隼は『聖財集』上巻で、清盛により死罪となった雑色に恩情を掛けて最後の参詣を許す「平兵衛尉」を季貞のことであろうとする（七九―八〇頁）。なお、季貞の系譜と生涯、季貞諸論の総括については、平藤幸論文に詳しい。○此由御返事申セバ、宰相又季貞ニ被仰ケルハ、「無由者ニ親ク成テ候。返々悔思ヘドモ、兼テ不存事ナレバ今ハ云ニ甲斐ナシ」此由御返事申セバ、宰相又季貞ニ被仰ケルハ「兼テ不存事ナレバ」は〈盛〉の独自本文。その他は、〈闘・延・長・屋・覚・中〉も同様。またこれらの諸本は、ここで季貞が登場し（〈延〉「季貞ヲ呼テ宰相被申ケルハ」三四ウ）、季貞を介して申し入れをする。「この事を季貞が教盛に返事を申し上げると、教盛はまた季貞に仰せになったことには、「つまらない者（成経）と（縁を結んで）親しくなりました。返す返す残念に思いますが、（今回のことは）前もって知ることではなかったので、今更言ってもどうなるものでもありません」の意。なお、「悔思ヘドモ」を、〈近・蓬〉は、「悔い思へども」と読むが、〈闘・延・長・屋・覚・中〉は、「クヤシク候ヘドモ」（〈延〉三四ウ）と読む。○相見セル者ノ痛歎焦ヲ思ハジト思ヘドモ、恩愛ノ道トテ、余ニ不便ニ覚ユルイカゞ仕ベキト存ル上、近産スベキ者ニテ待ナルガ、月比日比モ惱ナルニ、此歎打副テ、身々トナラ又前二

命モ絶又ベク見ユレバ、相助バヤト存テ、乍恐角申入也（〈闘・延・長〉は同内容で、〈延〉「成経ニ相見テ候物、イタクモダヘコガレ候ガ、恩愛ノ道力及バザル事ニテ、無慚ニ覚候。近ク産スベキ者ニテ候ガ、イカニ候ヤラン。日来ナヤミ候ツルガ、此歎打副候ナバ、身々トモナラ又先ニ命モ絶候ナンズ。助ケバヤト思候テ、恐ナガラカク申入候」（巻二―三四ウ―三五オ）とする。〈屋・覚・中〉も同内容だがやや簡略で、〈覚〉「あひぐしさせて候ものが、此程なやむ事の候なるが、けさよりこの歎をうちそへては、既命もたえなんす。何かはくるしう候べき」（上―九〇頁）となっている。教盛は自身の娘（成経の妻）が身重であることを理由に、成経の助命を請おうとする。前節に「北方ハアキレ迷テ、物モ覚ヌ様ニテゾ御座ケル。近産シ給ベキ人ニテ、何トナク日比モ悩給ケルガ、此ヲ聞給テ後ハ、イトゞ臥沈テゾ御座ケル」とあった。「痛」は〈近〉「いたはしく」、〈蓬〉「痛しく」、〈静〉「痛しく」とするが、〈闘・延・長〉のように「痛く」と副詞で読むべきか。〈闘〉「痛泣悲ヲ無限」（痛く泣き悲しむこそ限り無けれ。一下―二五ウ）、〈長〉「いたくもだへこがれ候ほどに」（一―一五九頁）。「成経の北の方」がひどく嘆き悩んでいることを気にするまいとは思ってもよい。〈闘・延・長・盛〉に見る「恩愛」は肉親間の情愛で（『邦訳日葡辞書』Vor-ai.（中略）親子間なり、夫婦間なりの親愛や愛情」七二三頁）、ここでは父教盛の娘への情愛。巻四「願立」に「親子ノ昵、恩愛ノ情コソ神慮モ悲ク思食」（一―三三五頁）とある他、頻出する。この後、教盛は、父成親を心配する成経を見て再び「子ナラデハ誰カハ此程ニ思ベキ。恩愛ノ道コソ糸惜ケレ。子ハ持ベカリケリ」（三六四頁）と流涕する。本段において、教盛・成経それぞれの親子の情を示すキ―

ワードと言えよう。〈盛〉には、「恩愛の道」を含め、「恩愛」の用例は三十九例あるが、明確に親子間のもと確認出来る用例が三十二例あり、ほとんどが親子間の用例である。これに対し、夫婦間の恩愛と確認出来るのが、維盛と妻子との恩愛を記す四例、玄宗と楊貴妃との恩愛を記す一例である。同様に、〈延〉の場合、十七例の内、親子間の用例が十四例、夫婦間の用例が三例で、総てが維盛と妻子との恩愛を記す用例である。なお、「身々トナラヌ前ニ」は「身一つとならない前に」つまり「子どもが生まれる前に」の意。後半は「近頃身重で苦しんでいるのに、今回の嘆きが重くなって、子どもが生まれる前に命が絶えてしまうように見えるので」の意となる。○成経バカリハ、罪科治定ノ程ハ申預候バヤ。教盛角テ候ヘバ、僻事努々有ベカラズ。窘ク思召ルベカラズト泣々口説被申ケリ。〈闘・延・長・屋・覚・中〉は繁簡はあるものの、いずれも同様。〈延〉「成経計ヲバ申預候バヤ。教盛カクテ候ヘバ、争カ僻事セサセ候ベキ。穴倉思召サルベカラズト、泣々申給（巻二―三五オ）。ただし、「罪科治定ノ程ハ」とするのは〈盛〉のみ。「処罰が決定するまでの間は」の意。次節で「罪科治定ノ程暫被預置事」とするので、同様の説明をここにも加えたのだろう。〈闘・屋・覚・中〉は、「窘ク思召ルベカラズ」に当たる表現もない。「窘」は、〈近〉「おほつかなく」、〈蓬フネツナク」「窘ツナクなく」、〈静ヲホツカナク」「窘ツナクなく」。〈延〉は「穴倉」、〈長〉は「覚束なく」とする。「窘」の訓は〈名義抄〉に「コモル、フサク、タシナム、セム、シメヨル、キハママ」（法下五九）とあるが、「おほつかなし」はない。『字鏡集』（七巻本・巻二―二〇穴）に「オボツカナシ」の訓が見える。「教盛がこうして側に付いているわけですから、（成経を預かっていても）決して間違いが

起こることはありません。疑わしくお思にならないで下さい」の意。○打聞テベシロシテ、「去バコソ」トテ能々心得又事ニ思、急ト返事ナシ。教盛の懇願に対して、清盛は暫く返事をしない。後の場面でも、清盛は教盛に対して「物ニモ心エヌ人カナ」との感想を漏している。「打聞テベシロシテ、『去バコソ』トテ」は〈盛〉のみの表現。「打聞」という動作は、清盛が訴えをまともに取り合おうとしないことを表す。「ベシロ」はへの字口で、納得しない様子。巻三「小松内大臣、其時ハ新大納言ニテ当座ニ候ハレケリ。始ヨリベシロシテエモ咲ズ」（一―一八五頁。本全釈一〇―一八五頁「ベシロ」項参照。「去バコソ」は、先に季貞が教盛の参入を清盛に伝えた時の清盛の思い「智ノ少将ガ事ヲ申サン料ニゾ在ラン」を受ける。やはり思った通りだったの意。〈闘・延・長〉は〈延〉「ヨニ心得ズゲニテ、トミニ返事モ宣ハズ」（三五オ）とする。一方、〈屋・覚・中〉は〈覚〉「あはれ、例の宰相が物に心えぬ」とて、とみに返事もし給はず」（九二頁）とする。〈闘〉「世ニ被シ思ヒ不レ得ル意ニ」（世に意得ず思はれければ。一三六オ）、〈延〉「ヨニ心得ズゲニテ」、〈長〉「世に心得ずげにて」は〈盛〉と同じく、「清盛はまったく理解できない様子で」となる。これに対して、〈屋〉「此例ノ宰相ガ物ニ心エヌヨ」（一四四頁）、〈覚〉「例の宰相が、物に心えぬ」、〈中〉「此さいしやうの、物にも心えぬ事を申さるゝものかな」（上―一九四―九五頁）は、清盛が「教盛はわかっていないものだな」と考えていることになる。理によって一門の安泰を優先する清盛に対して、肉親への情を優先する教盛という基本的な考え方の違いが、ここからは窺えよう。○宰相殿ハ中門ニテ、イカゞ返事シ給ハンズラント、今ヤ／＼ト待給ヘリ。しびれを切らず教盛の描写。

〈覺・中〉にはない。ここでの「中門」については、前掲「宰相内へ入、源大夫判官季貞ヲ以テ、參給ヘルヨシ申入給ヘリ。入道ハ「智ノ少將ガ事ヲ申サン料ニゾ在ラン。『此程風氣有テ不入見參』ト云ヘ。曳」トテ出合レズ」項参照。○成親卿此一門ヲ亡シテ、國家ヲ乱ラントスル企テ有ケリ。去ドモ家門ノ運尽サル間、事既ニ顯レヌ。成経ト云ハ彼卿ノ嫡子也。親ク成給タリトテモ宥申ガタシ。且ハ遼迹モ有ベシ。其企本意トゲバ、御辺トテモ安穩ニヤオハスベキ。御身ノ上ヲバイカニヨソホカノ様ニハ思給フ。智モ娘モ身ニ勝ルベキカハト云ヘ。ここに至ッテ教盛は、鹿の谷の謀議等の事情について清盛から知らされることになる（二五一頁）。「八条殿ヨリ、『少將相具シテ来レ』ト被申遣タリ。急ギ先是へ入給ヘ。イカナル事ニカ、浅猿ト云モ疎也」ト被申タレバ」項参照。時間をおいての清盛の返答は、「成親の企てが露顯した今、息子の成経も親しい間柄であっても許されるものではない。もし企てが成功したなら、教盛自身の命も危うかった。婿や娘よりも自分の身を大事に思うべきである」という内容であった。「此一門」家門」は平家一門のこと。〈闘・延・長〉はほぼ同文。〈延〉「成親卿此一門ヲ滅テ、天下ヲ乱ラントスル企有ケリ。而ドモ一家ノ運尽ヌニヨテ、此事顯レタリ。少將ハ既ニ彼ノ大納言ノ嫡子也。親クヲハストテモ、エコソ宥申マジケレ。彼企遂マシカバ、其御辺トテモヲダシクテヤ御ワスベキ。イカニ御身ノ上ノ大事ヲバカクハ宣ゾ。智モ子モ身ニ増ルベキカハ」(三五オ)三五ウ)。〈屋・覺・中〉も同内容だがやや簡略。〈覺〉「新大納言成親、此一門をほろぼして、天下をみだらむとする企あり。この少將は、既彼大納言が嫡子也。うとうもあれししたしうもあれ、急こそ宥むまじけれ。若此謀反とげましかば、御へんと

てもおだしうやおはすべきと申せ」(九一頁)。〈屋・覺〉は、〈盛〉の「御身ノ上ヲバイカニヨソホカノ様ニハ思給フ。智モ娘モ身ニ勝ルベキカハト云ヘ」を欠き、〈中〉は娘を除いて「むこも身にまさる事やある」(十一九五頁)とする。つまり、〈闘・延・長・盛〉では、清盛が教盛の安泰を最優先とするが故に、智どころか子をも我身に比べれば勝ることがあろうかということで、対照的に親子の恩愛に苦悩する教盛像を強調している。〈屋・覺・中〉はこの非情とも見える清盛像を緩和して、「若此謀反とげましかば、御へんともおだしうやおはすべき」(〈覺〉)と、むしろ理に訴えようとす清盛を描こうとするのであろう。「且ハ遼迹モ有ベシ」は〈盛〉の独自異文。「遼迹モ」は、〈近〉「おもんはかりも」(蓬)「遼迹も」(静)「遼迹も」(校異34参照)。正しくは、「景迹・遼迹」(遼は国字)。(名義抄)「遼迹 ヲモハカル」(仏上六〇)。「遼迹」は、「①ある人が行なってきたこと。行跡。行状。経歴。きょうざく。②(―する)怪しく思うこと。不審に思うこと。きょうざく。③(―する)おしはかること。推量。推察。きょうざく」(日国大)。中世には専ら②③の意味で用いられた。また、②は、③の否定的な意味合いを強めたものであろう。『時代別国語大辞典・室町時代編』では「物事を付度し、推測すること」とし、『義経記』巻二「女のころの中却りて景迹せさせ給ふべきなれども」(旧大系九一頁)を挙げる。〈盛〉には、他に四ヶ所見られる。一つは、巻十三「高倉宮廻宣」「以東北武勢、何不治天下哉。旁各可仰景迹也」(二一三五頁)で、以仁王の思慮を意味し、(日国大)の③の意か。二つ目は、巻十四「競事」「入道殿此間心ヲ置給ヘバ、奉恨奉公モ不仕、内々ハ申入バヤト存候ツルガ、主ニ中違テイツシカ人ノ御景迹モ恥シ」

(2—三三八頁)で、主の頼政入道と仲違いして早くも宗盛に奉公するのかと、人々から思われるのも恥ずかしいことだの意で、〈日国大〉の②または③の意。三つ目は、卷二十一「小道地藏堂」〔(前略) 其分ニモアラヌ人ヲ隠サントテ、仏法修行ノ身ヲヤ可痛、只御邊迹〕ト云ケレ共〕(3—一九七頁)も「どうか御推察下さい」で、〈日国大〉の③の意であろう。四つ目は、卷三十六「鷲尾一ノ谷案内者」〔サテ其下ニハ落堀ヒシナド植タリヤ〕ト問ヘバ、〔サル事承ラズ、御景迹候ヘカシ。馬モ人モ通ベキ所ナラネバ、争其用意侍ベキ〕ト答〕(5

【引用参考文献】

- \* 川本重雄「貴族亭宅」(『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会一九九六・11)
- \* 京樂真帆子『牛車で行こう!—平安貴族と乗り物文化—』(吉川弘文館、二〇一七・7)
- \* 志立正知「屋代本『平家物語』と覚一本『平家物語』の性格」(『文芸研究』二五集、一九八七・5。『平家物語』語り本の方法と位相』汲古書院、二〇〇四・5再録)
- \* 多賀宗集「平清盛と側近—源大夫判官季貞—」(『日本歴史』五二九号、一九九二・6)
- \* 高山かほる「源季貞に関する一考察」(『湘南史学』八号、一九八三)
- \* 久松宏二「延慶本」における源季貞—『平家物語』諸本における人名異同という視点から—(『軍記と語り物』二四号、一九八八・3)
- \* 平藤幸「源季貞論統紹」(『これからの国文学研究のために—池田利夫追悼論集』笠間書院二〇一四・10)

—三〇八頁)で、卷二十一の用例と同じで、〈日国大〉の③の意。なお、当該本文「遼迹モ」は、〈近〉「おもんばかりも」とするように、やはり③の意で、「且ハ遼迹モ有ベシ」は、「一方で、推測してみるのがよい」の意となろう。なお、〈延〉「以平泉寺被付山門事」〔衆徒若忽緒朝威者、懐愁而不可止—山之騒動—。裁報之処、何無ラ邊迹〕(卷一—七八オ)は、「どうして不審に思わないでいられましょうか」で、〈日国大〉の②の意と考えられる。

宰相大ニ本意ナキ事ニ思テ、重テ被申ケルハ、「仰ノ上ニ又、申入ル事其恐ナレドモ、心中ニ、所存ヲ残サン。事モ妄念也。流罪ニモ死罪ニモ被定行ヲ、免ゼラレント、申サバコソ堅カラメ。ソレトテモ縁ニ付、日ハ、寛有セラル、事尋常也。サマデコソナカラメ、罪科治定ノ程暫被預置事、何ノ苦カ有ベキ。保元平治両度ノ合戦ニハ、御命ニ、替奉リ、身ヲ捨テ振舞侍キ。向後トテモ荒風ヲバ先觀キ奉ラント深存ズ。教盛コソ老耄也トモ、子息等アマタ侍レバ、御大事ノ時ハ一方ノ御固トハ、憑思食ベシ。成経ヲ預置給ハズハ、二心有者ト思食ニコソ。後闇者ゾト被思穢、タテマツリテ、世ニ立廻テハ何ノ面目カ有ベキ。大中納言ノ望モ、富貴榮耀ノ欲サモ、子ヲ思故也。我身一人ガ事ナラバ、イカデモ在ナン。御一門ノ端ト成テ、是程ニ歎申事ノ不叶ニハ、世ニ諂テ何ノ詮カ有ベキ。今ハ身ノ暇ヲ給テ出家人道シ、片山陰

ニ籠居シテ後ノ世ヲコソ<sup>21</sup>助メ。世ニ随ヘバ望<sup>のぞ</sup>アリ、望叶ハネバ<sup>22</sup>怨<sup>うら</sup>アリ。<sup>23</sup>恨モ望モ思ヘバ共ニ輪廻ノ妄念也。ヨシク憂世ヲ厭テ実ノ道ニ入  
ン事、可<sup>レ</sup>然善知識ニコソ<sup>24</sup>侍ラメ。参ツルマデハ無<sup>レ</sup>由ユヘト存ジツルニ、聞入給ハネバ思切ナン。人ノ御心ツヨキハ、我<sup>わが</sup>菩提ノ指南<sup>三六</sup>ニ  
ルベシ」トマデコソ<sup>26</sup>口説レタレ。

【校異】 1 〈近〉「申いるゝ」。2 〈近〉「しよそんを」、〈蓬〉「存<sup>ソンスルトコロ</sup>所を」、〈静〉「存所を」。3 〈蓬〉「事」なし。4 〈近〉「さためをこなはれんを」、  
〈蓬〉「定おこなはれんを」、〈静〉「定おこなはれんを」。5 〈近〉「申さはとそ」。6 〈底〉「日ハ」の誤りか。〈近〉「つきいへは」、〈蓬〉「付日<sup>ツキ</sup>は」、  
〈静〉「付日は」。7 〈近〉「あつけをかれん」、〈蓬・静〉「預<sup>アツケ</sup>をかるゝ」。8 〈近〉「カ」なし。9 〈蓬〉「かはり奉りて」、〈静〉「かはり奉<sup>タテマツリ</sup>て」。10 〈近〉  
「子ともら」。11 〈蓬〉「頼みおほしめすへし」。12 〈蓬・静〉「あつけをき給はぬは」。13 〈近・蓬・静〉「うしろくらき」。14 〈近〉「おもひへたて  
られたてまつりて」。15 〈近〉「ふつき多いよの」、〈蓬〉「富貴榮耀<sup>フキキヨウ</sup>の」、〈静〉「富貴榮耀<sup>フキキヨウ</sup>の」。16 〈蓬〉「いかてか」。17 〈近〉「■けき申」とし、  
上から「へつらひて」と重ね書き。■は「な」か。18 〈近〉「たまはて」。19 〈静〉「かた山隠<sup>カケ</sup>に」。20 〈近〉「こもりゐて」。21 〈近〉「たすからめ」、  
〈蓬・静〉「助め」。22 〈蓬〉「恨<sup>ウラミ</sup>」。23 〈蓬・静〉「怨<sup>ウラミ</sup>も」。24 〈蓬・静〉「侍るらめ」。25 〈蓬〉「甘<sup>ホクシ</sup>の」、〈静〉「甘<sup>ホクシ</sup>の」。26 〈蓬〉「口説<sup>クツカ</sup>かれたれ」。

【注解】 ○宰相大ニ本意ナキ事ニ思テ、重テ被申ケルハ… 清盛の返  
答を受けて、本節で再度教盛は成経を自分に預けるように歎願する。  
ここでの教盛の主張の内容は大きく三つに分けられる。①罪のある者  
を許せというのではなく、罪状が決まるまで預け置くだけのことに何  
の問題があるか。先ほどの主張（罪科治定ノ程ハ申預候バヤ）の繰り  
返しである。②保元・平治両度の合戦のように、今後も大事の際には  
自身と子息は一方の固めとしての働きをする。③それなのに成経を預  
けようとするのは、二心ありと疑われているからであり、面目が立  
たない。それならば出家し、籠居したい、とする。○仰ノ上ニ又申  
入ル事其恐ナレドモ、心中ニ所存ヲ残サン事モ妄念也。流罪ニモ死罪  
ニモ被定行ヲ、免ゼラレント申サバコソ堅カラメ。ソレトテモ縁ニ付  
日ハ、寛宥セラル、事尋常也。サマデコソナカラメ、罪科治定ノ程暫  
被預置事、何ノ苦力有ベキ 重ねて申し上げることは畏れ多いけれど  
も、所存を言い残したままでは妄念となる（ので重ねて申し上げる）、

「付日<sup>ツキ</sup>は」、〈静〉「付日は」とする。「日」は「日」の誤りで「つきて  
いへば」と読むか。〈盛〉①は、「流罪にしても死罪にしても決定され  
たものを、許されるようにと申し上げるというのであれば難しいこと  
でしょう。もしそうであってもゆかりのある者について申し立てれば、  
寛大に許されることは普通にあることです。（ましてや）そこまでの  
ことではなく、罪科が決定するまでの間（私の元に）暫く預け置くこ  
とに、何の問題があるでしょうか」の意。○保元平治両度ノ合戦ニ  
ハ、御命ニ替奉り、身ヲ捨テ振舞侍キ。向後トテモ荒風ヲバ先禦奉  
ラント深存ズ。教盛コソ老耄也トモ、子息等アマタ侍レバ、御大事ノ



時ハ一方ノ御固トハ憑思食ベシ。主張の②。今後も大事の際には自身と子息は一方の固めとしての働きをすることを訴える。この内容は〈鬪・延・長・屋・覚・中〉ほぼ同じ。〈覚〉「保元・平治よりこのかた、度々の合戦にも、御命にかはりまいらせんとこそ存候へ。此後も荒き風をば、まづふせきまいらせ候はんずるに、たとひ教盛こそ年老て候共、わかき子共あまた候へば、一方の御固には、などかならで候べき」(上一九二頁)。保元の乱での教盛の活躍については、半井本『保元物語』上で清盛麾下の軍勢として、「清盛ニ相随手勢者共ハ、舍弟常陸守頼盛、淡路守教盛、無官大夫経盛、嫡子中務少輔重盛、二男安芸判官基盛」とある程度である(新大系四二頁)。なお、『保元物語』諸本の内、鎌倉本・金刀比羅本・流布本も官職表記に異動がある程度で、同記事を載せる。平治の乱では、金刀比羅本『平治物語』で「大内へ向ふ人々には、大將軍左衛門佐重盛・三河守頼盛・淡路守教盛」(旧大系二二三頁)、「三河守よりもり・淡路守教盛を大将にて三百余騎、仁和寺殿へ参向ひ」(二四四頁)とあるが、この「淡路守教盛」を、古態本では前者は「常陸守教盛」(新大系一八四頁)、後者は「常陸介経盛」(同二二五頁)とする。いずれも正しくは「経盛」であり、「相前後して常陸介となつた経盛と教盛との間で混乱が生じ、やがて平家物語中でより活躍する教盛の方に統一されていった過程が想像される」(同一八四頁脚注)。教盛は平治の乱の勲功で越中守になっているが(補任) 1—四六六頁)、このように『保元物語』『平治物語』では教盛の活躍が特筆されるわけではない。なお、「教盛コソ老耄也トモ、子息等アマタ侍レバ」は、〈鬪・延・長〉では〈延〉「是ヨリ後ナリトモ、荒キ風ヲバ先防ムトコソ思給へ」とした後に、「教盛コソ今ハ年

罷ヨリテ候ドモ」(三五ウ)と続くので、「教盛は今はこうして年を取ってしまったていますが」の意となるが、〈屋・覚・中〉では〈覚〉「此後も、荒き風をば、まづふせきまいらせ候はんずるに、たとひ教盛こそ年老て候共」(上一九二頁)と続くので、「(有事の際に)たとえこの教盛が年を取っていても」の意となる。〈盛〉は前者と同様に解釈できる。この年教盛は五十歳。老耄の「老」は七十歳、「耄」は八十・九十歳の意で、『沙石集』卷一五「齡八旬に及びて(中略)老耄の上に病さへ日々にかさなりければ」(新編日本古典文学全集八八頁)、古活字本『曾我物語』「わが父、九十余にして、老耄きはなし」(旧大系二二二頁)とあるが、『江都督願文集』卷三「宇佐宮新堂願文」の「匡房、自少壯二十二年、至老耄六十二之日」(山崎誠『江都督納言願文集注解』五〇二頁)とあり、六十二歳で老耄とする例もある。五十歳時点で「老耄」とするのは少し早い、子息達の活躍を強調するためにも、敢えて「老耄」と表現しているのだろう。教盛の子息には、通盛(この時二十二歳か)、教経(十八歳か)、業盛(九歳か)の他、出家した忠快、盛縁がいる(尊卑) 4—三五・二六頁)。また、教盛とその子息通盛、教経、業盛は、この後の合戦で度々登場し、主要な戦力となったことが描かれる。例えば一ノ谷の合戦では、卷三十六「能登守所々高名」で「門脇中納言教盛ノ、備中国下道郡ニ五百余騎ニテ御座ケル所へ押寄テ、時ヲ造懸タリ。教盛事共シ給ハズ、昨日マデハ平家ニ奉公シテ、馬ニ草刈水波シ奴原也。今当家ヲ背キ源氏ニ心ヲカハス奈奇懐也。一々ニ射殺セヤ」トテ、子息ニ越前三位通盛、能登守教経大將軍ニテ、船十余艘ニ乗テ押向テ、散々ニ禦戦給ケレバ」(5—二五九頁)のように、教盛父子の活躍が描かれる。と

りわけ〈延〉では、他にも水島合戦や室山合戦などで教盛父子の名が連ねられ、「戦場場面には彼ら親子が意図的に配されているようである」とされるが（目下力、三六七頁）、〈盛〉も同様である。また、〈延〉巻十二「阿波民部并中納言忠快之事」では、教盛の子忠快の処分を決めるに当たって、「惣テ平家ノ一門ニハ、門脇中納言ノ子共ニ過テ恐シキ者ハナシ。越前三位ヨリ始テ能登守ト云、大夫業盛ト云、何モく思ナルハナシ」（二二オ）と評されるように、教盛父子が猛将として知られたことが分かる。ここでも作者は彼らの今後の活躍を踏まえた上で、教盛にこの発言をさせているのだろう。○成経ヲ預置給ハズハ、二心有者ト思食ニコソ。後闇者ゾト被思穢タテマツリテ、世ニ立廻テハ何ノ面目力有ベキ ②を踏まえて、③成経を自分に預けないのは、二心ありと疑われているからであり、面目が立たないと主張する。諸本同内容だが、表現に異同がある。〈鬪〉「罷預ラント成経一申ッ 悟レ被思食無 御免ニ 敷是奉レ被思有武心者上ニ在レ世甘徒」（成経を罷り預らんと申すを悟く思し食されて御免しの無からんか。是く忒心有る者に思はれ奉りて、世に有りてもいかにせん。一下一二六ウ）、〈延〉「成経ヲ暫ク罷預ムト申ヲ、穴倉ク思召テ御ユルサレノナカラムハ、既ニ二心有ル者ト思食ニコソ。是程ニ後メタナキ物ニ被思奉テ、世ニ有テハ何ニカハスベキ」（巻一三三六オ）。〈長〉も同じ）、〈覚〉「それに成経しはらくあづからうと申を、御ゆるされなきは、教盛を一向二心ある者とおぼしめすにこそ。是程うしろめたう思はれまいらせては、世にあつても何にかはし候べき」（九一頁。〈中〉もほぼ同じ）、〈屋〉はさらに簡略で「其二成経、暫ク預ラント申ヲ、御許レナキハ、一向教盛ヲ二心有者ト被思召ニコソ」（一四五頁）と

する。「後闇」は、〈延・長・覚・中〉いずれも「うしろめたなし」（〈延・長〉）「うしろめたし」（〈覚・中〉）だが、『盛衰記』伝本では〈近・蓬・静〉とも「うしろくらき」とする。ここでも「うしろくらき」と訓む。巻二「清盛息女」に「中納言ノ為ニ後口闇事ハ有マジ」（一六六頁）、巻八「慧星出現」に「入道モ多田藏人行綱ガ告知セ奉テヨリ後ハ、君ヲモ後暗御事ニ思奉テ」（一五〇八頁）の例がある。〈延〉にも一例「加様ニ有ケレドモ、小督局、『吾内裏ニ被召ニテ参ナム後、争御後クラク、カ、ラムフシヲ見ルベキ』ト、心ツヨク思ナシテ、忿取、ツボノ内ヘヅ投出シ給ケル」（巻六一一四ウ）が見られる。「うしろくらい」は〈日国大〉に「①後ろめたい、やましいと感じる点がある」「②本心は違うのではないかと疑わしい」とし、「類義の語に「うしろめたし」「うしろめたなし」があるが、これらは平安時代から用例が見られるのに対し、「うしろぐらい」は南北朝以降に現われた語と見られる」とし、挙例として、〈盛〉の巻八の事例「後暗御事」を引き、当該句が〈延・長〉では「うしろめたなき」とあることを指摘する。『邦訳日葡辞書』[Xirigurai: 例、Xirigurai-flo. (後暗い人) 他人の事をその人の前では良く言い、陰では悪く言う人]（七三九頁）。ここでも二心あることを言う。次に、「被思穢」は、〈延〉「被思奉テ」（三三六オ）、〈長〉「おもはれ奉て」（二六〇頁）、〈覚・中〉「思はれまいらせては」（〈覚〉九一頁）とある。〈近〉「おもひへたてられたてまつりて」（〈蓬〉「思穢され奉りて」、〈静〉「思穢れ奉りて」。「思ひけがす」は「よくないものと思う。見さげる。軽蔑する」（〈日国大〉）の意。〈盛〉巻十一「静憲入道問答」「成親卿已下ノ事モ正ク見シ事ナレバ、我モ其人數ニ思ケガサレテ、唯今モイカナル日ニカアハンズラント」（二

二〇三—二〇四頁)、『邦訳日葡辞書』[Vomoiogaxi, su, aita. 他人の善徳や善行を邪悪で下劣だと考える] (七一〇頁)。「世ニ立廻テハ何ノ面目カ有ベキ」は、〈延〉「世ニ有テハ何ニカハスベキ」などと同意。

○大中納言ノ望モ、富貴榮耀ノ欲サモ、子ヲ思故也。我身一人ガ事ナラバ、イカデモ在ナン。〈盛〉の独自異文。この前後は、二心あると思われては世間に面目が立たない故に出家するという論法であるので、ここで親心を説くのは他の伝本とは異なり、論の運びにズレがある。〈盛〉では、成経を預かるうというのは、ただ子を思う故であり、それさえ叶えられないのであればこの世に長らえても意味はなく、出家したいという流れになる。〈盛〉は「恩愛の情」をここでも押し出そうとしている。「イカデモ在ナン」は、どうなっても構わないの意。

なお、この四年後、養和元年(一一八二)に教盛は中納言となる。

○御一門ノ端ト成テ、是程ニ數申事ノ不叶ニハ、世ニ詔テ何ノ詮カ有ベキ。〈盛〉の独自異文。「私が平家御一門の端くれにありながら、これほどに歎願しましても叶わないのでしたら、俗世にへつらって生きていても何の益がありませんでしようか」の意。前出の〈盛〉独自異文「ソレトテモ縁ニ付日ハ、寛宥セラル、事尋常也」を受けた一節となっている。〈延〉では「世ニ有バ又何計ノ事カハ有ベキ」(三三六オ)。(長も同)とのみある。〈延〉は「俗世にいたところでどれほどのことがあるうか」とし、次の出家遁世へと繋がる。〈盛〉も同様の論理だが、「平家一門でありながら」というところに教盛が置かれる立場を強調している。なお、〈鬮〉はここで「在レバ世ニ有望ミ不レツ叶望有レ限(世に在ればこそ望みも有れ。望みの叶はねばこそ恨みも有れ。一下一二六ウ)とするが、これは後の〈盛〉「世ニ随ヘバ望アリ、望叶ハネ

バ怨アリ」にあたる一文が前に移されたものである(次々項参照)。

○今ハ身ノ暇ヲ給テ出家入道シ、片山陰ニ籠居シテ後ノ世ヲコソ助メ。〈鬮・延・長・屋・覚・中〉も同様。〈鬮〉「所詮賜身暇ニ出家入道ニ籠居片山寺ニ可致後世菩提の勤之由」(詮ずる所、身の暇を賜はりて出家入道して、片山寺に籠り居て後世菩提の勤めを致すべき由。一下一二六ウ)。(延)「今ハ只身ノ暇ヲ給テ、出家入道シテ片山寺ニモ籠居テ、後生菩提ノ勤ヲ可仕」(三六オ)。(覚)「今はたゞ身のいとまを給って、出家入道し、片山里にこもり居て、一すぢに後世菩提のつとめを営み候はん」(九二頁)。(盛)「片山陰」(静)は「かた山陰」を、〈鬮・延・長〉「片山寺」、〈屋・覚・中〉「片山里」とする。「片」は「片田舎」の「片」のように、「辺鄙な」意。「片山」は辺鄙な山を指すので、「片山陰」はそういった地域の山に囲まれた場所のことで、遁世者が後世を願う場所となる。〈盛〉卷四十六「女院入寂光院」「都近テハ心憂事ノミ聞召バ、片山陰ノ柴庵也共、御心閑ニト日比思召ケルニ」(六一三四〇頁)。「山家集」五五八「ひとりすむかた山かげのともなれやあらしにはるる冬はやまざと」(『新編国歌大観』第三卷)など、「片山陰」は歌語として、とりわけ院政期以降の和歌に頻出する。○世ニ随ヘバ望アリ、望叶ハネバ怨アリ。恨モ望モ思ハバ共ニ輪廻ノ妄念也。「俗世に従って生きれば望みが生まれ、望みが叶わなかったら恨みが生じる。恨みも望みも、考えてみれば共に六道輪廻の妄念となるのだ」の意。仏法ではいかなる執着も妄念となるため、今回のように俗世では望みや恨みを抱いてしまうのだから出家しようと言う。〈延・長・屋・覚・中〉いずれも「無由憂世ノ交リ也。世ニ有レバコソ望モアレ、望ノ叶ハネバコソ恨モアレ」(延)

三六オ)とする。「恨も望も思へば共ニ輪廻ノ妄念也」は〈盛〉の独自異文。「輪廻ノ妄念」は生死流転の原因となる妄念のこと。〈闘〉は同内容の「在<sup>レ</sup>世<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>望<sup>ミ</sup>。不<sup>レ</sup>叶<sup>テ</sup>望<sup>有<sup>レ</sup>限<sup>マ</sup></sup>」を先に述べている(前々項参照)。〈校注盛〉(一―一九四頁)は、関連句として、『行基菩薩遺誠』「随世似有<sup>レ</sup>望、背俗如<sup>レ</sup>狂人、穴憂世間、隱一身於何処」を引く。『行基菩薩遺誠』が中世文学諸作品に影響を与えていることは、木下資一が詳細に説くところであるが(三七―三九頁)、引用部の前半に影響を認めることができようか。○ヨシく<sup>〱</sup>憂世ヲ厭テ実ノ道ニ入<sup>ル</sup>事、可然善知識ニコソ侍ラメ 〈闘〉なし。〈延・長・屋・覚・中〉は、〈延〉「不如<sup>一</sup>、只世ヲ遁テ実ノ道ニ入<sup>ラ</sup>ンニハ」(二六オ)とするのみ。〈盛〉は「丁度よい。憂き世を厭い、実の仏道に入ることとなれば、これこそふさわしい善知識でございます」の意。「善知識」は、「善き友」の意で、「仏教の正しい道理を教え、利益を与えて導いてくれる人という」(『岩波仏教辞典』)。しばしば、仏道に入るきっかけを作る物事を指して用いられる。『宝物集』巻七「諸経の中に、『あるひはまづしく、あるひは世をうらみ、或はうき事にあふ、みな善知識の因縁なり』とぞ申ためる」(新大系三三〇頁)、『沙石集』巻七「韋提希ノ闍王ノ悪子ニ逢テ、コレヲ縁トシテ娑婆ヲ厭ヒ、浄土ヲ願ヒテ極楽ニ生ゼシガ如ク、厭苦ノ便トセバ、心ニ叶<sup>ツ</sup>又妻子等ノ悪縁、ミナ善知識タルベシ」

#### 【引用参考文献】

- \* 木下資一「『行基菩薩遺誠』考―中世文学の一資料として―」(国語と国文学、一九八二・12)  
\* 日下力『平家物語の誕生』(岩波書店、二〇〇一・4)

(旧大系三三〇―三三一頁)のように、出家遁世の機縁となるものはすべて「善知識」とされた。ここでも教盛は、自身に出家を志させるに至った清盛の頑固な態度を善知識であるとしている。善知識によって妄念が翫されること、維盛入水の場面でも、〈盛〉巻四十「中将入道入水」「中将入道然<sup>レ</sup>ベキ善知識ニコソト嬉テ、忽ニ安心ヲ翫テ正念ニ住シ、又念仏高ク唱給ヒ、光明遍照十方世界、念仏衆生摂取不捨ト誦シ給ツ、海ニゾ入給ニケル」(五―五九七頁)とある。○参ッルマデハ無由子ユヘト存ジツルニ、聞入給ハネバ思切ナン。人ノ御心ツヨキハ、我菩提ノ指南ナルベシ 〈盛〉の独自異文。「ここに参るまでは、つまらない我が子が原因で(このようになつてしまった)と思つていましたが、お聞き入れいただけなのであれば思い切りましょう。入道殿の御心のお強いことが、私を菩提へと導いて下さりましょう」の意。「我菩提ノ指南ナルベシ」は前項の「善知識」と同意で、清盛が自分の歎願を聞き入れてくれないことが、引いては「善知識」「菩提ノ指南」になるといふ。『宝物集』巻七「往生の難きにあらず、善知識にあふ事の難き也」(新大系三三二頁)のように、善知識は仏法では得難く有り難いものとされている。したがって、教盛は決して清盛を批判せずに感謝すべき対象としているわけだが、清盛にとって は却って冷淡な態度を取りづらくなり、教盛の嘆願を聞き入れざるを得なくなる。



宰相ノカク被<sup>レ</sup>申モ理也。子息<sup>ニ</sup>通盛・教経・業盛トテ、一人当千ノ人々<sup>ニ</sup>御坐シケレバ、荒風ヲバマツ<sup>三</sup>可<sup>レ</sup>防ト述懐シ給ヒケルナリ。季貞世ニ苦々敷思<sup>テ</sup>立帰、入道殿ニ委申ケレバ、「物ニモ心エヌ人<sup>五</sup>カナ。咄<sup>レ</sup>其程ニ智ノ悲ク思覽ヨ」トテ、<sup>七</sup>打傾テ又返事ナシ。季貞ハ暫候テ、門脇殿ハ思召切タル<sup>八</sup>御気色ニ見エサセ給也。能<sup>モ</sup>様ニ御計ヒ有<sup>ベ</sup>クモヤ」ト申ケレバ、入道<sup>九</sup>宣ケルハ、「成経ガ事、タゞ家門ノ煩ナキ様ヲ計ヒ申<sup>一〇</sup>処ニ、出家入道トマデ被<sup>レ</sup>仰之上ハ、少将ヲバ暫御宿所ニ置給へ<sup>一二</sup>カシ」ト洩々ニ宣フ。季貞此旨申ケレバ、宰相大ニ悦テ、急少将ノ<sup>一三</sup>御座ル所へ立入給、「被<sup>レ</sup>預置」コト<sup>一四</sup>叶マジト、再三及ツレドモ、出家遁世トマデ<sup>一五</sup>恨クドキタレバ、暫宿所ニ<sup>一六</sup>具シ還レト宣キ。事ノ<sup>一七</sup>様後イカゞト<sup>一八</sup>窘シ」ト語給へバ、少将ハ「一日ノ命トテモ<sup>一九</sup>疎ナルベキカ」ト被<sup>レ</sup>泣ケルヲ見給テ、宰相ハ、「人ノ身ニ<sup>二〇</sup>女子ハ持マジキ物ゾト云ハ理也」ト、始テ思知レケリ。「我子ニツカズハナニトテ<sup>二一</sup>角敷ベキゾ。徐外<sup>二二</sup>ニ<sup>二〇</sup>見聞<sup>二一</sup>ベキニ」トオボサレケリ。平家ハ保元平治ヨリ<sup>二二</sup>已来、<sup>二二</sup>楽<sup>二二</sup>米<sup>二二</sup>ハ在ツレドモ<sup>二二</sup>愁歎ハナカリシニ、<sup>二三</sup>門脇宰相バカリコソ、由<sup>二四</sup>ナカリケル智ユヘニ、係<sup>二五</sup>ル歎ハシ給ヒケレ。

【校異】 1〈蓬〉「道盛」。2〈近〉「おはしましければ」。3〈蓬〉「座ければ」とし、<sup>三</sup>座<sup>三</sup>の上に補入符あり。左に「御」を傍記。4〈静〉「御坐ければ」。3〈蓬・静〉「禦へしと」。4〈静〉「立返り」。5〈蓬・静〉「カナ」なし。6〈近〉「つたなく」、〈蓬〉「吐<sup>アハレ</sup>己」、〈静〉「吐<sup>アハレ</sup>己」。7〈近〉「うちかたふきて」、〈蓬〉「打傾て」、〈静〉「打傾て」。8〈近〉「御きしよくに」、〈蓬・静〉「御けしきに」。9〈蓬〉「見えさせ給めり」、〈静〉「見えさせ給めり」。10〈蓬・静〉「宣ケルハ」なし。11〈蓬〉「所に」。12〈静〉「カ」なし。なお、「置<sup>マキ</sup>給へしと」。13〈近〉「おはしましつる」、〈蓬・静〉「おはする」。14〈近〉「あつけをかれん」、〈蓬・静〉「預<sup>アツケ</sup>をかるゝ」。15〈蓬〉「うらみ口説<sup>クハシ</sup>たれば」。16〈蓬〉「具シ」なし。なお、「返れと」。〈静〉「くし返れと」。17〈近〉「さま」、〈蓬〉「やう」。18〈蓬〉「窘<sup>ヒツツ</sup>しと」、〈静〉「窘<sup>ヒツツ</sup>しと」。19〈近〉「をろかなるへきかとして」、〈蓬・静〉「疎<sup>ワカ</sup>なるへきかとして」。20〈近〉「よそはかにこそ」、〈蓬・静〉「徐外<sup>ヨソホカ</sup>にこそ」。21〈近〉「このかた」、〈蓬・静〉「以来<sup>コノカタ</sup>」。22〈近〉「うれへなけきは」、〈蓬〉「愁歎<sup>シツツ</sup>は」、〈静〉「憂歎<sup>ウレヘナ</sup>きは」。23〈近〉「かとわき」■「さいしやうはかりこそ」。■は難読。24〈蓬・静〉「なかりつる」。

【注解】 ○宰相ノカク被申モ理也 教盛公が、聞き入れられねば出家しようとの強い覚悟を持っておっしゃるのも、なるほどと思われるの意。以下「述懐シ給ヒケルナリ」までの、教盛の発言の背景を評する言は諸本に見られない〈盛〉の独自異文。 ○子息ニ通盛・教経・業盛トテ、一人当千ノ人々御坐シケレバ 教盛の子息には、出家した忠快・盛縁もいるが（尊卑）4―三五―三六頁）、ここではそのうち俗人の三人をあげたもの。通盛は仁平三年（一一五三）生まれでこの時二十五歳、教経は永暦元年（一一六九）生まれで十八歳、業盛は生年

未詳であるがこの時九〜十歳と推定される。〈盛〉を含めて、諸本では、「教盛事共シ給ハズ、昨日マデハ平家ニ奉公シテ、馬ニ草刈水汲シ奴原也。今当家ヲ背キ、源氏ニ心ヲカハス條奇懐也。一々ニ射殺セヤ」トテ、子息ニ越前三位通盛、能登守教経大將軍ニテ、船十余艘ニ乗テ押向テ、散々ニ禦戦給ケレバ」（5―二五九頁）に見るように、父教盛と共に戦うのは、通盛や教経であるが、業盛についても、その討死場面で、「泥屋五郎落重テ、大夫ノ甲ノシコロニ取付テ、ヒカン／＼トシケレバ、大夫頭ヲ強ク振給フニ、甲ノ緒ヲ振切。五郎甲ヲ持ナガ



ラ、二尋バカリゾ被抛タル。去共不手負ケレバ、起上テ業盛ノ頸ヲ取。兄ヲバ井ヨリ引立タリ。十七歳ノ心ニ、ヨク力ノ強クオハシケルニヤト、人皆是ヲ惜ケリ」（盛）5―三八九頁）とあり、この後の活躍を踏まえた上での物言いと考えられるか。但し、いずれも後年の実績であり、最年長の通盛ですら保元・平治の乱の時には幼少であって、参戦しておらず、軍功面での実績があったとは考えにくく、いわば後年の実績を先取りする形で、彼らを「一人当千」と強調していることになる。〈盛〉が独自異文でやや筆を滑らせたと言えようか。なお、日下力①は戦場場面に教盛親子が意図的に配されていることを指摘している（二六八七頁）。前節「保元平治両度ノ合戦ニハ……」の注解参照。

○荒風ヲバマヅ可防ト述懐シ給ヒケルナリ 前節の教盛の言葉に、「向後トテモ荒風ヲバ先禦キ奉ラント深存ズ。教盛コソ老耄也トモ、子息等アマタ侍レバ、御大事ノ時ハ一方ノ御固トハ憑思食ベシ」とあった。傍線部に見るように、意図的に配された教盛の言葉と言えよう。

○季貞世ニ苦々敷思テ立帰 「苦々し」は、「心の中で、そのことをおもしろくなく感じる。非常に不愉快だ。たまらなくいやだ」（日国大）の意で、季貞は教盛の発言を厭わしく思いながら清盛のもとへ戻ったということ。ただし、教経の助命嘆願そのものについてではなく、あくまでも出家遁世を持ち出して説得したことに對して厭わしく思った、ということであろう。ここで取り次ぐ季貞の心情を「苦々し」とするのは〈鬮・延・長・屋〉も同じ。〈覚・中〉は〈覚〉「季貞參ツテ」（上―九一頁）、〈中〉「すゑさだ又」（上―九五頁）と簡略。○入道殿ニ委申ケレバ 〈覚〉は、以下「智ノ悲ク思覽ヨ」までの清盛の返答までを持たず、直接季貞の説得の言葉となる。〈屋〉も清盛の

返答を持たず、「季貞苦々シキ事哉ト思テ、此由ヲ參テ申ス。『宰相殿ハ、早思切切タリゲニ候物ヲ』ト、申ス」（二四五―四六六頁）とあり、季貞を主語とする「申ス」が連続する形で、〈延全注釈〉が「申」を繰り返す形」（二―一六三頁）と指摘するように、〈覚〉に較べてこなれない（〈中〉も「すゑさだ又事のよしを申、『さいしやう殿はおぼしめしきりたげに候。よくく御はからい候へかし』と申たりければ」（上―九五頁）と、これに類する）。一方、〈鬮・延・長・盛〉は、次項に記すように、清盛の発言（二重傍線部）を挟み込む。〈延〉「此由ヲ委ク入道ニ申ケレバ、『物ニ心得ヌ人哉』トテ、又返事モ宣ハズ。

季貞申ケルハ、『宰相殿ハ思食切タル御気色ニテ渡ラセ給候メリ。能々御計有ベクヤ候ラン』ト申ケレバ」（卷二―三六〇―三六六頁）。日下力②は、〈延〉を検討し、傍線部に見るように、季貞の伝達行為が二度にわたって描かれている点を問題とする。つまり、初めに「委ク」報告したにもかかわらず、さらに「季貞申ケルハ」とするのは奇妙とする。こうした本文が出現した理由について、日下力②は、『平治物語』古態本の似たような場面、池禪尼による頼朝の助命嘆願を、重盛が清盛に伝達する場面からの影響ではないかとする（四二六―四二八頁）。なお、〈延全注釈〉は、「一度目は単なる伝言だが、二度目は状況を見て自分の意見を述べたと読めば、必ずしも重複とはいえない」（二―一六四頁）とする。二度目の季貞の発言を〈盛〉も「季貞ハ暫候テ」とし、やはり二度目は思案の末の発言としているように、やはり重複とは言えない。なお、読み本本文のごとく、清盛の発言が間にあったものを削除した際の痕跡を残すものが〈屋・覚・中〉であり、〈覚〉はさらにそれを整理した形と見られる。○物ニモ心エヌ人カナ。咄

己其程ニ智ノ悲ク思覧ヨ 前項の通り、ここに清盛の発言を持つのは〈闘・延・長・盛〉。ただし、「咄己其程ニ智ノ悲ク思覧ヨ」は〈盛〉の独自異文。「物ニモ心エヌ人カナ」は、『国文叢書 源平盛衰記』(上一七二頁)『校註日本文学大系 源平盛衰記』(上一〇五頁)が「事理のわからぬ人かな」とする様に、「わけのわからない人だな」(校注盛)一一一九二頁)、「何もわかっていない人だな」(新定盛)一一二七六頁)の意。「咄己」は〈蓬〉「吐己」〈静〉「吐己」と訓ませるが不審で、「咄己」はそのままでは文意不明。〈近〉は「つたなく」とするが、「拙」とみて、それをそのまま訓じたのだろう。『国文叢書 源平盛衰記』(上一七二頁)は、「やをれ」とルビを打ち、「ヤオレのヤは発語にてヤオノレの約まれるなるべし、オノレは元来自称なるが打返して他称ともなれり、ヤオレは他を罵る詞、今も猶激したる時にオノレなどの語を発すると同じ、但し本書此詞こゝかしこ多く出でたるが仮名にては皆ヤヲレと書けり、恐らくは仮名を誤れるならんと思はるれど暫く元のまゝにさしおきぬ」とする。「咄」は〈名義抄〉に「ヤア」(仏中四八)・「ヤ」(仏中六二)との訓が見え、黒川本『色葉字類抄』でもヤ辞字(中八六オ)に「咄」字を掲出する。また『国文叢書』の指摘のように、〈盛〉には「ヤヲレ」の用例は多く見られる。「咄己」との表記の由来は不明だが、「ヤオレ」と読むのが適當か。「其程ニ智ノ悲ク思覧ヨ」は、それほどに智を大事に思っているのだろうか、とといった意味。これは前々節での清盛の教盛への「智モ娘モ身ニ勝ルベキカハト云へ」(一―三五九頁)との伝言を、教盛が受け入れなかったことによる発言。○打傾テ又返事ナシ 「打ち傾く」は「首をひよ」とかして不審な様子をする。不思議がる。また、考える。思案す

る。うちかたむく」(日国大)の意。〈闘・延・長〉は、「又返事モ宣ハズ」(〈延〉卷一―三三六オ)とするのみ。○季貞ハ暫候テ〈闘・延・長〉「季貞申ケルハ」(〈延〉卷一―三三六オ)とあり、季貞の思案の様子がかがえるのは〈盛〉のみ。〈盛〉は、季貞が腐心して清盛を説得する様をより丁寧を描いている。前々々項の注解「入道殿ニ委申ケレバ」参照。また『平家物語』における季貞の人物造形については前々節「宰相内へ入、源大夫判官季貞ヲ以テ、參給ヘルヨシ申入給ヘリ……」項参照。○門脇殿ハ思召切タル御気色ニ見エサセ給也。能様ニ御計ヒ有ベクモヤト申ケレバ 諸本ほぼ同内容だが、〈屋〉が、「能様ニ御計ヒ有ベクモヤ」を欠く他、〈闘〉は「宰相殿<sup>ハ</sup>被<sup>レ</sup>テ思切<sup>ニ</sup>候御気色<sup>ヲ</sup>覚候<sup>ニ</sup>一定応<sup>テ</sup>御出家候<sup>ニ</sup>可<sup>キ</sup>有<sup>ル</sup>御計<sup>ヲ</sup>申<sup>ケ</sup>レバ」(宰相殿は思ひ切られて候ふ御気色と覚え候ふ。一定御出家候ふらん。御計らひ有るべしと申しければ。一―二六ウ)と、季貞の言に「一定応<sup>テ</sup>出家候<sup>ニ</sup>」を挿入する。前節に「今ハ身ノ暇ヲ給テ出家入道シ、片山陰ニ籠居シテ後ノ世ヲコソ助メ」とあった。多賀宗準は「季貞は教盛の決意をよみ取って入道に再考を求める」と評する(七九頁)。なお、〈盛〉のみ季貞が教盛を「門脇殿」と呼称。○入道宣ケルハ 季貞と清盛のやり取りが簡略な〈屋・覚・中〉では、「其時入道大におどろみて」(〈覚〉上一九一頁)とあり、季貞の教盛の様子についての報告(前項参照)をうけて驚いた清盛が即座に、教盛に成経を一旦預けることを口にする展開になっている。○成経ガ事、タゞ家門ノ煩ナキ様ヲ計ヒ申処ニ 成経については、ただ平家一門にとって厄介なことにならないように取り計らい申し上げただけに、の意。この清盛の言は〈盛〉の独自異文で、〈盛〉のみが清盛が自身の判断の理由として「家

門の煩」を挙げている。〈盛〉では、先に清盛は教盛に対して「去ドモ家門ノ運尽ザル間、事既ニ顕レヌ」（三五八頁）と捕縛の理由を述べていた。前々節「成親卿此一門ヲ亡シテ…」注解参照。一方、〈延・長〉には「大方ハ是程ニ被恨ニ進セ候ベシトコソ存ジ候ハネドモ」（〈延〉巻二一三六ウ）との言がある。これは教盛の出家の申し出に驚いたことを語るもので、こうした〈延・長〉は、〈盛〉のような清盛の発言を持たない語り本系諸本と大きくは変わらない。○出家人道トマデ

被仰之上ハ、少将ヲバ暫御宿所ニ置給ヘカシ 宿所は教盛の邸をさす。この後に、教盛邸は、「六波羅ノ惣門ノ脇ニ」あったとある。他本は次のとおり。〈延〉「先御出家アルベシト被仰候ナルコソ驚存候へ。大方ハ、是程ニ被恨ニ進セ候ベシトコソ存ジ候ハネドモ、夫程ノ仰ニ及ム上ハ少将ヲバ暫ク御宿所ニヲカレ候ベシ」（巻二一三七オ。〈長〉同）。〈盛〉は、傍線部を欠く形。〈鬪〉「其程ニ被思上ハ爾モ此不レ及ヘ可申子細ヲ然少将ヲ暫可レ被置御宿所ニ」（其れ程に思はるる上は、爾も此も子細を申すべきに及ばず。然らば、少将をば暫く御宿所に置かるべし。一下一二六ウ）は〈盛〉に近い。〈屋・覚・中〉は、「さればとて、出家人道までは、あまりにけしからず。其儀ならば、少将をばしばらく御辺に預奉ると云べし」（〈覚〉上九二頁）のように、教盛の出家の決意に対して「けしからず」との清盛の評を含む。○洪々ニ宣フ 〈覚〉を除く諸本同様で、清盛は出家までの決意を示した教盛に不本意ながら承諾したことになる。〈覚〉のみ「…とこそその給ひけれ」と「洪々」の語を欠き、清盛が驚いて即座に判断した印象がより強い。○季貞此旨申ケレバ、宰相大ニ悦テ、急少将ノ御座ル所へ立入給 〈延・長〉は「季貞此旨申ケレバ」がなく、清盛の言のあと

にすぐ「宰相悦テ出給ニケリ」（〈延〉巻二一三六ウ）との教盛の反応が記されており、ここまで逐一取り次いでいた季貞の姿がここでは見られない。こうした〈延・長〉の形態は、やや不自然といえよう。この後の場面が、教盛と成経との会話場面に移行していくために生じたことだろうか。なお、以下の教盛の心情描写や成経との会話の順序は諸本により次のように異なる。

〈延・長〉	〈盛〉	〈屋・覚・中〉	〈鬪〉
a 教盛の退出	a 教盛の退出	c 教盛の述懐	a 教盛の退出
b 成経の質問		a 教盛の退出	
c 教盛の述懐		b 成経の質問	
d 教盛の結果報告	d 教盛の結果報告	d 教盛の結果報告	
e 成経の感謝	e 成経の感謝	e 成経の感謝	e 成経の感謝
f 成経の再質問	f 成経の再質問	f 成経の再質問	f 成経の再質問

〈b 成経の質問〉と〈d 教盛の結果報告〉を持たない〈鬪〉が最も簡略で、〈盛〉も〈b 成経の質問〉がなく、清盛の言葉を承けて悦んだ教盛が、即座に自ら成経に報告を行っている（〈d 教盛の結果報告〉）。〈延・長〉は、教盛が悦んで退出してきた姿を見た成経がその様子を「ナニトナク憑シゲニ思テ」結果を問う様を「哀也」と評し（〈b〉、〈延〉巻二一三六ウ）、そうした成経の様子に対する教盛の述懐（〈c〉）、結果の報告（〈d〉）を続けて描く。〈屋・覚・中〉の語り本系諸本は、

諸本により細かな異同はあるが、「季貞婦参ッて、宰相に此よし申せば」(《覚》上―九二頁)と季貞の取り次ぎのあと、読み本系諸本が成経に向けての教盛の述懐とする箇所(《c》)を、清盛とのやり取りを終え、門外へ退出する際の教盛の心情として先に描写する。そして、退出を待っていた成経が首尾を尋ね、教盛が結果を伝える構成となる。ただし、《中》では教盛の退出の様が「涙ををさへて出られけり」とあるにも関わらず、成経は「少将まちうけ奉りて、なめならずよるこび給て」(上―九六頁)質問しており、子を思う気持ちに涙する教盛と、無邪気に期待して待つ成経とを対比させる。○「被預置コト叶マジト、再三及ツレドモ、出家遁世トマデ恨クドキタレバ、暫宿所ニ具シ還レト宣キ。事ノ様後イカト暮シ」ト語給ヘバ(《d》教盛の結果報告)に該当。《延・長・屋・覚・中》は、この前に、当初清盛の怒りが激しく教盛には対面もなさらなかったが、その後、季貞を介して出家人道をしようとまで申したからであろうか、ようやく一旦の身柄の安堵に至ったという、これまでの一連の経緯を告げている。それが「始終ヨカルベシトモ覚ヘズ」(《延》卷二―三七オ)との、教盛の所感に繋がるわけだが、《盛》の教盛は、ここではそうした具体的な清盛とのやりとりの状況には言及せず、出家遁世を口にしてまで説得したことのみを語っている。他本が語るような内容は、《盛》では、次々々々節の冒頭の注解「内ニ入テ宰相宣ケルハ、「入道ノ憤コト不斜、対面モナシ」に見るように、教盛が成経とともに宿所に帰った際に、宿所で待っていた人々に対して語られることになる(この点は《闘》も同様。またそこでも再び「出家遁世」を口にして説得したことが語られる)。なお、「事ノ様後イカト暮シ」は、(一旦は預け置かれたが)

今後のことはどうなるのか心配だ、の意。《延・長・屋・覚》「始終ヨカルベシトモ覚ヘズ」(《延》卷二―三七オ)、《中》「ゆくすゑたものもしかるべし共、おぼえず」(上―九六頁)。「暮」の訓「オボツカナシ」は、「成親妻子歎」の注解「是ハ何故ゾヤ、暮シ」(本全釈一六―七〇頁)参照。○少将ハ、「一日ノ命トテモ疎ナルベキカ」トテ被泣ケルヲ見給テ(《e》成経の感謝)に該当。「疎」を《近》「おろか」、《静・蓬》「疎」とする。少将が「たとえ一日だけ延びた命であったとしても十分にありがたいことだ」といって泣かれるのを、教盛がご覧になって、の意。《闘》「少将一日(被)助命(ト)愚又泣哀ナリ」(少将は、「一日なりとも命を助けらるるこそ愚かならね」とて、又泣くも哀れなり。一―二六ウ―二七オ)とあって《盛》に近い。なお、諸本で成経が涙をこぼすタイミングが異なっており、《d》教盛の結果報告」を聞いて流す成経の涙を感涙とするのは、《闘・盛》のみで、《闘・盛》はこの成経の泣く様子を見た《c》教盛の述懐」を次に置く。《延・長・屋・覚・中》は、ここに、この成経の感謝の言と父成親の処遇についての《f》成経の再質問をつなげ、そこに父成親の身を案じる成経の涙を描き、「子をば持つまじかりけるものかな」から「子をば持つべかりけるものかな」への転換を明確に描き出す。○宰相ハ、「人ノ身ニ女子ハ持マジキ物ゾト云ハ理也」ト、始テ思知レケリ 本節の最後までもが、《c》教盛の述懐」に該当。人の身として娘を持つべきでない、などというのはもっともなことだ、の意。成経が娘婿であるゆえの苦悩として、娘を持つ悩みを語ったもの。《屋・覚》は、教盛の退出時の述懐として、「あはれ、人の子をば持まじかりけるものかな」(《覚》上―九二頁)などと同様の言葉を持つが、これは文字通り読めば「男



女にかかわらず）子を持つこと」の是非を論じており、「女子」に限定する〈闘・長・盛〉とは異なる。〈闘・長・盛〉が女子に限定するのは、先に男子の頼もしさを語った発言との対比を意図したもののか。〈延・長〉は〈b成経の質問〉を受け、それに返答する前に〈c教盛の述懐〉がくる。〈延〉では「宰相被思<sub>ケル</sub>ハ、穴無慚ヤナ。我身ニ替テ申ザラムニハ叶マジカリツル者ノ命ゾカシ。人ノ子ヲアマタ持ツ事ハ無益ノ事カナ」（巻一―三六ウ）とあり、子を「アマタ持ツ」ことを「無益」と思う文脈である。教盛が先に「若者共アマタ候ヘバ、御大事モ有ム時ハ、ナドカ一方ノ御固トモナラデ候ベキ」（巻二―三五ウ）と清盛に言っていたことと対応し、清盛に言ったこととは全く正反対のことを、教盛に思わせたとするのである。頼もしい複数の男子がいる一方で、あまたいる子の中には、この女子のように心痛の種となる者もいることを歎いているのであろう。〈長〉は「人の、むすめ子を持事は、むやくの事かな」（三一―六一頁）とする。この「むすめ子」は女子の意であるから、〈盛〉に同じ。〈盛〉に最も近いのは〈闘〉で「人ノ身<sub>ニ</sub>云<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>持<sub>ハ</sub>女子<sub>一</sub>者<sub>ヲ</sub>ト云<sub>ニ</sub>加<sub>ハ</sub>様ノ事<sub>乎</sub>ト云<sub>レ</sub>」（人ノ身に女子をば持つまじかりけるものと云ひけるは、加様の事を云ひけるにやとぞ。一下―二七オ）とし、〈盛〉同様、慣用句的に引く。〈中〉が、「さいしやう、あはれわが子にむすばをれざらんには、なにしにこれほど心をくたくべき。たゞ人の身に、によし程よしなかりける物あらじとて、涙ををさへて」（上―九六頁）と、傍線部に見るように、初めに〈屋・寛〉に近似する本文を見せながら、次に〈闘・盛〉に近似する本文を見せるのは、双方の本文を〈中〉が取り込んだためと考えられよう。なお、当該句に典故があるかどうかは不明だが、入

水前の維盛の発言として「哀人ノ身ニ妻子ハ持マジキ者也ケリ」（盛）巻四十「中将入道入水事」5―五九二頁。諸本同様）という類似表現がある。『西行物語』「第八天の魔王は（中略）妻子といふ絆を付け置き、出離の道を妨ぐといへり」（講談社学術文庫六三頁）など類例は多く、背景に妻子は出家遁世の妨げとなるという発想がある。類句に『白氏文集』巻三「太行路」に「人生莫作婦人身（人生まれて婦人の身と作る莫かれ）」（新釈漢文大系『白氏文集』一―五九八頁）があるが、これは男性に人生を左右される女性として生まれることの苦を述べたもの。○我子ニツカズハナニトテ角歎ベキゾ。徐外ニコソ見聞ベキニトオボサレケリ 本節の最後まで、〈闘〉は欠く。我が子にかかわる問題でなければどうしてこんなにも嘆願しようか。他人事として見聞きするはずのことなのに、とお思いになった、の意。上述の通り、〈延・長〉では結果を問う成経の様子を見ての教盛の心情として「我子ノ縁<sub>ニ</sub>ムスボヲレザランニハ、人ノ上ノ事ニコソ見ベキ者ノ事ヲ、身ノ上ニナシテ肝心ヲ消スコソヨシナケレ」（延）巻二―三六ウ（三七オ）とある。〈屋・寛・中〉は清盛邸退出時の教盛の述懐として「我子の縁<sub>ニ</sub>むすばほれざらむには、是程心をばくだかじ物を」（寛）上―九二頁）とする。なお、〈盛〉伝本のうち〈静・蓬〉は、ともに「徐外」を「よそほか」とする。〈近〉「よそほか」も、「よそほか」の誤写と考えられる。〈盛〉に見る「ヨソホカ」の用例としては、「御身ノ上ヲバイカニヨソホカノ様ニハ思給フ」（一―三五九頁）の他、「ヨソホカノ者マデモ、悲ヲ含ミ哀ヲ催シテ、涙ニムセバヌ者ハナシ」（一―四二二頁）の例がある。〈日国大〉「余所外 まったく関係のないこと」。「徐」を「よそ」と訓む例は〈盛〉に多い（本全釈九「有子



ハサラヌダニ悲、上給ナン後ハ、徐ソニテモ争カ見奉ントテ、衣引カ  
ツキテ臥ニケリ」注解六三頁参照。○平家ハ保元平治ヨリ已来、

楽ミ栄ハ在ツレドモ愁歎ハナカリシニ、門脇宰相バカリコソ、由ナカ  
リケル智ユヘニ係ル歎ハシ給ヒケレ 前節の教盛の主張でも、「保元  
平治両度ノ合戦ニハ」と、両合戦が平氏繁栄の起点として意識され  
ていた。この評は他本では、成経とともに西八条に向けて出発する場  
面に置かれている。成経を乞い請けたあとに置くのは〈盛〉独自の構  
成だが、他本に見る形から、へc教盛の述懐に接続させたと考えら

### 【引用研究文献】

\* 日下力①「軍記物語の生成と展開」『岩波講座 日本文学史5』岩波書店一九九五・11。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による。

\* 日下力②『平家物語』と『保元物語』『平治物語』—成親事件話群の考察—（国文学研究七八号、一九八二・一〇。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による。）

\* 多賀宗集「平清盛と側近—源大夫判官季貞—」（日本歴史五二九号、一九九二・6）

少将ハ我身ノ少シ<sup>1</sup>クツログニ付テモ、「父イカ<sup>2</sup>ゞ成給ヌラム。カバカリ暑キ折節ニ、<sup>3</sup>装束モクツログゲ給ハズ、狭<sup>せは</sup>キ所ニコソ奉押籠タルラメ」ト心苦サニ、「大納言ノ<sup>三</sup>事ハイカゞ聞召ツル」ト問給ヘバ、宰相ハ「一筋ニ御事ヲノミ申ツレバ、<sup>4</sup>亜相ノ御事マデハ心モ不<sup>レ</sup>及」ト答給フ。少将理トハ思ナガラ、「我身ノ命ノ惜<sup>を</sup>モ、父ノ<sup>五</sup>行末ヲ知バヤト也。大納言ノ世ニ<sup>六</sup>御座ヌ事ナランニハ、其子トシテハ只同ジ道<sup>七</sup>ニコソ」トテ泣給フ。宰相ハ車ニ乗給ヘドモ、少将ハ<sup>八</sup>臥テ立モ上給ハズ。宰相哀ニ覚シテ其心ヲ<sup>九</sup>慰給ハン為<sup>十</sup>ニ、「誠ヤ、自<sup>みづか</sup>ラ奉<sup>レ</sup>問事ハ無リツルヲ、季貞ガ物語シツルハ、<sup>11</sup>亜相ノ事ヲバ<sup>12</sup>内大臣ノ<sup>13</sup>様々ニ被<sup>レ</sup>申テ、食事ヲモ<sup>14</sup>奉<sup>レ</sup>進、又<sup>15</sup>休<sup>やす</sup>マイラスルナンド承リツレバ、命ノオハセヌ程ノ事ハ<sup>16</sup>ヨモト覚ユ」ト宣ヘバ、少将手ヲ合悦<sup>あはせよび</sup>テ、泣々車ニ乗給ヘリ。

【校異】 1 〈静〉「恍<sup>ウツロク</sup>に」。2 〈近〉「ゞ」なし。3 〈近〉「さうそくも」、〈蓬・静〉「装束<sup>シヤウソク</sup>も」。4 〈蓬〉「悪相<sup>アウサウ</sup>の」。5 〈蓬・静〉「ゆくゑを」。6 〈近〉蓬・静「おはせぬ」。7 〈蓬・静〉「ニ」なし。8 〈近〉「たふれふして」、〈蓬〉「たをれ臥<sup>フシ</sup>て」。9 〈近〉「なくさめ給ふらん」。10 〈蓬・静〉「ニ」なし。11 〈蓬〉「悪相<sup>アウサウ</sup>の」。12 〈近〉「うちのおとゝの」、〈蓬〉「内府<sup>ウチフ</sup>の」。13 〈近〉「やうくくに」、〈蓬・静〉「さまくくに」。14 〈近〉

れよう。前々節の注解「今ヲ限ト思ケレバ、無人ヲ取出ス様ニ見送ツ、男モ女モ声ヲ調テナキアヒケリ」参照。保元平治より平氏が栄えたとする言は、「昔ハ源平両家左右ニ並テ少モ勝劣候ハザリシガ、源氏ニヲイテハ保元平治ノ比ヨリ皆絶失テ、大略無ガ如シ」（〈延〉卷一—九五ウ）や、「保元平治ヨリ、逆臣ヲ討罰シテ勲功端シ多シ」（〈盛〉卷二「上皇臨幸ハ波羅」1—1—1〇頁）などがある。本全釈の注解「保元平治ヨリ、逆臣ヲ討罰シテ」（七—四九頁）参照。

「まいらせたてまつり」〈蓬・静〉「すゝめ奉り」。15〈近〉「やすめまいらする也」とし、「也」の上から「な」を重ね書き。16〈蓬〉「よもそ」。

【注解】少将ハ我身ノ少シクツログエ付テモ 以下、成経が父成親の処遇を問う場面。先表に続いて、示すと次のようになる。

〈闘・延・長・盛・覚*・中〉	〈屋〉
f 成経の再質問 g 教盛の返答 1 h 成経の嘆願 i 教盛の返答 2	f 成経の再質問 h 成経の嘆願 i 教盛の返答 2

\* 〈覚〉の〈g 教盛の返答 1〉はかなり簡略な形

〈f 成経の再質問〉の場面において、成経が自身の身柄の安堵を確認し「少シクツログ」(少し安堵する)様を記すのは〈闘盛〉のみ。〈闘〉「少将又付我身少延行」(少将又我が身の少し延び行くに付けても。一下二七オ)。「延・長・屋・覚・中」は、成経の感謝の言に、そのまま父成親の処遇を問う言葉が続いている。〈静〉「恍」。〈名義抄〉「恍」字には「クツログ」の訓あり(法中八五)。○「父イカゞ成給又ラム。カバカリ暑キ折節ニ、装束モクツログ給ハズ、狭キ所ニコソ奉押籠タルラメ」ト心苦サニ、「大納言ノ事ハイカゞ聞ツル」ト問給ヘバここまでが〈f 成経の再質問〉。こうした、父の命だけではなく、具体的に父成親の現状を案ずる成経の心中描写も〈盛・闘〉のみ。〈延・長・屋・覚・中〉は、「是ニ付候テモ、大納言ノユクヘ、イカゞ聞食サレ候ツル」ト宣バ(〈延〉巻二一三七オ)と記すのみ。成経は成親の供の者から「上ニハ西八条殿ニ被召籠サセ給ヌ。今夜可奉失ト承リ

も、集まる武士を見て「大納言ノ事イカゞ成給ヌラン」(一三五一頁)と案じていた。また成経が推測する「カバカリ暑キ折節ニ、装束モクツログ給ハズ、狭キ所ニコソ奉押籠タルラメ」との状況は、〈盛〉巻五での「大納言ハカバカリ熱ク難堪比、一間ナル所ニ被懸籠、汗モ涙モ諍ツ、肝心モ消ハテ、」(一三三〇頁)との描写と重なる。成経がその具体的な状況を知っているはずはないが、〈盛・闘〉の本文は、前出の表現をここに援用したものであろう。ただし、〈盛〉には「装束モクツログ給ハズ」という描写はなく、他本に見られる「六月ノサシモ熱キ比、一間ナル所ニコメラレテ、装束モクツログズオハシケレバ」(〈延〉巻二一七ウ)等の表現を踏まえたものか。○宰相ハ「一筋ニ御事ヲノミ申ツレバ、巫相ノ御事マデハ心モ不及」ト答給フ(〈g 教盛の返答 1〉)に該当。「巫相」は「(丞相に垂ぐ意) 大臣に次ぐ官。大納言の唐名、あるいは異名」(《日国大》)で新大納言成親のことを指す。ひたすらにあなたのことだけを申し上げましたので、大納言殿の事までは考えも及びませんでした、の意。教盛は、成経に父成親のことを問われ、そのことについては清盛に聞かなかったことを答える。〈闘・延・長・中〉には同内容の教盛の発言が見えるが、語り本系のうち〈屋〉は、〈f 成経の再質問〉と〈h 成経の嘆願〉を連続した言葉とし、そのあとに、重盛が助命を嘆願したことのみを伝える形(〈i 教盛の返答 2〉)。〈覚〉は「それまでは思ひもよらず」(上十九二頁)と簡略で同内容の教盛の返答は〈i 教盛の返答 2〉に含む。○少将理トハ思ナガラ(〈延・長〉同じ。次々々項の「宰相ハ車ニ乗給ヘドモ、

少将ハ倒臥テ立モ上給ハズ」までが、〈h成経の嘆願〉に該当。成経は自身の助命のみを必死に嘆願したという教盛の言葉に納得しつつも、それでも父の行く末を案じる。〈闘〉は「少将聞レ此<sup>ウレシク</sup>誠<sup>トシ</sup>雖<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>思<sup>フ</sup>釐<sup>ル</sup>」(少将此れを聞きて、誠に釐く思はると雖も。一下一二七オ)とし、成経の心情が他本と異なる。但し、〈闘〉の朱による読み「ウレシク」は、本来の読みを留めていない可能性がある。〈名義抄〉によれば、「釐」の読みとして、「サイハヒ コトハル」(僧下一〇三)とあることからすれば、「釐と思はると雖も」と読む可能性も想定すべきだろう。〈g教盛の返答1〉が簡略ないし省略されている〈屋・覚、および中〉には、この句はない。○我身ノ命ノ惜モ、父ノ行末ヲ知バヤト也 以下、〈h成経の嘆願〉が続く。自分の命を惜しく思うのも、父の行く末を知りたいと思うからこそである、の意。この言は、〈闘・延・長・屋・中〉には見られない。同様の成経の言を持つのは〈覚〉で、「誠に御恩をもつて、しばしの命もいき候はずる事は、しかるべう候へ共、命のおしう候も、ち々を今一度見ばやと思ふため也」(上一九二頁)とする。〈盛〉は〈覚〉の本文を取り込んだか。○大納言ノ世ニ御座又事ナランニハ、其子トシテハ只同ジ道ニコソトテ泣給フ 成経は先にも女房兵衛佐に対して、「父左様ニ成給ハンニハ、其子トシテ命生テモ何かハスベキ」ト云モハテ給ハズ」(11353頁)と同趣旨のことを口にしてている。他本とも同趣旨の発言が見えるが、表現に違いが少なくない。〈延・長〉は「大納言今夜失レ候ハ、御恩ニテ成経今日計命生テモナニ、カハシ候ベキ。死出山ヲモ諸共ニ越へ、片時モヲクレジトコソ存候へ。同御恩ニテ候ハ、大納言ノイカニモ成候ハン所ニテ、トモカクモ罷成候バヤ。同ハサヤ

ウニ申行ハセオワシマスベクヤ候ラン」(延)卷二一三七オ(三七ウ)とし、同じ「御恩」を蒙ることができるのであれば、自分も父と同所で死を共にしたいと願ひ、またそのことを申し伝えるように望む成経の言葉が続く。〈闘・屋・覚〉も発言の内容は〈延・長〉に近く、『(前略)大納言がきられ候はんをいにては、成経<sup>ナリツネ</sup>とてもかひなき命<sup>イナチ</sup>をいきて何にかはし候べき。たゞ一所でいかにもなる様に申てたげせ給ふべうや候らん」と申されければ」(覚)上一九二頁)とある。いずれも「父と死を共にすることを申し伝えてほしい」と依頼しているのに対して、〈盛〉は「同ジ道ニコソ」と願望を述べるだけになっている。

○宰相ハ車ニ乗給ヘドモ、少将ハ倒臥テ立モ上給ハズ 父を案じ、車にも乗れずに泣き伏す成経の描写を持つのは〈盛〉のみ。この後に、言い慰められた成経が、「手ヲ合悦テ、泣々車ニ乗給ヘリ」の伏線となっている。なお、〈延・長〉は、前項引用の本文に続けて、「トテ、サメカト泣レケレバ」(延)卷二一三七ウ)とする。○宰相哀ニ覚シテ其心ヲ慰給ハン為ニ 以下、本節末までが、〈i教盛の返答2〉に該当。なお、当該部、〈闘〉「宰相言」(二下一二七オ)、〈延・長・屋・覚・中〉「宰相又心苦ケニテ」(延)卷二一三七ウ)などと簡略。○誠ヤ、自ハ奉問事ハ無リツルヲ、季貞ガ物語シツルハ 「誠ヤ」は「話題を転じるときや、話の途中でひよいと思ひ当たったことを言い出したりする時、念を押す気持を込めて用いる語。ほんにまあ。たしかそう。そうそう。まことに」(日国大)「まこと」。「自ハ奉問事ハ無リツルヲ、季貞ガ物語シツルハ」は先に「宰相ノ御事マデハ心モ不及」と成経に返答していたこと(〈g教盛の返答1〉)をうけ、自分から尋ねることはしなかったが、季貞が話したことによると、という文脈。

他本、〈鬪〉「大納言殿の御事内大臣垂伏被<sup>レ</sup>ト申承候」（大納言殿の御事をば、内大臣垂<sup>た</sup>り伏<sup>ふ</sup>し申されけるとこそ承り候へ。一下二七〇オ）、〈延・長〉「実ヤラン、大納言ノ事ヲバ内ノヲトゞ殿トカク被申<sup>レ</sup>ケレバ、今夜ハ延給ヌルヤラントコソホノキ、ツレ。心安ク思給ベシ」（延<sup>レ</sup>巻二一三七ウ）、〈中〉「まことや、それも小松どの、やう／＼に申さるなるが、しばらくの御命は、のびさせ給とこそ、うけたまはりつれ」（上九六頁）など、伝聞として一旦の助命を伝える。〈覚〉は「いさよ、御辺の事をこそとかう申つれ。それまでは思ひもよらねども、大納言殿の御事をば、今朝内<sup>カ</sup>の大臣のやう／＼に申されければ、それもしばしは心安<sup>ヤス</sup>いやうにこそ承はれ」（上九二、九三頁）とし、他本が〈g教盛の返答1〉に持つ内容をここに含み、やはり伝聞として一旦の助命を伝える。〈盛〉のみが、どのようにして知ったのか、季貞の名前を具体的にに出している。季貞は、実際に「清盛の親呢・任用を得た側近」（多賀宗集七七頁）であった。故に、清盛に近侍していた季貞が、清盛と重盛との間に交わされた密議を、教盛に語る人物としてふさわしい人物の一人と言えよう。物語でも、清盛と教盛との交渉を仲介するのが季貞である。そうしたことから、〈盛〉では、季貞の名が記されることになったのであろう。なお、〈延全注釈〉は〈延〉などの、教盛が成親の処分延期の情報を側聞したと解しうる表現について、「こうした表現は、情勢の流動性を表すとも、教盛の平家一門

## 【引用研究文献】

\*多賀宗集「平清盛と側近―源大夫判官季貞―」（日本歴史五二九号、一九九二・6）

宰相ハ帰給フ道スガラ、「子ハ有モ歎キ、無モ<sup>三六四</sup>歎ト云ナガラ、<sup>一</sup>無ハホシト<sup>二</sup>楽思、バカリ也。有テ<sup>三</sup>ハ<sup>四</sup>旁<sup>五</sup>煩多シ。心地観経ニハ、<sup>五</sup>世

内での微妙な立場を表すとも、成経に対してあまり希望的な情報を確認することを避けているとも読めようか（巻二一七〇頁）と評する。〈盛〉の場合、季貞という具体名を出すものの、本文中には教盛が成親の処遇について季貞から聞かされたという場面は描かれてないから、本文に描かれていることのみで言うなら、教盛は成経を「慰給ハシ<sup>レ</sup>為ニ」、季貞から聞いたとして気休めを述べているとも読めるか。あるいは季貞の名を出すことで、確かな情報として記そうとしているとも言えるか。○食事ヲモ奉進、又休マイラスルナンド承リツレ〈盛〉の独自異文。「奉進」を、〈近〉は「まいらせたてまつり」とするが、〈蓬・静〉「すゝめ奉り」が良い。父上にお食事を取るようにお勧めし、またお体をお休め申し上げるようにおっしゃっていると承っていますの意。こうした成親の処遇についての伝聞も〈盛〉独自だが、やはり本文には該当する箇所は見られない。また、教盛がそれを知ったとわかる場面もない。〈鬪〉は「雖然<sup>レ</sup>御命被<sup>レ</sup>シ失程ノ事不御坐<sup>レ</sup>覚候」（然りと雖も、御命失はるる程の事は御坐さじと覚え候ふ。一下二七〇オ）と推測を述べており、比較的〈盛〉に近い。○少将手ヲ合悦テ、泣々車ニ乗給ヘリ 成経が合身享して教盛に感謝するのは〈鬪・延・長・屋・覚・中〉同様だが、〈盛〉では、先ほどまで倒れ伏し車にも乗れなかった成経が、泣きながら教盛の車に同乗する様までを具体的に描く。

人為「子造諸罪」、墮<sub>二</sub>在三途<sub>一</sub>「長受苦」トモ説、無量壽經ニハ、「不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>子」トモ宣<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>へり。子ヲ思<sub>レ</sub>念<sub>二</sub>ニ<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>テ、今生ニモ心苦ク、後生モ惡趣ニ。墮<sub>二</sub>ト見<sub>レ</sub>エタリ。教盛<sub>二</sub>子故ニ<sub>一</sub>カク心ヲ尽<sub>ス</sub>事ヨ<sub>レ</sub>ト被<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>ケルガ、「少將ノ我身ノ歎ニ打<sub>ソ</sub>ヘテ、父ノ事ヲアナガチニ心苦ク悲ム事ノ哀サヨ。子ナラデハ誰カ<sub>ハ</sub>ハ此程ニ思<sub>レ</sub>ベキ。恩愛ノ道<sub>ニ</sub>コソ糸<sub>レ</sub>惜<sub>レ</sub>ケレ。子ハ持<sub>レ</sub>ベカリケリ」ト、兔<sub>ニ</sub>モ角<sub>ニ</sub>モ只<sub>レ</sub>涙<sub>ヲ</sub>流<sub>シ</sub>給<sub>フ</sub>。

【校異】1 〈近・静〉「なきは」。〈蓬〉「なは」。行替わりによるものか。2 〈近〉「ねかひおもふはかりなり」、〈蓬〉「ねかふ思はかり也」、〈静〉「ねかふ思ひはかり也」。3 〈近〉「ハ」なし。4 〈近〉「またく」。5 〈近〉「世人為子造諸罪」、〈蓬〉「世人為子造二諸罪」、〈静〉「世人為子造二諸罪」。6 〈近〉「墮<sub>二</sub>在三途<sub>一</sub>長受苦とも」、〈蓬〉「墮<sub>二</sub>在三途<sub>一</sub>長受苦とも」、〈静〉「墮<sub>二</sub>在三途<sub>一</sub>長受苦とも」。7 〈近〉「ふによむし」とも、〈蓬〉「不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>子」とも、〈静〉「不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>子」とも。8 〈近〉「よつて」、〈蓬・静〉「よりて」。9 〈近〉「おつと」、〈蓬〉「墮<sub>二</sub>ト」、〈静〉「墮<sub>二</sub>ト」。10 〈蓬〉「ハ」なし。

【注解】○宰相ハ歸給<sub>フ</sub>道スガラ 以下「ト被思ケルガ」までの道中での教盛の心情描写は、〈盛〉のみの独自異文。また、はっきりと「道スガラ」の述懐とするのも〈盛〉のみで、他は〈延・長〉の「責テ今夜計ナリトモ延給ヘカシトテ被悦ケルヲ見給ケルニコソ」(〈延〉卷二―三七ウ)のように、悦ぶ成経を見ての述懐とするか、〈鬪屋・覺中〉のように直接述懐につなげる。○子ハ有<sub>レ</sub>モ歎<sub>レ</sub>キ、無<sub>レ</sub>モ歎<sub>レ</sub>ト云ナガラ、無<sub>レ</sub>ハホシト楽思<sub>レ</sub>バカリ也。有<sub>レ</sub>テハ旁煩多シ 〈盛〉の独自異文。「子ハ有<sub>レ</sub>モ歎<sub>レ</sub>キ、無<sub>レ</sub>モ歎<sub>レ</sub>」は慣用句的に使われているが、典拠未詳。子は有<sub>レ</sub>っても歎<sub>レ</sub>きとなり、無<sub>レ</sub>くても歎<sub>レ</sub>きとなるとは言うものの、無いれば欲しいと願<sub>レ</sub>い思<sub>レ</sub>うばかりである。しかし、有ればあれこれと煩いが多いものなのだ意。底本「楽」を〈近〉は「ねかひ」、〈蓬・静〉「ねかふ」とするが、〈名義抄〉に「ネカフ」の訓が見える(仏下本一〇五)。教盛が、最初に三人の男子の頼もしさを主張し、次に女子を持つことの苦悩を語っていたことを受けた発言か。○心地観經ニハ、世人為子造諸罪、墮<sub>二</sub>在三途<sub>一</sub>長受苦トモ説 〈盛〉の独自異文。引用句は、世の人、子のために多くの罪科を造り、三途に墮ちて長く苦

を受ける、の意。『心地観經』とは唐般若三藏訳『大乘本生心地観經』をさし、「出家して阿蘭若処に住し、心地を觀じて妄想を滅し、仏道を成ずべきことを説けるもの」といい、「出家在家の勝劣を明し、諸種の譬喩を以て出家修道の勝ることを示し」(『望月仏教大辞典』「大乘本生心地観經」項)たという同経卷三厭捨品に同句が見える(大正新修大藏經・卷三―三〇二頁)。同句は『往生要集』上にも「如<sub>レ</sub>心地観經偈云、世人為<sub>レ</sub>子造<sub>二</sub>諸罪<sub>一</sub>、墮<sub>二</sub>在三途<sub>一</sub>長受苦、男女非<sub>レ</sub>聖無<sub>レ</sub>神通、不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>輪廻<sub>二</sub>難<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>報、有情輪廻生<sub>レ</sub>六道、猶如<sub>レ</sub>車輪<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>始終、或為<sub>レ</sub>父母<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>男女、世生生互有<sub>レ</sub>恩」(日本思想大系『源信』三三九頁)と引かれる。他に『三宝絵』下(新大系二〇三頁)、『言泉集』「孝養句為<sub>レ</sub>母 母十徳」(『安居院唱導集 上卷』一二四頁)などにも見える。また、『金玉要集』第二二六度集経事に「凡、中有人根子事<sub>ハ</sub>、誰<sub>カ</sub>故<sub>ニ</sub>作<sub>レ</sub>罪<sub>ヲ</sub>、落<sub>レ</sub>惡道<sub>ニ</sub>トコソ申<sub>レ</sub>合<sub>テ</sub>候ナレ。サレバ、心地観經云、女人為<sub>レ</sub>子造<sub>二</sub>諸罪<sub>一</sub>、墮<sub>二</sub>在三途<sub>一</sub>長受苦、男女罪<sub>ニ</sub>聖無<sub>レ</sub>神通、不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>輪廻<sub>二</sub>難<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>報<sub>文</sub>」(和泉書院『磯馴帖 村雨篇』一五二頁)とあり、『宝物集』第二種七卷本も、漢の高祖配下の石奢の母が、項羽にとり



こめられ、子の石奢を呼び寄せることを求められるも拒否して自刃した話（出典未詳）を引いて、「されば、心地観經に云、世人爲子造諸罪 墮在三途長受苦とはとく也。誠に、人の子を思ふ心ざし、浅からずぞ侍るめる」（新大系二六八頁）と評するように、中世に広く知られた經文の一節であった。○無量壽經二八、『不如無子』トモ宣べ給へり『仏説無量壽經』卷下に「仏言。其五惡者、世間人民、徒倚懈惰、不肯作善治身修業、家室眷屬、飢寒困苦。父母教誨、瞋目怒膺。言令不和、違戾反逆、譬如怨家。不如無子、取与無節、衆共患厭、負恩違義。無有報償之心。」（大正新修大藏經・十二卷一二七七頁）とある箇所。「世尊は説示されました。五惡の第五は、世間の人びとは落ち着きなく怠惰で、善をなして身を修めようとしません。仕事にも身を入れないので、一族郎党を飢えと寒さにさらして苦しめます。それを父母が諫めれば目を瞋らして怒ります。父母の言葉に和すことなく、かえって敵に対するかのように反逆します。親にとつては子がないほうがましなほどで、取るも与えるも節度がなく、みんなを苦しめて嫌われる。恩に背き義から外れて感謝の心をもちません」という意味（現代語訳は角川ソフィア文庫『全文現代語訳 浄土三部經』三〇七〜三〇八頁による）。いわゆる「五惡段」のうち第五惡について述べたものの一部で、人倫における義理を説く部分である。○子ヲ思妄念ニ依テ、今生ニモ心苦ク、後生モ惡趣ニ墮ト見エタリ 子を思ふ妄念によって今生においても苦しみを覚え、後生でも惡道に墮ちる、と見えている、の意。「惡趣」は、惡道ともいい、惡業を積んだ報いとして趣かなければならない苦しい生存のあり方はい、ふつう、地獄・餓鬼・畜生・阿修羅・人・天の六趣（六道）のうち、

(四)

阿修羅を除いた五趣（五道）中の地獄・餓鬼・畜生の三つ、あるいは阿修羅を含めた四つを、それぞれ三惡趣（三途）・四惡趣という（岩波仏教辭典「惡趣」項）。なお、子を持つことの罪については、『宝物集』に議論が展開されており、ことに片仮名古活字三卷本には、次項の心地観經の一節に関わる、「サレバ、經文ニ「人、子ノタメニ罪ヲ作テ惡道ニ落ル」ト説ケリ。是ヲ思ニハ子モホシク侍ラズ」（『宝物集』おうふう一九九五・4、三五頁）の独日本文が記されている。ここで教盛の思いは、卷四十「中将入道入水事」維盛入水の場面で（「妻子は）此世ニテ物ヲ思ノミニ非、後世菩提マデノ妨ト成事ノ心憂サヨ」（515―519頁）とあるのに似る。○教盛子故ニカク心ヲ尽ス事ヨ

日下力①は、教盛が一ノ谷で通盛と業盛を失い、夫の跡を追った通盛の妻小宰相に先立たれることと関連付けて、「教盛の、子ゆえの悲嘆に関連して、彼が物語世界では当初から、子への愛に懊悩する人であったことを、思い起こさねばならない。鹿谷事件の主謀者成親の息成経を、娘婿として迎えていたことに、端は発していた」（三三七頁）と述べ、子への愛に懊悩する人としての教盛に注目している。教盛は先に清盛に対しても「大中納言ノ望モ、富貴榮輝ノ欲サモ、子ヲ思故也」（1136〇頁）と述べていた。○少将ノ我身ノ歎ニ打ソヘテ、父ノ事ヲアナガチニ心苦ク悲ム事ノ哀サヨ、子ナラデハ誰カハ此程ニ思ベキ 少将が自分の身の心配をするだけでなく、父（成親）の事も一途に心を痛めて心配することの哀れなことよ、子でなくてはだれがこれほどに思うだろうか、の意。他本やや異なり、〈延・長〉は、父が延命されたであろうことを聞いて悦ぶ成経の描写を承けて、「無慚ヤナ、子ナラザラン者ハ只今誰カハ是程ニ我身ノ上ヲサシライテ、

穴倉モ思ヒ延タルヲ聞テ、身ニシミテウレシク思ベキ」(〈延〉巻二一三七ウ〜三八オ)と、父の延命を我が身のことのように悦ぶことについて、子で無ければ誰がこれほどに悦ぶだろうか、と、述懐する文脈である。〈盛〉は前々節の「人ノ身ニ女子ハ持マジキ物ゾト云ハ理也」を受けて、『心地観経』や『無量寿経』を引用し、子を否定する述懐を十分に印象づけた上で、その後の子を肯定する述懐へと転換させてゆき、次項の「子ハ持ベカリケリ」に至る。〈屋・覚・中〉も〈延・長〉と同内容。〈鬪〉もやはり悦ぶ様子を見ての述懐とするが、「成経白手悦宰相見レ此<sup>ニ</sup>無慚哉非子<sup>ニ</sup>者誰可レ憶<sup>レ</sup>此程<sup>ニ</sup>」(成経手を合はせて悦びけり。宰相此れを見て、「無慚やな。子に非ざらん者は誰かは此れ程に憶ふべき。一下一三七オ)と簡略。○恩愛ノ道コソ糸惜ケレ。子ハ持ベカリケリ この部分は諸本ともに同内容を持つ。成経の、父成親を思う気持ちを知って、やはり「子は持つべきものだ」という結論に達する。ただ「恩愛ノ道コソ糸惜ケレ」に該当する箇所については異同が大きく、〈鬪〉が欠く他、〈延・長〉「実ノ思ハ父子ノ志ニコソ留テケレ」(〈延〉巻二一三八オ)、〈屋・覚・中〉「まことの契<sup>チキリ</sup>は親子のなかにぞありける」(〈覚〉上一九三頁。〈屋〉は「誠ノ憑<sup>クノミ</sup>ハ」などとある。教盛は、〈盛〉巻九「宰相申預丹波少将」でも「恩愛の道」に言及している(二一三三頁)。山中美佳は〈盛〉を通じて恩愛譚への志向を指摘するが、本箇所もその志向を見せる。また、日下力②は、子をめぐる教盛の内省は、〈延〉の段階からすでにあり、教盛・娘・成経のラインが強く意識されていたらしいとする(二五五頁)。なお、

## 【引用研究文献】

\* 日下力①『平家物語の誕生』(岩波書店二〇〇一・4)

『宝物集』は、十二門開示の第六「懺悔」で「父母孝養して仏に成べしと申は、懺悔の中の第一の懺悔にてぞ侍るべき。父の恩の高き事須弥のごとし。母の徳のふかき事は、滄海ににたり」(新大系 二六七頁)として、父母の恩愛を説き、「是ほどに心ざし浅からぬ親のために、孝養報恩せん人、いかゞ懺悔とならずも侍らん」(二七一頁)などと、親に対する孝養を説く。このように親子の「恩愛」「孝養」を説く点に、『宝物集』と〈盛〉との対応を見ることができらる。ただし、『宝物集』第二種七巻本では、前掲「心地観経ニハ、世人為子造諸罪、墮在三途長受苦トモ説」項で引用したように、『心地観経』の「世人為子造諸罪、墮在三途長受苦」の一節を、この十二門開示の「懺悔」で「人の子を思ふ心ざし、浅からずぞ侍るめる」例として引用しているのに対して、片仮名古屋字三巻本では前掲「子ヲ思妄念ニ依テ、今生ニモ心苦ク、後生モ悪趣ニ墮ト見エタリ」項で引用したように、同じ「人、子ノタメニ罪ヲ作テ悪道ニ落ル」の句を「是ヲ思ニハ子モホシク侍ラズ」と子を持つことを否定する文脈で引用している。後者の方が〈盛〉の引用方法と一致しているのであり、同じ経文が状況に応じて使い分けられていたことが窺える。○兔ニ毛角ニモ只涙ヲ流シ給フ 諸本、〈鬪〉「無<sup>レ</sup>程被思返<sup>レ</sup>」(一下一三七オ)、〈延・長・屋・覚・中〉「やがて思ひ返されける」(〈覚〉上一九三頁)など、先ほどのまでの「人ノ身ニ女子ハ持マジキ物ゾト云ハ理也」という思いを改めたことを強調する。それらに比べると、〈盛〉は様々に思い悩む印象が強い。

\* 日下力②『いくさ物語の世界—中世軍記文学を読む』（山石波書店二〇〇八・六）

\* 山中美佳「源平盛衰記の恩愛譚」（日本文藝研究五〇巻一号、一九九八・六）

宰相ノ宿所ニハ、少将ノ出ケルヨリ、北方ヲ<sup>1</sup>奉<sup>レ</sup>始<sup>テ</sup>、母上・乳母ノ六条諸共ニ臥沈<sup>テ</sup>、イカゞ聞<sup>ナ</sup>サント、肝心モ<sup>2</sup>消失<sup>テ</sup>起<sup>モ</sup>アガリ給<sup>ハ</sup>ザリケ<sup>ニ</sup>、<sup>3</sup>宰相入<sup>給</sup>フ」ト云ケレバ、「穴心憂、少将ヲバ打捨<sup>テ</sup>オハスルニコソ。憑<sup>シ</sup>キ人ニハ捨<sup>ラ</sup>レヌ。イカニ<sup>3</sup>心細<sup>カル</sup>ラン」ト被<sup>レ</sup>歎ケル処ニ、「少将<sup>4</sup>殿モ同ク婦人セ給」ト申ケレバ、人々<sup>5</sup>泣<sup>々</sup>起<sup>上</sup>、車寄<sup>ニ</sup>。出向<sup>テ</sup>、「真歎<sup>々々</sup>」ト声々ニ問給<sup>フ</sup>程ニ、少将モ宰相モ同車シテ入給<sup>フ</sup>。後ハ知ズ、サテ婦人給<sup>タ</sup>レバ、無人<sup>ノ</sup>蘇生<sup>タル</sup>様<sup>ニ</sup>、<sup>8</sup>悦<sup>泣</sup>ノ涙ハ先ヨリモ猶色深<sup>ク</sup>見エラレケレ。

【校異】 1〈近〉「はしめたてまつて」、〈蓬〉「始奉<sup>リ</sup>て」、〈静〉「始奉<sup>リ</sup>て」。2〈蓬〉「消<sup>サ</sup>せて」。3〈静〉「心細<sup>カラ</sup>んと」。4〈蓬〉「殿」なし。5〈近〉「なくななく」。行替わりによる。6〈近〉「いてむかて」、〈蓬〉「出向<sup>テ</sup>」。7〈近〉「よみかへりたる」、〈蓬〉「蘇<sup>シ</sup>生<sup>タル</sup>」、〈静〉「蘇<sup>シ</sup>生<sup>タル</sup>」。8〈近〉「よろこひなきの」、〈蓬・静〉「泣<sup>ナ</sup>し。なお、「悦<sup>ビ</sup>の」たる」。

【注解】○宰相ノ宿所ニハ、少将ノ出ケルヨリ、北方ヲ奉始<sup>テ</sup>、母上・乳母ノ六条諸共ニ臥沈<sup>テ</sup>、ここから教盛邸で待ちうけていた人々の喜びの様を描く。先に成経が教盛邸に来た際に北の方や乳母の六条が泣き伏す様が描かれていた（1—三五頁）が、ここではそれに成経の母の姿が加わっている。「血ノ中ニ御座<sup>ヲ</sup>、此年比生シ立奉<sup>リ</sup>テ」項参照。その点は、〈鬮・延・長〉も同じ。〈鬮〉は〈盛〉に近いが「少将被<sup>レ</sup>出<sup>ル</sup>」之後北方奉<sup>レ</sup>始<sup>ル</sup>」母上乳母臥沈不起<sup>上</sup>」啾悲有様枕床可朽」（少将の出でられける後、北の方を始め奉りて、母上・乳母臥し沈みて起きも上らず啾<sup>な</sup>き悲しむ有様、枕も床も朽ちぬべし。一—二七オ）と涙の描写が詳しい。〈延・長〉もほぼ同文だが、この前に「サテ宰相ハ少将ヲ具テ歸<sup>リ</sup>給<sup>ヒ</sup>ケレバ」（〈延〉巻二—三八オ）を置く。〈屋・覚・中〉は、以下の場面がかなり簡略（この後の注解「少将モ宰相モ同車シテ入給<sup>フ</sup>」参照）。この「母上」は成経の母で、〈補任〉によれば参議正三位藤原親隆女。櫻井陽子によれば、成親とはこの時

既に離別していた（四七七頁）。なお、櫻井が離別の根拠としている、『古記』寿永元年（一一八二）二月二十三日条「後聞、四条室町故民親卿旧室宅〈親隆亭也〉群盜乱入」（民は成の誤写か）の「旧室」という用語については、天曆四（九五〇）年、憲平親王（のちの冷泉天皇）生誕の際「乳付」役に「兼通旧室」である平寛子が選ばれたが、兼通は貞元二（九二五）年に既に没しており寛子と離別していたか不明である。ただ、憲平の「乳付」の役は生母安子の兄兼通の妻という関係が解消されていたならばあり得ないことなので、兼通と寛子の関係は兼通の死の時まで継続していたものと考えられる。であるならば、「旧室」とは文字通りの「昔の妻」であり、死別の場合も離別の場合のどちらも指しうる用語である。寿永元年段階で成親とは既に死別しているのだから、成経母が「旧室」と表現されても不思議はない。従って、治承元（一一七七）年時点で既に離別していたとは決めがたい。〈鬮・延・長〉も、この場面に成経母を登場させるが、母につい

ての説明はなく、その影は極めて薄い（1―三五五頁「血ノ中ニ御座ヲ、此年比生シ立奉リテ」項参照）。一方、この場面に北の方・母上・乳母を登場させない〈屋・覚・中〉では、成経の鬼界ヶ島からの帰洛場面に「少将ノ母上ハ此日比靈山ナル所ニ御坐シケルガ、此事ヲ聞給テ、昨日ヨリ宰相ノ宿所へ出テ待給フガ」（〈屋〉二六二―二六三頁）と登場する（逆に、〈延・長・盛〉では帰洛場面には母は登場しない）。

○イカゞ聞ナサント、肝心モ消失テ起モアガリ給ハザリケルニ「イカゞ聞ナサント」は、どのようなことを聞くことになるだろうと、の意。〈盛〉「起モアガリ給ハザリケルニ」と悲痛の余りに倒れ伏した姿を描写する。〈鬨〉「応聞<sup>○</sup>何事不<sup>○</sup>被<sup>○</sup>有<sup>○</sup>肝心<sup>○</sup>各<sup>○</sup>被<sup>○</sup>思<sup>○</sup>程<sup>ニ</sup>」（「何なる事をか聞かんずらん」と、肝心も有られず各思はれける程に。一下―二七オ―二七ウ）、〈延・長〉「何ナル事ヲカ聞カムズラン」ト、肝心ヲ迷テ思召ケル程ニ」（〈延〉巻二―三八オ）と小異。

○「宰相入給フ」ト云ケレバ、「穴心憂、少将ヲバ打捨テオハスルニコソ。憑シキ人ニハ捨ラレヌ。イカニ心細カルラン」ト被歎ケル処ニ 教盛の帰宅を知らされ、成経は戻らなかったと勘違いした北の方らが、成経を思って嘆く場面。「憑シキ人」とは教盛をさし、その教盛に見捨てられた成経はどんなにか心細いだろうと推察している。

〈鬨・延・長〉もほぼ同じ内容だが、「未命モオワセバ」（〈延〉巻二―三八オ）という、成経が生きているならば、という仮定句が挿入されている。これは最悪の状況、つまり成経が処刑された可能性も想定しての発言と言える。一方、この仮定句を欠く〈盛〉は、最悪の状況を想定していないことになる。しかし、院御所で今回の事件を耳にした成経が、「イカナル目ヲミルベキヤラン。父大納言モ此暮ニ被失ベシ

トキケバ、同罪ニニコソアランズラメ」（1―三五三頁）と、死を覚悟しているように、その思いは周りの人々も同様であったはずである。

○少将殿モ同ク帰入セ給ト申ケレバ、人々泣々起上 〈鬨・延・長〉「少将殿モ帰ラセ給」ト、先ニ人走向テ告申タリケレバ」（〈延〉巻二―三八オ）と描写が具体的に、成経自身の姿の前に先駆けの人による第一報があったことを強調する。一方、その報を聞いて人々が起き上がる描写があるのは〈盛〉のみ。先に「起モアガリ給ハザリケル」との描写があったことと対応する。〈鬨〉にも「臥沈不起上<sup>○</sup>」（一下―二七オ）とあったが、ここでは〈盛〉のような描写はない。○車寄ニ出向テ、「真歎々々」ト声々ニ問給フ程ニ 人々が車寄に出迎え、そこに教盛・成経を乗せた車が入ってくる描写は、〈鬨・延・長・盛・中〉に共通。○少将モ宰相モ同車シテ入給フ 〈鬨・延〉ほぼ同様。〈長〉欠く。〈延〉のみ「実ニ宰相、少将乗具テ、帰リ給ヘリ」と、さきに「実カヤ」と半信半疑に出迎えたところに、本当に帰ってきた、という点を強調する。宿所帰還後の描写が簡略な語り本系諸本は、本簡所以降のみが共通し、「さて今朝のごとくに同車して帰られけり。宿所<sup>シユクショ</sup>には、女房達、死んだる人のいきかへりたる心して、さしつどひて皆<sup>ミナ</sup>悦<sup>ユク</sup>泣<sup>ナク</sup>き共せられけり」（〈覚〉上―九三頁）と教盛とともに成経が戻ったことと、そのことに人々が安堵する姿のみを描く。○後ハ知ズ、サテ帰入給タレバ無人ノ蘇生タル様ニ、悦泣ノ涙ハ先ヨリモ猶色深<sup>シク</sup>深<sup>ク</sup>見エラレケレ 「先ヨリモ猶色深<sup>シク</sup>深<sup>ク</sup>」と、この時の嬉し泣きの涙が、先に成経が宿所をあとにして西八条に向かったときの別の涙に比して色濃く見えた、とするのは〈盛〉の独自表現。〈鬨・延・長〉はそうした独自表現を欠き、帰還の嬉し泣きだけを描く。〈延〉「後

ハ不知、帰リヲハシタレバ、死タル人ノ蘇生シタル様ニ覺テ、悦ビ泣其シアハレケリ」（卷二二三八ウ）。なお、「後ハ知ズ」は、〈闕・延・

長〉同様だが、この後に、鬼界ヶ島に流罪となる成経の運命を暗示する。

【引用研究文献】

\* 櫻井陽子「藤原成親の妻子たち」（駒沢国文四七号、二〇一〇・2。『平家物語』本文考』汲古書院二〇一三・2再録。引用は後者による）

内ニ入テ宰相宣ケルハ、「入道ノ<sup>1</sup>憤コト<sup>2</sup>不<sup>レ</sup>斜、対面モ<sup>3</sup>ナシ。ユ、シク<sup>4</sup>悪気ナリキ。宣事モ理也ツレドモ、季貞ヲ以テ推返々々、<sup>5</sup>『出家遁世シテ山林ニ籠ラン。暇ヲ給』トマデ恨口説タレバ、洪タニ。暫クトハ宣ツレドモ、始終ヨカルベシトモ不<sup>レ</sup>覚」ト云レケレバ、人々「始<sup>336</sup>終ノ事ハイカシハセン。今朝<sup>7</sup>限トコソ思ヒ侍ツルニ、二度奉<sup>8</sup>見事ノウレシサヨ」トゾ悦給フ。此平宰相ト申ハ入道ノ弟也。兄弟多ク<sup>10</sup>オハシケル中ニ、コトニ此人ヲバ糸惜オボシテ、<sup>11</sup>一日モ見ネバ<sup>12</sup>恋クヲボツカナケレバトテ、六波羅ノ物門ノ脇ニ家ヲ造テ<sup>13</sup>居置給ヒタレバ、異名ニ門脇宰相ト申ケル也。係中ナレバ、シイテモ歎キ、<sup>14</sup>暫<sup>15</sup>免シモ預ケ給ケリ。入道当時八条ニ<sup>17</sup>御座ケリ。世モツ、マシトテ少将ノ方ニハ、部ノ上計ヲ上テ<sup>16</sup>居タリケル。「大納言父子ハ<sup>18</sup>今夕<sup>19</sup>可被<sup>レ</sup>刎首」ト披露有ケレ共、其夜<sup>20</sup>殊ナル事無リケレバ、「是ハ小松殿門脇殿ト<sup>21</sup>歎教訓シ給驗ニヤ」ト、当家<sup>22</sup>モ他家モ、女房<sup>23</sup>モ男モ悦申ケリ。

【校異】 1 〈近〉「いきとをりこと」、〈蓬〉「憤事」、〈静〉「憤事」。 2 〈近〉「なのめならず」、〈蓬・静〉「斜ならず」。 3 〈静〉「なく」。 4 〈近〉「あしけなりき」、〈蓬・静〉「悪気なりき」。 5 〈近〉「たまはらんとまで」、〈蓬・静〉「給へとまで」。 6 〈近・静〉「しはらくとは」、〈蓬〉「暫とは」。 7 〈近〉「けふを」。 8 〈近〉「かきりとそ」とし、「と」の左下に挿入符号。右に「こ」を傍記。 9 〈近〉「おとうとなり」、〈蓬〉「弟也」。 10 〈蓬〉「御座ける」、〈静〉「御坐ける」。 11 〈近〉「ひとひも」。 12 〈近〉「こひの」。 13 〈蓬〉「居置給たれは」。 14 〈近〉「しはらく」、〈蓬・静〉「しはらくも」。 15 〈近〉「ゆるしも」、〈蓬〉「免しも」、〈静〉「免しも」。 16 〈近〉「そのころ」、〈蓬・静〉「当時」。 17 〈近〉「おはしけり」、〈蓬〉「御座けり」、〈静〉「御坐けり」。 18 〈近〉「このゆふへ」、〈蓬〉「今夕」。 19 〈近〉「かうへをはねらるへしと」、〈蓬〉「首をはねらるへしと」、〈静〉「首を刎らるへしと」。 20 〈近〉「ことなり」とし、「り」に見せ消ち。右に「る」を傍記。 21 〈蓬〉「歎き教訓し給ふ」。 22 〈蓬・静〉「モ」なし。 23 〈蓬・静〉「モ」なし。

【注解】 ○内ニ入テ宰相宣ケルハ、「入道ノ憤コト不斜、対面モナシ

西八条邸から、成経を連れて自邸に戻った教盛が、成経の北の方や母、乳母の六条等に、西八条邸での清盛との具体的なやりとりを話す。〈延・長・屋・覚・中〉は、この場面における当該本文を欠くが、教盛が清盛のもとから成経のもとに戻った時、心配する成経に、次のように答

（巻二二三七オ）。〈盛〉は当該場面でも、「被預置コト叶マジト、再三



ニ及ツレドモ、出家遁世トマデ恨クドキタレバ、暫宿所ニ具シ還レト宣キ。事ノ様後イカト睿シ」と語っていた（前々々々節の当該項参照）。したがって、〈盛〉では西八条邸で成経に対して、また自邸で人々に対して、出家遁世を持ち出して清盛を説得させたことを繰り返し強調しているように読める。さて、本項については、〈鬪〉が、本節本文の最後「当家モ他家モ、女房モ男モ悦申ケリ」まで〈盛〉に近似する。具体的には、以下の注解の中で検討するが、本節の本文については、〈鬪〉と〈盛〉との間に、密接な関係が見られる。そもそも〈鬪〉の巻一下は、例えば明法博士に尋ね下された宣旨状（本全釈一四一八～九頁）や続く山門奏状（同一六頁）が、〈鬪・盛〉のみに見られたように、〈鬪・盛〉との関係が注意される巻である。さらに、これに続く〈鬪〉のみが記す大衆から清盛に宛てられた副状を、〈盛〉は、副状の内容を地の文として記述していることから明らかなように、〈盛〉編者は、〈鬪〉が掲げるような書状を利用して〈盛〉本文を作成したと考えられる（同一二六～二七頁）。教盛が、西八条邸での清盛との具体的なやりとりを話す本話もまた、〈鬪〉と〈盛〉本文との関係を考えるにあたり、重要である。〈鬪〉の当該本文は次のとおり。「宰相の言入道殿之躰事不<sub>レ</sub>斜深不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>対面<sub>レ</sub>」（二下―二七ウ。宰相の言<sub>のたま</sub>ひけるは、入道殿の躰<sub>いしほ</sub>り、事も斜めならず深くして、対面も為られず）。清盛の成親への怒りは激しく、教盛との対面もなく、季貞を介しての話し合いであったことは、これまでに記されていた。

○ユ、シク悪気ナリキ。宣事モ理也ツレドモ、季貞ヲ以テ推返々々、  
『出家遁世シテ山林ニ籠ラン。暇ヲ給』トマデ恨口説タレバ、〈鬪〉「如  
勇雖悪様<sub>レ</sub>、呼<sub>レ</sub>出季貞<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>教盛遁世之由<sub>レ</sub>程<sub>レ</sub>」（如勇<sub>ゆゆう</sub>しく悪

しき様なりけりと雖も、季貞を呼び出だして、教盛遁世の由を申しつる程に。二下―二七ウ）。〈延・長・屋・覚・中〉も類似した本文を記すが、〈盛〉に近似する本文は〈鬪〉である。「悪気」の読みについては、「アッキ・アシゲ・ニクゲ・ワルギ・ワロゲ」等の読みがあるが、ここは、〈近・蓬・静〉が記すように「アシゲ」と読んで、不機嫌な意と解して良いであろう。〈盛〉はこの後の「入道院参企」でも、「重盛は」ヨニ悪気ニテ尻目ニ懸テ通ラレケレバ、宗盛卿苦々敷思給ヒ、帰入給ヌ」（一―三三四頁）とする。これも「アシゲ」と読んで、同様の意と解して良いであろう。〈盛〉の独自異文「宣事モ理也ツレドモ、すなわち「清盛公のおっしゃることも道理と思われませんが」に該当する本文としては、清盛の発言中の「其企本意トゲバ、御辺トテモ安穩ニヤオハスベキ。御身ノ上ラバイカニヨソホカノ様ニハ思給フ。智モ娘モ身ニ勝ルベキカハト云へ」（三五八～三五九頁。〈鬪・延・長・屋・覚・中〉にも同種の本文あり）であろう。〈盛〉では、この一文があることにより、まずはなんとか清盛を口説き落とすことができた、成経の北の方や母、乳母等に、教盛が語ることになる。「出家遁世シテ山林ニ籠ラン。暇ヲ給』トマデ恨口説タレバ」は、西八条で教盛が季貞に対して、「今ハ身ノ暇ヲ給リテ出家人道シ、片山陰ニ籠居シテ、後ノ世ヲコソ助メ」（二六〇頁）と愁訴したことを言う。○洪<sub>た</sub>々ニ暫クトハ宣ツレドモ、始終ヨカルベシトモ不覚』ト云レケレバ、〈鬪〉「洪<sub>た</sub>々然<sub>ん</sub>、且預置教盛言始終不<sub>レ</sub>覚<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>善言」（洪<sub>た</sub>々に「然<sub>しか</sub>らば且<sub>しか</sub>く教盛に預け置く」と言ひつれども、始終善かるべしとも覚えず」と言ひければ。二下―二七ウ）。〈延・長・屋・覚・中〉では、清盛のもとから成経のもとに戻った時に、「暫ク宿所ニヲキ給』ト計リ宣ツレドモ、

始終ヨカルベシトモ覚ヘズ」ト宣ケレバ」(《延》巻一三七オ)とする。清盛公は、不承不承私(教盛)に成経を預けようとはおっしゃったけれども、この後何事もなく終わるとは思えないと言ったところの意。清盛が、実際に「渋々ニ」おっしゃったとする点は、《盛》「渋々ニ宣フ」(三六二頁)、《闘》「渋々言」(二六ウ)とあった。《延・長・屋・中》も同。○人々「始終ノ事ハイカバハセン。今朝ヲ限トコソ思ヒ侍ルニ、二度奉見事ノウレシサヨ」トゾ悦給フ(《闘》「縦雖一日」延給事猶矣。今朝雖立出を限」二度奉見事皆各薄逢」(縦ひ一日と雖も延び給ふ事こそ猶しけれ。今朝立ち出づるを限りと雖も、二度見奉る事よ」と、皆各薄び逢へり。同二七ウ)。人々が、今後の事はどうあろうと、とにかく今朝を限りの別れと思っていましたのに、再びお会いできませんことがうれいことですとお喜びになるの意。

○此平宰相ト申ハ入道ノ弟也。兄弟多クオハシケル中ニ、コトニ此人ヲバ糸惜オボシテ 近似本文を記すのは《長》。「此平宰相と申は、大政入道のさいあひの弟にて、片時も身をはなち給はず」(一一一六三頁)。(《闘》は欠く。《覚》は、「少将乞請」の初めに、「此宰相と申は、入道相国の弟也」(上二八八頁)と記す。平教盛は忠盛の四男。清盛の異母弟に当たたる。清盛が、教盛を特に大事に思っていたとするのは、《長盛》。この《盛》を受けて、高橋昌明①は、仁安元年(一一六六)十月十日、憲仁親王が東宮(皇太子)に立った時、それを支える役所の長官(東宮大夫)には清盛がなり、次官たる亮には教盛が就任したことを取り上げる。この人事は清盛の強い希望によって実現したと考えられるとして、「両者が親愛の情で結ばれていたという『源平盛衰記』の記事は、事実を伝えているだろう」(二六二二七頁)とする。しかし、

元木泰雄①②が指摘するように、清盛を中心とした平氏一門主流は二条親政を支持していて、憲仁(高倉)・滋子を支援した教盛・時忠などは一門内部の異端であった。ところが、二条天皇、そして六条天皇を支援した摂政基実の相次ぐ夭折から、清盛も急遽後白河と提携し、高倉擁立に同意したのである(①三三頁、②七三頁)。つまり、清盛・教盛兄弟による違例の東宮大夫・亮就任の背後には、こうした平家内部の事情が作用していたと考えられるのである。この当時の実情としては、美川圭が次の様に記すのが参考になろう。「平家一門では、清盛は政治的には二条親政派であったが、時子の兄時忠、あるいは清盛の弟教盛など、後白河院政派として憲仁擁立をはかって配流されており、必ずしも従来一枚岩ではなかった。ここで清盛が六条天皇を見捨てて、後白河院政派に方針転換したために、平家も一族の結束を強めることができたのである」(一四八頁)。むしろ、教盛と親密な関係にあったのは、重盛であった。重盛と叔父教盛との間には知行国支配をめぐる協力が見出されるといふ。また、教盛の母は待賢門院女房であったということもあり、早くから後白河院に接近していたが、重盛も後白河に近く、成親と連携していたのであり、こうした人脈を背景として両者が緊密な関係にあった(元木泰雄③一三三頁)。この当時の、平家内における教盛の立ち位置としては、美濃部重克の次の指摘が当て得ていよう。「娘が本宗家の平宗盛の室となっていたという点などを勘案すると、平教盛は朝廷での公卿としての活躍以上に、平清盛・平宗盛を軸とする平家中枢の内側において、相談役的な役割をもって平家一門に重きをなしていたことが推測される」(二六頁)。以上の諸論は、清盛と教盛との親密な関係を決定的に否定するものではないが、

清盛と教盛の親密な関係を記すのは、『平家物語』諸本の内では、〈長・盛〉のみで、この辺り近似本文を記す〈鬨〉も記さないことからすれば、これは、この後の教盛邸の異名門脇殿に結びつけるための加筆本文と考えられよう。○一日モ見ネバ恋クヲボツカナケレバトテ、六波羅ノ惣門ノ脇ニ家ヲ造テ居置給ヒタレバ、異名ニ門脇宰相ト申ケル也 近似本文を記すのは〈長〉。「此平宰相と申は、大政入道のさいあいの弟にて、片時も身をはなち給はず。されば、六はらの惣門の内に、屋を立すへられたりければ、人異名に門脇宰相と申けり」(一六一三頁)。教盛の異名「門脇」のいわれを、〈盛〉の場合は、一日も顔を見ないことを淋しく思つて、〈長〉の場合は、片時たりとも離れたくないとの思いから、宿所を六波羅の惣門の脇に建てたとする。前項の注解参照。〈鬨〉「此平宰相宿所六波羅惣門。故に申(三)門脇。宰相(三)」(此の平宰相の宿所は、六波羅惣門の故に、門脇の宰相と申しけり。一下一二七ウ)。「総門の故に」が分かりづらい。脱落があるか。〈延〉「此ノ宰相ノ宿所ハ、門脇トテ、六波羅ノ惣門ノ内ナレバ、程隔タラズ」(巻一二三八ウ)。「覚」は「少将乞請」の初めに、前項の引用が続けて、「宿所は六波羅の惣門の内なれば、門脇の宰相とぞ申ける」(八八頁)と記す。六波羅の範囲については、高橋昌明②によれば、北は六波羅蜜寺のある五条大路の延長線、南は六条大路の延長線で、南北約五〇〇メートルに及ぶ。〈延〉「廿余町ニ及マデ、造営シタリシ」(巻七一六五ウ)の「廿余町」を面積と考えれば、東西もやはり五〇〇メートルに近い。惣門と南門があったことは確かで、塀のない可能性も考えられるが、平治の乱の経験もあるので、戦国時代の城下町の総構えのようなものを造つたと想定できる(四三三頁。高橋昌明①

二七頁)。六波羅の北の正門、つまり五条大路末に開けられた惣門は、現在も「北御門町」の地名が残るところがこの惣門の痕跡であろう。そうすると、六波羅の惣門は五条大路末と現在の大和大路通の交差点付近に開けられていたことになる。六波羅の範囲内には、「北御門町」の他、「西御門町」「池殿町」(平頼盛の池殿)「門脇町」(教盛の邸宅の遺跡)「三盛町」といった地名が残されている(山田邦和一五四頁)。実際には、六波羅における清盛の本拠泉殿が、五条大路末に面した北の惣門脇、これに対して門脇殿の所在は東の惣門近くなので、両者は必ずしも近接関係にあるというわけではない。むしろ位置関係だけからいえば、清盛とは緊密な関係にあった頼盛の池殿の方が、泉殿に近い。おそらくは、こうした位置関係が不明となつてしまつた後代に、惣門脇という言葉から生みだされた逸話であろう。○係中ナレバ、シイテモ歎キ、暫免シモ預ケ給ケリ 〈盛〉の独自異文。そうした親愛の情で結ばれた仲だから、教盛は強引にも歎いて見せ、清盛も成経の身柄を暫く教盛に預けなされたの意。○入道当時八条ニ御座ケリ。世モツ、マシトテ少将ノ方ニハ、部ノ上計ヲ上テ居タリケル 〈延・長〉「入道当時ハ八条ニオワシケレドモ、世モ猶ツ、マシクテ、門サン部ノ上計アケテゾオハシケル」(〈延〉巻二二三八ウ)。清盛公はその時西八条殿にいらつした。世間の目も憚られるということで、成経の方では、部の上ばかりを明かり取りのために上げて(開けて)、逼塞していらつした。部は普段は日中には開放されて、かわりに御簾が懸けられていたが、成経の場合は教盛邸内でのようにして謹慎の意を示していることを強調している。前述のように、六波羅における清盛邸(泉殿)と教盛邸(門脇殿)の近さが印象づけられているの

に對し、西八条殿と六波羅の門脇殿では距離も離れているにもかかわらず、なお憚ってという表現であろう。これに對し、〈鬪〉「近西八条」故世猶慎〔簞也〕門戸を拳部上計を少將被住（西八条に近き故に、世も猶慎ましとて、門戸を閉ぢ、部の上ばかりを挙げて少將住まれけり。一下一二七ウ）は、あたかも西八条殿と成経の謹慎場所が近接しているかのように記すが、誤解に基づく叙述か。なお、山田邦和は、教盛郎が西八条の東南にも近接してあったことを指摘するが根拠は不記（一四三頁）「図64平安京における平家邸宅」。なお、清盛が福原に居を移したことにともなうて、六波羅の泉殿は重盛が引き継いだ。清盛が上洛する時は、妻時子の西八条邸に滞在した（上横手雅敬五三六頁、高橋昌明①三一頁、川合康二六頁）。本全釈八の注解「廿二日ノ朝、六波羅ノ門ノ前ニ」(八〇頁)、本全釈九の注解「入道ノ見參ニ入ントテ、西八条ヘソ參タル」(六六頁)、本全釈一五の注解「五月廿日西八条へ推參シテ見バ、馬・車數モ知ズ集タリ。…」(四三、四四頁)参照。○「大納言父子ハ今夕可被刎首」ト披露有ケレ共、其夜殊ナル事無リケレバ、「是ハ小松殿ト門脇殿トノ敷教訓シ給驗ニヤ」ト、当家モ他家モ、女房モ男モ悦申ケリ。近似本文を記すのは〈鬪〉。「夜漸〇行大納言殿父子共今夜延耶武士共皆悦合矣」(夜も漸く深く行けば、大納言殿父子共、今夜は延びけるにやと、武士共皆悦び合ひけり。一下一二七ウ)。〈鬪〉が「大納言殿父子共、今夜は延びけるにや」とするところを、〈盛〉が「大納言父子ハ今夕可被刎首」ト披露有ケレ共、其夜殊ナル事無リケレバ」とするが、〈鬪〉の場合は、今回の処分の決定が今夜は延びたのであろうかの意であろう。に對して、〈盛〉の場合は、今夕に成親成経親子の斬首が行われるはずであった

のだが、夜になっても変わったこともなかったので、「これは重盛公と教盛公が、清盛公に歎いて論して下さったお蔭だ」と、当家の者も他家の者も喜んだの意となる。成親の処刑が今夜行われることについては、これまでも繰り返して記されていた。「大納言殿モ被食籠オハシツルガ、此晩ニ可奉失ナンド聞エ候」(一―三三一頁)、「何様ニモ今夜率爾ノ死罪不可然」(同三三五頁)、「上ニハ西八条殿ニ召籠ラレサセ給ヌ。今夕可奉失トテ、晩ヲ待トコソ承ツレ」(同三三九頁)、「上ニハ西八条殿ニ被召籠サセ給ヌ。今夜可奉失ト承リキ」(同三五二頁)。しかし、成経もまた、今夕に斬首されるだろうとの噂はこれまでに記されてはいない。ただ、先に女房兵衛佐と対面した成経は、「父大納言モ此暮ニ被失ベシトキケバ、同罪ニテコソアランズラメ。父左様ニ成給ハンニハ、其子トシテ命生テモ何カハスベキ」(同三五三頁)と泣いたとする。これによれば、成経は、父と同様に死罪をも覚悟していたと読めるが、それは内心の覚悟であり、そうした噂が流れていたわけではない。そもそも、斬首のような処分が可能となるのは、朝廷から「追討使」に任じられた場合であった。例えば、平正盛が源義親の首を切ったのは、「追討使」に任じられていたからであった。『中右記』「因幡守平正盛從國申上云、為追討使今月六日罷ト向出雲、切悪人源義親首并徒類五人首了」(天仁二年一月十九日条)。正規の追討使としての処断以外に例を求めれば、今一つは、「源氏・平氏の習ひ」として首を切る場合であった。その事を示す『古事談』卷一―八一話は次のような話である。白河法皇が殺生禁断をしていた時、平忠盛の重代の家人加藤大夫成家が禁制を破り鷹狩りをしていたため検非違使庁に呼び出され尋問を受けた。成家は、鷹狩りは祇園女御殿に



新鮮な鳥を提供するためであり、もし怠るならば私は重科に問われま  
すとして、「源氏・平氏の習ひ、重科と申すは頸を切られ候なり」（新  
大系一〇一頁）と答えたとする。以上からすれば、「大納言父子ハ今  
夕可被刎首」との噂は、清盛の成親への怒りが激しく、本来なら公的

な処分としてはありえない処刑（斬首）も今回はありえるのかと、人々  
は噂したと解するのであろう。しかし、実際は、公的な手続きが行わ  
れ、成親はこの後配流処分になるのだが、その後も清盛の怒りは収ま  
らず、配流先において私的な処刑が行われたと解することになろう。

【引用研究文献】

- \* 上横手雅敬「平氏政権の諸段階」（『中世日本の諸相』上巻。吉川弘文館一九八九・4）
- \* 川合康「平清盛と「鹿ヶ谷事件」——『平家物語』の虚構を読み解く——」（『赤間神宮叢書28』『平清盛と「鹿ヶ谷事件」——『平家物語』の虚構を讀み解く——』源平シンポジウム委員会二〇一七・4）
- \* 高橋昌明①『平家の群像 物語から史実へ』（山石波書店二〇〇九・10）
- \* 高橋昌明②「平氏の館について——六波羅・西八条・九条末——」（神戸大学史学年報一三号、一九九八・5）
- \* 美川圭「公卿会議——論戦する宮廷貴族たち」（中央公論新社二〇一八・10）
- \* 美濃部重克「平教盛消息——『平家物語』巻三「辻風」論に向けて——」（南山大学日本文化学学科論集七号、二〇〇七・3）
- \* 元木泰雄①「藤原成親と平氏」（立命館文学八〇五号、二〇〇八・3）
- \* 元木泰雄②「平清盛の闘い——幻の中世国家」（角川書店二〇〇一・2）
- \* 元木泰雄③「平清盛と後白河院」（角川書店二〇一三・3）
- \* 山田邦和『日本中世の首都と王権都市——京都・嵯峨・福原——』（文理閣二〇一三・3）

謀叛人<sup>1</sup>被<sup>2</sup>召捕

新大納言父子ニモ不限、<sup>1</sup>被<sup>2</sup>召誡<sup>3</sup>輩ハ、<sup>2</sup>新判官資行ヲバ、<sup>3</sup>源大夫判官季貞ニ仰テ佐渡国ヘ流ス。山城守基兼ヲバ、進ノ二郎宗政ニ仰テ淀ノ宿所ニ<sup>4</sup>召置。平判官康頼、<sup>5</sup>法勝寺執行俊寛ヲバ、<sup>6</sup>妹尾太郎兼康<sup>8</sup>承テ福原ニ被<sup>7</sup>召置。丹波少将成経ヲバ、舅ノ平宰相教盛申預リ給ヌ。近江中将入道連浄ヲバ、<sup>9</sup>土肥次郎ニ仰テ常陸国ヘ遣ス。

【校異】 1 〈近〉「めしとられ」、〈蓬〉「被<sup>ル</sup>召取」、〈静〉「被<sup>ル</sup>召取」。2 〈近〉「しんはうぐはん」、〈蓬〉「新判官」、〈静〉「新判官」。3 〈近〉「げんだいぶのはうぐはん」、〈蓬〉「源大夫判官」。4 〈近〉「めしをき」、〈蓬・静〉「めしをく」。5 〈近〉「へいはうぐはん」、〈蓬〉「平判官」。6 〈近〉「ほつせうじのしゆぎやう」、〈蓬〉「法勝寺執行」、〈静〉「法勝寺執行」。7 〈近〉「せのおの太郎かねやす」、〈蓬〉「世能太郎兼康」、〈静〉「世能



太郎兼康」。

8 〈近〉「うけ給はて」、〈蓬〉「うけたまはりて」、〈静〉「承りて」。

9 〈蓬〉「土肥二郎」。

（五）

【注解】○新大納言父子ニモ不限、被召誠輩ハ

・法勝寺執行僧都俊寛・基仲法師・山城守中原基兼・檢非違使左衛門尉惟宗信房・同平佐行・同平康頼。已上法皇近習之輩也。各渡前庭見之云々。又預給等徒等、令禁固之。……已刻大夫史隆職示送云、去夜有被仰下「之イ」事、上卿源大納言定房・職事頭

に、初めに捕らえられたものの処分はまだ決まっていな成親成経親子のことを記した後、早くも処分の決まった者達の結果を簡略に記す。それに続いて、まだ処分の決まっていな西光親子と成親の処分が具体的に記されることになる。実際には、西光・成親の処分が先で、その他の関係者の捕縛・処分はその後であった。ただし、『顕広王記』は西光捕縛の当日に、院の近習に処罰対象者がいることを伝える（「凡院近習者十二人、可及刑罰云々。凡可処咎者七人云々」六月一日条）。なお捕らわれた者達の処分記事は、以下の記録に見られる。

權中將光能朝臣、被行停任事也云々。山城守中原基兼・左衛門少尉平扶行（佐）使・平康頼〈同〉・惟宗信房〈同〉。已上四人、宜解却見任云々。件事入道申院。自院以親宗御教書仰遣光能朝臣。被催上卿之處、皆悉申障。及天曙釣出定房卿被行之云々。我朝之風、已同漢家之礼「也イ」。（『玉葉』）

治承元年（一一七七）六月三日条

六月六日条

・法勝寺執行俊寛・山城守基兼・檢非違使康頼・信房・資行・近江入道等被召籠八条、預給武者了云々。（内閣文庫『仲資王記』）

・或云、式部大夫章綱〈院近臣〉、先日捕召即放免、又召取禁固之、身体已損了云々。（『玉葉』）

・入道大相国召取法勝寺執行權少僧都俊寛、山城守基兼、散位章綱、檢非違使左衛門尉惟宗信房、平資行、同康頼等。為謀反同意輩之故云々。基兼、信房、資行、康頼等解官。後日配流遠国。（『百練抄』）

他の記録を補って示せば、次の様なことが言えよう。六月一日、藤原成親と西光が、平清盛の居る八条亭に「可有可示」ということでおびき出され捕縛された（『愚昧記』）。官職を持たない西光はその日の夜に頸を切られたが、成親は八条亭に籠め置かれた（『同』）。これは、成親が官職を持つ官人であるため私的な処罰は行えなかったためである。二日、成親は備前国に流された（『玉葉』）が、この時点ではまだ私的な処分であった。正式な配流であれば「領送使」が護送にあたる（『愚昧記』治承元年五月二十一日条）べきところ、成親の配流は「武士両三人」（『玉葉』）が護送しており、この点からも私的な処分であ

・法勝執行并信房・康頼・資行・基仲法師・山城守基兼、惣六人召取八条。被渡眼前。迎各令脱本装束白衣、放本鳥面縛云々。明曉可斬頸云々。（『顕広王記』）

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

六月四日条

たことが分かる。そもそも国家の刑罰として解官や配流が行われる際には、『中右記』寛治八年八月十七日条にあるように、明法博士が罪名の勘文を提出し（罪名の「勘申」、それをもとに、罪名確定や処罰決定に関しての陣定（仗議）が開催される。陣定で罪名が確定し解官や配流が決定すると、官人としての籍を抹消するなど「除名」の措置が各官庁に太政官符で通達される（『鎌倉遺文』一六三五―一六三七）。たとえ「只暗所被<sub>レ</sub>行也」（『中右記』寛治六年九月二十八日条）とあるようにすでに方針が決定されていたことであっても、手続きとしては不可欠のものであった。このため四日、陣定の開催を後白河に求め、後白河は藏人頭藤原光能に陣定の開催を命じた。

ただこのような陣定の上卿を引き受ける公卿は居るわけもなく「悉申<sub>レ</sub>障」という状態で、何とか大納言源定房を「釣出」し、開催にこぎつけ、中原基兼・惟宗信房・平扶行・同康頼の解官処分が決定された（『玉葉』）。ただ、成親についての処分は無かったようで、十一日に九条兼実は大夫史小槻隆職に「成親卿無<sub>レ</sub>停任如何」と問うたところ、弁官事務の中樞をになう隆職は「是禪門依<sub>レ</sub>私意趣遂<sub>レ</sub>其志、仍自<sub>レ</sub>公家不被<sub>レ</sub>停任、於<sub>レ</sub>自余之輩者、自<sub>レ</sub>上有御沙汰」すなわち、成親の処分は「公家」＝天皇からの公的処分ではなく清盛の私的な処分の状態であり、彼以外の者については正式な手続きを経た「上」よりの「御沙汰」として処分が行われているという状況を説明している（『玉葉』）。ただ、このような異例の処分は当時の貴族社会で認められるわけがなく、十八日成親と弟盛頼、子息成経親実の解官が「宣下」されたという連絡が大夫史小槻隆職から兼実のもとに届いた（『玉葉』）。大夫史からの連絡に「宣下」とあるからには、記録には見えな

いが形式的にはあっても正規の手続きが踏まれたことを示している。また一方でこの日の隆職の報告が「解官」処分のみで「配流」処分が無いことも注目すべきである。「解官」は公的処分であったが、成親の備前への配流は清盛の私的制裁のままであった。解官される公的身分を離れた人間に対しては、道義的問題を別にすれば、いくら元大納言であろうと西光の斬首のように私的制裁が可能となる。このあとまもなく成親の死亡の記事が見られることになる（『百練抄』七月九日）。また、成親の息子成経については、もし成経自身に罪があるのであれば平康頼や俊寛と同じもつと早い時期に処分が行われているはずであるが、十八日に初めて父成親の解官処分に付随して解官記事が見える。寛治七年に高階為章が父為家の配流の際に「為章依<sub>レ</sub>為長男」により、「可有縁坐」とされた（『本朝世紀』康和五年十二月二十日条）ように、成経は成親の罪に縁坐して処罰されたことが推測できる。○新判官資行ヲバ、源大夫判官季員ニ仰テ佐渡国へ流ス 諸本の、処分を受けた者達を表にすると次の様になる。なお、各諸本の該当頁は次のとおり。〈延〉（巻二―五九ウ）、〈長〉（一―一九三―一九四頁）、〈屋〉（二七五―二七六頁）、〈覚〉（上―一〇七頁）、〈中〉（上―一二三頁）。但し、〈鬪〉は当該記事を欠くが、成親流罪記事に続けて、拘禁された者達の名前を記す（二下―三三オ）。故に、預かりの武士や配所は記されない。参考までに記す。また、『玉葉』治承元年（一一七七）六月四日条に見る、拘禁された者達を掲げた。他の記録類については、前項の注解参照。各人の検証は、以下の注解に記す。

	〈盛〉	〈鬪〉	〈延〉	〈長〉	〈屋〉	〈覺〉	〈中〉	『玉葉』
①新平判官資行	○	○	○	○	○	○	○	○
②山城守基兼	○	○	○	○	○	○	○	○
③平判官康頼	○	○	○	○	○	○	○	○
④法勝寺執行俊寛	○	○	○	○	×	×	×	○
⑤丹波少将成経	×	×	○	○	×	×	×	○
⑥近江中将入道蓮淨	○	○	○	○	×	×	×	○
⑦式部大夫章綱	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧宗判官信房	×	×	×	×	○	○	○	○

※『玉葉』六月六日条によれば、章綱については、捕縛後すぐに解放されたとも、禁固の上「身体已損了」とも錯綜した情報が記される。一旦は捕縛されたと見るべきか。

(五)

①資行。預かりの武士、〈延・長・盛〉「源大夫判官季貞」。配所、〈延・長・盛〉「佐渡国」、〈屋・覚・中〉「美作国」。資行は、『山槐記』久寿二年（一一五五）十月一日条によれば、「平扶行〈故馬允扶重（量ノ）男〉、先帝瀧口」。安元三年（一一七七）当時、左衛門尉。資行は、他に扶之・佐行等幾通りにも表記されているが、同一人物と考えられる。資行は、『玉葉』安元三年六月七日条によれば、基仲法師と共に赦免されたとあり、『顕広王記』六月六日条にも、基兼・基仲と共に赦免されたとある。米谷豊之祐は、資行の院との関係の深さから見て、配流されたとするのが正しいとするが（二六〇～二六一頁）、事実関係は不明。このように資行は、後白河院側に勤仕したが治承三年十一月の平清盛のクーデターによって多数の院近臣の公卿・北面の者と共に解官された（『玉葉』同月十七日条）。検非違使の信房、資行、康頼らと成親との関係は、成親が嘉応元年（一一六九）から安元元年（一一七五）に至るまでの長期にわたって検非違使の別当だったこと

によると考えられる（五味文彦①二五〇頁）。源季貞については、「宰相内へ入、源大夫判官季貞ヲ以テ…」（一―三五七頁）の注解参照。○山城守基兼ヲバ、進ノ二郎宗政ニ仰テ淀ノ宿所ニ召置 ②基兼。預かりの武士、〈延・長・盛〉「進次郎宗政」、配所、〈延・長・盛〉「淀ノ宿所ニ誠置」〈延〉巻一五九ウ。中原基兼は、承安元年（一一七一）十二月八日任山城守（『兵範記』）。前項に見るように、『顕広王記』六月六日条には、基兼は資行・基仲と共に赦免されたとあるが、事実関係は不明。事件の二年後の治承三年（一一七九）正月二十二日に山城守になった（『山槐記』）中原基兼とは別人物と考えられる。『玉葉』文治三年（一一八七）九月二十九日条には、次の様にある。「前山城守基兼〈元法皇近臣、北面下臈、凶悪之人也〉、在秀衡許」〈先年平相国入道、誠院近臣等之内、基兼為其随一、被配流奥州了。其後属秀衡、于今経干廻彼国也」。これによれば、基兼は、鹿ヶ谷事件によって（米谷豊之祐は、治承三年十一月中旬の清盛のクーデ

ターの時と解する。一五九頁) 奥州に配流され、藤原秀衡に属していたことが知られる。おそらく内乱期を通じて、後白河院と秀衡とのパイプ役となったであろうし、源義経との関係も深かったと想像される(五味文彦②四五七〜四五八頁)。宗政未詳。淀の宿所も未詳だが、淀の渡辺に設けられた宿所を言うのであろう。淀の渡は、「桂川・木津川・宇治川が合流する京都府南端付近に比定される淀川の渡し」(角川地名・京都府) 上―一四八〇頁)。ここから、配所の地に船で向かったであろう。『太平記』「菅丞相忽ニ大宰府ニ被流サセ給フ。…今宵淀ノ渡マデト追立ノ官人ドモニ道ヲ忿ガレテ御車ニゾ被召ケル」(元玖本二―三三七頁)、〈延〉「淀ノ渡リノ辺ニテ、船ヲタツネテ乗給」(巻七―七八ウ)。○平判官康頼、法勝寺執行俊寛ヲバ、妹尾太郎兼康承テ福原ニ被召置。〈延・長 同。〈屋・覚・中〉は、康頼③・俊寛④・成経⑤の配流記事を欠くが、〈覚〉で示せば「大納言死去」の冒頭に、次の様に記すことに関わろう。〈屋〉「サル程ニ法勝寺ノ執行俊寛、平判官康頼、備中ノ妹尾ニ御坐ケル丹波小将相具シテ三人、薩摩方鬼海島ヘコソ流サレケレ」(一八二頁)、〈覚〉「さる程に、法勝寺の執行俊寛僧都、平判官康頼、この少将相ぐして、三人薩摩瀉鬼界が島へぞ流されける」(上―一―二頁)、〈中〉「さる程にほつせう寺のしゅぎやう、しゅんくわんそうづ、へいはんぐわんやすよりをば、きかいがしまへぞながされける。たんばの少将をも、ともにあひそへてぞくだされける」(上―一―一五頁)。〈屋・覚・中〉は、康頼・俊寛の配流記事を成経の配流記事に集約したために、当該記事を欠くかと考えられる。妹尾兼康は卷三「殿下事会」、卷五「小松殿教訓」に既出。本全釈八一六二頁「難波・妹尾ニ下知シ給ケルハ」項参照。○丹波少

将成経ヲバ、舅ノ平宰相教盛申預リ給又「新大納言父子ニモ不限、被召誡輩ハ」としながら、再度成経の処遇を取り上げるのは不自然だが、〈延・長〉のように、本来は西光処刑記事、成親流罪記事の後にあった処分記事をここに移したことによって生じたものであろう。

○近江中将入道蓮浄ヲバ、土肥次郎ニ仰テ常陸国へ遣ス ⑥近江中将入道蓮浄は、卜部基仲のことと考えられる。「蓮浄」は基仲の法名なのであろう(佐々木紀一①、五一〜五三頁)。その場合は「中将」は誤り。本全釈一〇の注解「近江中将入道蓮海」(一三頁)参照。預かりの武士、〈延・長・盛〉「土肥次郎(実平)」、配所、〈延・長・盛〉「常陸国」、〈屋・中〉「筑前国」、〈覚〉「佐渡国」。土肥実平は、のちに頼朝の側近となるが、実平が大番衆として在京していた時に、囚人の土佐房昌俊の預かり人になっているように(〈延〉「昌春令上落之処ニ、即兼忠ニ仰テ昌春ヲ召取テ、其時大番衆土肥二郎実平ニ被預ケ」巻一―四九オ)、「囚人預置」の拘禁刑は、京においては検非違使が預かり人となるのが普通であるが、当該記事においても、大番衆がその任務を補完する場合のあったことを示唆している。平氏権力のもとの土肥実平の在京活動と、大番衆の幅広い役割を窺うことができる(川合康、五一頁)。次に、〈盛〉は記さない⑦章綱と⑧信房について記す。⑦章綱。〈屋・覚・中〉「正綱(まさつな)」。配所、〈屋〉「隠岐国」、〈覚〉「播磨国」、〈中〉「いづもの国」。〈四・延・長〉は、章綱(四「章経」と誤る)の帰洛記事で、播磨の明石に流されていたとする(四「卷三一九九左〜一〇〇右、〈延〉卷三二六四オ〜六四ウ、〈長〉一―二〇二頁)。「章綱」の読みは、佐々木紀一②によれば、「ノリツナ」が正しく、先行伝承や文献の影響を承け、「マサツナ」の訓が付され、

それが定着したとする（三頁、五頁）。また章綱は、斎藤氏一門で（二頁）、典型的な後白河院近臣の北面下臈であったとする（二三頁）。〈寛〉の記す配流先「播磨国」は、〈四・延・長〉に見る伝承を承けている可能性がある。〈延・長・盛〉が章綱配流記事を欠くのは、『百練抄』は記すものの、『仲資王記』『顕広王記』は捕縛者から章綱の名を欠き、『玉葉』治承元年（一一七七）六月六日条に見るように、「或者」の言として、捕らえられたものすぐに放免されたことと関わるか。ただし、『顕広王記』六月六日条には「康頼・範綱・法勝寺執行不免云々」（章綱は後に範綱と改名）とあり、実際のところは不明。⑧信房。配

## 【引用研究文献】

- \* 川合康「中世武士の移動の諸相―院政期武士社会のネットワークをめぐって―」（メトロポリタン史学会編『歴史のなかの移動とネットワーク』桜井書店二〇〇七・12）
- \* 五味文彦①『平清盛』（吉川弘文館一九九九・1）
- \* 五味文彦②「花押に見る院政期諸階層」（『院政期社会の研究』山川出版社一九八四・11）
- \* 米谷豊之祐『院政期軍事・警察史拾遺』（近代文藝社一九九三・7）
- \* 佐々木紀一①「鹿谷の変の近江入道蓮浄」（米沢国語国文三〇・三二、二〇〇二・12）
- \* 佐々木紀一②「藤原章綱略伝」（山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告四六号、二〇一九・3）

西光父子<sup>七</sup>

<sup>1</sup> 西光法師ハ、入道ノ三男<sup>2</sup>ニ三位<sup>3</sup>中将知盛ノ乳人ニ、紀伊二郎兵衛<sup>3</sup>為範ト云者ガ舅也ケルニ依テ、<sup>4</sup>為範ガ主ノ三位中将ニ歎申。中将又<sup>5</sup>様々ニ「預り候ハン」ト被<sup>レ</sup>申ケレ共、入道不<sup>レ</sup>用給。「賁テハ人手ニ懸<sup>レ</sup>ンヨリ、智ニテ侍レバ為範ニ預給候へ」ト、<sup>6</sup>「三六」<sup>6</sup>低臥被<sup>レ</sup>申ケレ共、種々<sup>7</sup>悪口申タリケルニ依テ、入道終ニ聞入給ズ。口ヲ割<sup>レ</sup>テ被<sup>レ</sup>禁<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>タリケルヲ、松浦太郎高俊<sup>9</sup>承テ、<sup>10</sup>朱雀大路ニ引出シ、ナブリ切ニゾ<sup>11</sup>切テケル。郎等三人同被<sup>レ</sup>切。見聞ノ者中ニ、「哀、西光法師ハ詮ナキ<sup>13</sup>悪口シテ、口ヲ割<sup>レ</sup>ル、ノミニ非ズ、終ニ被<sup>レ</sup>切ヌル無慙サヨ。情事ノ心ヲ案ズルニ、<sup>14</sup>雖冠古<sup>15</sup>猶居<sup>レ</sup>頭、雖<sup>16</sup>履新<sup>17</sup>尚<sup>レ</sup>踏<sup>レ</sup>地。嘖<sup>レ</sup>ル<sup>レ</sup>拳<sup>シ</sup>不當<sup>レ</sup>突<sup>レ</sup>顔、<sup>18</sup>故不<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>順。下<sup>ニ</sup>居<sup>テ</sup>嘲<sup>レ</sup>上、<sup>19</sup>愚ニシテ賢ヲ蔑<sup>ニ</sup>シテ、<sup>20</sup>カク被<sup>レ</sup>



死ヌルコソ不便ナレ。同罪ニテコソ有ラメドモ、余ノ輩ハ角ハナシ。或ハ流サレ、或ハ被<sup>22</sup>禁<sup>23</sup>テコソ有ニ」ト申ケレバ、不敵ノ者モ有ケリ、「終ニ切ラル、者故ニヨクコソ云タレ。無事ナラバコソ」ト云者モ<sup>三三九</sup>在ケリ。聞<sup>24</sup>之耳コソバユク思者ハ、立退<sup>25</sup>人モ多カリケリ。

【校異】1〈近〉合点あり。行冒頭に「西光父子亡事」と傍書。2〈蓬・静〉「ニ」なし。なお、〈蓬〉「入道三男」。3〈静〉「為範と」。4〈近〉「ためのりかしうの」、〈蓬〉「為範主の」、〈静〉「為範主の」。5〈近〉「やうくに」とし、「やう」の右に「さま」を傍記。〈蓬・静〉「さまくに」。6〈近〉「たりふし」、〈蓬〉「垂ふし」、〈静〉「垂臥」。7〈近〉「あつこう」、〈蓬〉「悪口」、〈静〉「悪口」。8〈蓬・静〉「誠をかれたりけるを」。9〈近〉「うけたまはて」、〈蓬〉「承りて」、〈静〉「うけたまはりて」。10〈近〉「しゆしやかおほちに」、〈蓬〉「朱雀大路に」、〈静〉「朱雀大路に」。11〈近〉「きつてける」、〈蓬〉「きりてける」。12〈近〉「けんものもの」、〈蓬〉「見聞者の」、〈静〉「見聞者の」。13〈近〉「あつこうして」、〈蓬〉「悪口して」、〈静〉「悪口して」。14〈近〉「かうふりふるしといへともなをかしらにすへ」、〈蓬〉「雖ニ冠 古「猶居」頭」、〈静〉「雖ニ冠 古「猶居」頭」。15〈近〉「てつ」とし、「て」の右に「く」を傍記。〈蓬・静〉「履」。16〈近〉「地をふめり」、〈蓬〉「踏レ地」、〈静〉「踏レ地」。17〈近〉「いかれるこふしわらふかほにあたらす」、〈蓬〉「嗔拳不<sup>イカレコフ</sup>当<sup>アキラ</sup>ニ笑<sup>エメルカホ</sup>顔<sup>ニ</sup>」、〈静〉「嗔拳不<sup>イカレレコフ</sup>当<sup>アキラ</sup>ニ笑<sup>エメルカホ</sup>顔<sup>ニ</sup>」。18〈近〉「かるかゆへにしたかはんにはしるし」、〈蓬・静〉「故 不<sup>カルカエ</sup>レ<sup>ヘニシ</sup>順<sup>シカ</sup>」。19〈近〉「かみをあさけり」、〈蓬〉「上をあさけり」、〈静〉「上をあさける」。20〈蓬〉「あてられぬること」、〈静〉「宛られぬること」。21〈近〉「おなしつみにてこそあるらめとも」、〈蓬・静〉「同罪にてこそあるらめとも」。22〈静〉「誠にこそ」。23〈近〉「ぶじならはこそと」、〈蓬・静〉「なき事ならはこそと」。24〈近〉「これをき」、〈蓬〉「是を聞」、〈静〉「是を聞」。25〈近〉「たちしりそく」、〈蓬〉「立退く」、〈静〉「立退く」。26〈静〉「モ」なし。なお、「人々」。

【注解】○西光法師ハ、入道ノ三男三位中将知盛ノ乳人ニ、紀伊二郎兵衛為範ト云者方舅也ケルニ依テ、為範方主ノ三位中将ニ數申「西 盛・屋・覚・中」をこの前後の章段「成親被捕」から「成親被流」光被斬」記事は、諸本によって挿入位置が大きく異なる。〈鬨・延・長〉 宜的に、〈延〉の話順に従って番号を付した。

〈延・長〉	〈鬨〉	〈盛〉	〈屋・覚・中〉
1 成親被捕 2 西光被捕、問詰 3 成親問詰 4 小教訓 5 成親妻子歎	1 成親被捕 2 西光被捕、問詰 3 成親問詰 4 小教訓 8 大教訓	2 西光被捕、問詰 1 成親被捕 3 和漢故事〈全釈16〉二六頁 4 小教訓 5 成親妻子歎	1 成親被捕 2 西光被捕、問詰 10 西光被斬 13 師高兄弟被流 3 成親問詰

諸本の記事配列の傾向を概観すれば、次のようになる。〈延・長〉は、初めに乱首謀者の成親と西光の拘束、続いて西光の問詰（但し、〈長〉は、2↓1の順）、その折に得た西光の白状（〈延〉二一オ）を、関与を否定する成親に投げかけて白状を迫る（〈延〉二二オ～二二ウ）。続けて、重盛の4「小教訓」・5「成親妻子歎」・6「成親無思慮」、さらに父成親拘禁後に西八条邸に舅教盛に付き添われ出頭した、成経に関わる7「少将乞請話」を挟んで8「大教訓」記事。そして、本話の「西光被斬」話と「成親被流」・謀叛に関わった人々の配流話、さらに父西光の処刑後に行われた「師高兄弟被誅」というように見れば、〈延・長〉の場合は、基本的には、捕縛・問詰・処刑・配流というように、時系列的に配置されていると言えよう。〈鬪〉の場合も、〈延・長〉に大きく変わる点はないが、5「成親妻子歎」・6「成親無思慮」を、4「小教訓」・8「大教訓」と続けた後にまとめ、その後に7「少将

6 成親無思慮	9 烽火の沙汰	6 成親無思慮	4 小教訓
7 少将乞請	5 成親妻子歎	7 少将乞請	5 成親妻子歎
8 大教訓	6 成親無思慮	7 少将乞請	7 少将乞請
9 烽火の沙汰	7 少将乞請	10 西光被斬	8 大教訓
10 西光被斬	A 西光拷問、悪口	13 師高兄弟被誅	9 烽火の沙汰
11 成親被流	B 西光卒堵婆の事	3 成親問詰（大納言音立）	11 成親被流
12 謀叛の人々被召禁	13 師高兄弟被誅	8 大教訓	12 謀叛の人々被召禁
13 師高兄弟被誅	11 成親被流	9 烽火の沙汰	

乞請」を配置し、さらにその後には独自本文A「西光拷問、悪口」をえた上で10↓13と、西光父子の処刑話を一括りにした点が異なる。このAは、処刑前に松浦太郎重俊に「水火之責」を受けた西光が、自身は私心なく院に仕えたこと、謀叛に関与して命を失ってもまったく後悔のないこと、平家が過分の栄達を遂げた結果、仏法・王法が廃れたために、自分は公憤から計画に加担しており、何ら恥じることはないことなどを主張している。〈鬪〉「又左衛門入道西光今夜仰付松浦太郎重俊所及水火之責之処西光申者身為恩使命依義輕云本文也然則我身奉為君被召仕命依与謀叛被失之間全以不惜一生纔如夢似宿草葉之露万事皆似染如漂水上之沫然平家一門以外過分一天下握掌内万事政行心任之間滅仏法輕王法因茲忠臣且奉息逆鱗且守護仏法可亡彼一門之由互所与力也彼謀叛全以非私直饒雖速露頭延

頸可陳申〇無〇所〇恐〇勅命剩召〇取數輩官軍〇擬〇截〇頸  
 之条冥の照覧有憚〇只今蒙〇天譴一門之輩片時止事不便申〇阿弥  
 陀仏々々々々〇吹鼻笛〇居矣凡不覺西光之詞〇天に無口〇以人。  
 囀〇云此事恐々聞人申〇又左衛門入道西光を、今夜松浦太郎重俊に  
 仰せ付けて水火の責めに及ぶ処、西光申しけるは、「身は恩の為に使  
 はれ、命は義に依りて軽し」と云ふ本文なり。然れば則ち、我が身は  
 君の奉為に召し仕はれ、命は謀叛に与するに依りて失はるる間、全く  
 以て惜しからず。一生は纒に夢のごとし。草葉に宿れる露に似たり。  
 万事は皆染に似たり。水上に漂へる沫のごとし。然るに平家の一門以  
 ての外に過分にして、一天下を掌の内に握り、万事政を心の任に行ふ  
 間、仏法を滅ぼし、王法を軽んじけり。茲れに因りて、忠臣且は逆鱗  
 を息め奉り、且は仏法を守護し、彼の一門を亡ぼすべき由、互に与力  
 する所なり。彼の謀叛、全く以て私非ず。直饒露頭に速ぶと雖も、頸  
 を延べて陳じ申すべし。勅命を恐るる所も無く、剩へ數輩の官軍を召  
 し取りて、頸を截らんと擬する条、冥の照覧も憚り有り。只今に天の  
 譴めを蒙りて、一門の輩片時に亡びん事こそ不便なれ。阿弥陀仏、阿  
 弥陀仏」と申して、鼻笛を吹きて居たりけり。凡そ西光が詞とも覚え  
 ず。「天に口無し、人の囀りを以てすと云ふ」とは此の事にや。恐ろ  
 し恐ろしと、聞く人申しけり。一下―二七ウ―二八ウ。これは清盛  
 を前にした西光の反論の繰り返しであり、一部の文言は「清水寺炎上」  
 における西光の発言と重なる。〈闘〉は、この独自本文を処刑記事の  
 直前に挿入し、処刑後の批判「於被誅所吐様々悪口〇聞是偏蒙一山  
 王廿一社の御罰〇恐覚」(誅らるる所に於ても様々の悪口を吐きける  
 とぞ聞こえける。是れ偏に山王七社の御罰を蒙らんと恐ろしく覚え

けり。一下―二八ウ)を際立たせていることになる。〈盛〉の場合は、  
 7「少将乞請」までは、3「成親問詰」に見る和漢故事を残すもの  
 (3)、残りを後ろに持って行くことを除いて〈延・長〉にほぼ同じで、  
 〈闘〉には欠ける12を挿んで、続けて10・13と西光父子処刑話が続く。  
 配列的には〈闘〉と近似する点注意される。さらに、〈盛〉独自本文  
 Bを挟んで、3「成親問詰」が記されている。すなわち、成親父子関  
 連話(1・3・4・5・6・7)、(3・8・9・11)の間に、12と、  
 10と13の西光父子誅殺話が入り込むといういささか渾然とした様相を  
 呈していると言え、その意図が問題とならう。〈盛〉は、10「西光被斬」・  
 3「成親問詰」から清盛の院参企図へと続く、清盛の怒りの行動を巻  
 六で連続的に描こうとしたか(本全釈一六一―二六頁「蕭樊囚執、韓彭  
 蒯醜、晁錯受戮、周魏見辜……」項参照)、あるいは、重盛による成  
 親の助命嘆願、教盛による成経の助命嘆願(いずれも一旦は成功)と、  
 知盛による西光の助命嘆願(失敗に終わる)を対比的に描こうとの意  
 図があったか。〈屋・覚・中〉は、1「成親被捕」で、成親の捕縛と、  
 関係者の逮捕を記す。続けて、2「西光被捕、問詰」、10「西光被斬」、  
 13「師高兄弟被誅」と西光父子の捕縛と処刑が記された後、3「成親  
 問詰」、4「小教訓」、7「少将乞請」、8「大教訓」、9「烽火の沙汰」、  
 11「成親被流」と成親父子の捕縛・拘束という関連話が続き、最後に  
 この乱に関わった人々の配流話というように、斉整された形を示して  
 いると言えよう。以上、「西光被斬」とその前後の章段を分類した。  
 次に、西光が、三位中将知盛の乳人、紀伊次郎兵衛為範の舅であった  
 ことから、西光の命乞いを、知盛が清盛にしたとする話は、〈延〉同。  
 〈闘・長・屋・覚・中〉なし。西光の娘が為範の妻であったとする史

料は『平家物語』以外には確認できない。ただし、『平家物語』では一貫して清盛の敵役として造型される西光ではあるが、清盛と親しい信西の乳母子であり（『玉葉』承安三年（一一七三）三月十日条「名」西光、左衛門入道也、故信西乳母子云々」。これによれば、西光は、嘉承一年（一一〇六）生の信西よりも年長であったことになり、処刑された安元三年（一一七七）には、既に七十歳を越えていた、藤原家成の猶子となっていた（〈尊卑〉は「依勅定為子」と記す）。清盛家の家政中枢で建春門院の侍でもあった為長（高橋昌明一五六頁）の子為範との関係は十分に考えられよう。松下健<sup>二</sup>は、「西光は信西一門や隆季を介して平氏一門に近い立場にあったと考える方が自然」であり（二三三頁）、「西光が時子系統の知盛や為範と極めて強固な関係を築いていた」可能性を指摘する（一四一頁）。また、新中納言知盛の子息知忠被誅譚は、〈四・延・長・南・屋・覚・中〉大島本等に見られるが、為範が知忠の養君であったとする記載がある。〈延〉「故新中納言ノ御子、三歳ニテ叙爵シテ、伊賀大夫知忠トテ、紀伊次郎兵衛為範入道ガ養君ニシタリケル、年廿計ナル人ナリケリ」（卷十二一八一オ）。為範は、源為長の子で、同人が永暦元年紀伊守に任ぜられたため（『明月記』建保三年（一一二五）正月五日条）、為範は「紀伊二郎兵衛」を称するのである（佐々木紀一<sup>①</sup>一五頁）。為範の娘が、『たまきはる』に登場する建春門院滋子の女房で、「紀伊 武蔵の中將知盛の乳母子とぞ聞きし」（新大系二六三頁）とあるから、為長が知盛の乳人であったことは確かで、その子の為範が、主の子伊賀大夫知忠の乳人になる蓋然性は高い（佐々木紀一<sup>①</sup>一五頁）。『吾妻鏡』文治二年（一一八六）四月二十日・五月十三日条には、為長一族で、知

盛の家人の紀伊刑部丞為頼が見える（佐々木紀一<sup>②</sup>四九頁、同<sup>③</sup>一〇五頁、高橋昌明一五六頁）。○中將又様々ニ「預り候ハン」ト被申ケレ共、入道不用給。「責テハ人手ニ懸ソヨリ、智ニテ侍レバ為範ニ預給候へ」ト、低臥被申ケレ共 〈延〉「知盛、二位殿ニ付奉テ、タリフシ被申ケリ。為範モ、『人手ニ懸候ハンヨリモ、申預候テ誠候ハン』ト再三申ケレドモ」（卷一五一オ）。〈延〉によれば、知盛は、清盛の妻二位殿時子を介して、西光の助命を切々と訴えたとする。〈盛〉は、このことを記さないが、十分にありうる話であろう。知盛の妻は、かつて清盛の妻時子に仕えて南御方といひ庶務を管掌していた。知盛と結婚後は高倉天皇の後七条院殖子に仕えて治部卿局を称していた（日下力<sup>④</sup>、一六五頁）。知盛に、重衡に見るような「入道殿ニモ二位殿ニモオボエノ子ニテオワセシカバ」（〈延〉卷十二オ）とする伝は見られないが、知盛は実母でもあり、妻とも縁ある時子に泣きついた可能性は十分にありえよう。「低臥」は、〈蓬〉「垂ふし」、〈静〉「垂臥<sup>アツク</sup>」とあるように、頭を垂れ伏す様。○種々ノ悪口申タリケルニ依テ、入道終ニ聞入給ズ、口ヲ割レテ被禁置タリケルヲ、松浦太郎高俊承テ、朱雀大路ニ引出シ、ナブリ切ニゾ切テケル。郎等三人同被切 『玉葉』安元三年（一一七七）六月二日条「去夜半剝西光頸了」、『百練抄』六月一日条「入夜師光法師被梟首」、『仲資王記』六月一日条「左衛門入道西光斬首」、『顕広王記』六月二日条「西光今曉斬云々」、『愚昧記』六月二日条「西光頸今曉斬了。於五条坊門朱雀一<sup>⑤</sup>切之云々」。六月一日の夜から二日の明け方にかけて、西光は斬首されている。諸本は次の様に記す。〈闕〉「然程西光其後松浦太郎重俊承此<sup>⑥</sup>引出朱雀大路<sup>⑦</sup>頸<sup>⑧</sup>於被誅所吐様々悪口<sup>⑨</sup>聞是偏蒙<sup>⑩</sup>山王<sup>⑪</sup>」

一社の御罰を。恐覚郎等三人被誅（然る程に、西光をば其の夜松浦太郎重俊此れを承りて、朱雀大路に引き出だして頸を誅る。誅らるる所に於て様々の悪口を吐くとぞ聞こえける。是れ偏に山王七社の御罰を蒙るらんと恐ろしく覚えけり。郎等三人誅られにけり。一下二八ウ）、〈延〉「左衛門入道西光ヲバ、其夜松浦太郎重俊ニ仰テ、朱雀ノ大路ニ引出シテ首ヲ刎ラル。郎等三人同ク切ラレニケリ」(巻一五一オ)、〈長〉「その、ちさゑもん入道西光をば、朱雀の大路に引出して、首をばねらる。郎等三人同はねられにけり」(一七九一八〇頁)、〈屋・覚〉「やがて、『しやつが口クチをさけ』とて、口をさかれ、五条西ニシノ朱雀にしてきられにけり」(八〇頁)、〈中〉「其後五条にしのしゆしやかにて、したをぬきくちをさき、其後かうべをはねられたり」(上一八三頁)。郎等も斬られたことを記すのは〈延・長・盛〉。「口ヲ割レテ被禁置タリケルヲ」とあるのは、西光問話の場面で「高俊、西光法師ガ頭ヲ踏テ口ヲ割キ、重テ誠置テケリ」(三二七頁)としていたのを指す。〈延・長〉は、西光が口を裂かれたことを記さないが、西光の清盛に対する悪口への怒りがするようにさせたとの理解がある。〈盛〉には、この後「西光法師ハ詮ナキ悪口シテ、口ヲ割ル、ノミニ非ズ、終ニ被切ヌル無慙サヨ」とある。『曾我物語』でも、五郎時致が工藤祐経を討った際に、とどめの一刺しで「口と耳と一つ」になったことに対して、「後に人の申けるは、「宵に悪口せられしそのねたに、わざと口をさかるゝ」とぞ申ける」(大系本三五三頁)と記している。〈中〉では、さらに「したをぬき」と、清盛の怒りが増幅した形で記される。〈盛〉の「ナブリ切」も同様。「もてあそびながら少しずつ切りきざむこと。苦しめて切ること」(日国大)。〈盛〉には、

他に「鋸ニテナブリ切ニ頸ヲ切タリ共申」(四一八五頁)の用例も見られる。『牛若くらま出』「ぢきにきつて捨(て)ては思ひでのあらばこそ。なぶり切(り)にきやつをしてあそばゞやと思(し)召(し)、請(け)太刀になつてぞまはりける」(『幸若舞曲研究』第七巻一二六〇頁)。「松浦太郎高俊」は伝未詳。〈鬪・延・長・覚・中〉では「松浦太郎重俊」として、西光捕縛や拷問の場面に登場。本全釈一六の注解「松浦太郎高俊、拷木ニ懸テ打セタメ、事ノ興ヲ尋ケリ」(一七五一八頁)参照。西光斬首の場所を、〈鬪・延・長・盛〉「朱雀大路」、〈屋・覚・中〉「五条西朱雀」とする。『愚昧記』に「五条坊門朱雀」とあるように、朱雀大路辺で斬首されている。〈延全注釈〉(巻二二〇六、二〇七頁、二二八頁)参照。なお、弘安二年(一二七九)に没した法然の孫弟子信瑞の著『明義進修行集』に、西光が、師の敏覚のもとへ、処刑の際に遺言して「美絹百疋」を贈り、敏覚はそれで一堂を建立し往生講を始めたとある。「左衛門入道西光、平大相国ノ禪門ノタメニ斬刑テニオコナハレケル時遺言シテイハク、美絹百疋法印ノ御坊ニ進スベキナリト云々(敏覚ハ西光ガヤシナイギミタルユヘナリ)。敏覚クダムノ絹ヲモテ、カツハ西光出離ノタメ、カツハ自身行法ノタメ、住坊ノ西北ニタブキノ一堂ヲ建立シテ、西ノカベニ等身ナル光ホトケヲ凶シ、左右ニ木像ノ観音勢至ヲタテ、ヒカリ堂ト号ス。コ、ニシテツネニ妓楽ヲト、ノヘテ、往生講ヲ修ス。ツヒニ臨終正念ニシテ往生ヲトゲオハヌト云々」(大谷大学文学史研究会一〇八頁)。このことを指摘した日下力②は、『平家物語』の伝える、清盛に悪口雑言をあびせ、口を裂かれて殺されていた西光の姿は、この逸話からは想像しがたく、そもそも信瑞が『平家物語』に関する知識をどれほど持っていた



か、それすらあやしいとする（三八三～三八四頁）。『平家物語』は一貫して西光を清盛に敵対的な態度を取る人物として描くが、前々項の松下健二の指摘を踏まえるならば、清盛に悪口することに代表されるような西光像が、はたして史実であったのかについては、なお検討を要するだろう。

○見聞ノ者中ニ、「哀、西光法師ハ詮ナキ悪口シテ、口ヲ割ル、ノミニ非ズ、終ニ被切ヌル無慙サヨ」以下、本節の話は〈盛〉の独自異文。西光の処刑を見たり聞いたりした者の中には、言ったとて無益な悪口をして、口を裂かれるばかりか、ついには斬られてしまった無惨さよと同情し、そのような悪口はしなければ良かったのにという者がいる一方で、正反対の意見を言う「不敵ノ者」の意見も記す。

〈盛〉には、このような複数の視点による評言が見られるとして、松尾葦江は、巻十六「菖蒲前」、巻十七「始皇燕丹」「勾踐夫差事・光武天武即位」を紹介する。そして、こうした情報の多様さは、情報源への近さに起因するとみるよりも、〈盛〉が対象とする世界への一体感を失い、その間の空漠を埋めるために積極的に求めた方法とする（二一六頁）。○情事ノ心ヲ案ズルニ、雖冠古猶居頭、雖履新尚踏地

遠藤光正は、この句の出典として、『韓非子』外儲説左下・『史記』儒林列伝・『漢書』儒林伝のいずれかを典拠としたものとする（二〇〇～二〇一頁）。『明文抄』人事部上に、「冠雖穿弊、必戴於頭、履雖五采、必踐之於地」。(韓子) 冠雖弊、必加於首、履雖新、必関於足。(史記) 履雖鮮、不加於枕。冠雖弊不以直履。(漢書) 冠雖悪、必戴之。履雖善、必履之。(韓子) (玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究) 二八八～二八九頁) とある。なお、『明文抄』人事部上引用の右記『漢書』の文は、賈誼伝の文であり、『漢書』儒

林伝の文は、「冠雖敝必加於首、履雖新必貫於足」である。出典に関しては、〈盛〉のような「地を踏む」といった類の内容は、遠藤の挙げる『史記』儒林列伝・『漢書』儒林伝の文にはない。「地を踏む」といった類の内容があるのは、一つは『韓非子』外儲説左下にある「冠雖穿弊、必戴於頭、履雖五采、必踐之於地」である。

しかし、「五采」は新しいことを言う言葉ではないので、『韓非子』が〈盛〉の出典である可能性は低いと思われる。『説苑』卷第十六談叢には、「冠雖故、必加於首、履雖新、必関於足」とある。「故」は〈盛〉と同じ「古」ではないものの、それと類似している。(なお、四庫全書では、〈盛〉と同じ「古」を使った例はなく、「故」を使う例は『説苑』談叢の文のみである。『説苑』卷第十二奉使にも、「冠雖弊、宜加其上、履雖新、宜居其下」とあるが、これは「故」を使っておらず、〈盛〉との違いが談叢の文より大きいと考えられる。『説苑』談叢の文は、「新」を使っている点も、〈盛〉と同じである。しかし、『説苑』の文には「地を踏む」といったような内容がなく、『説苑』が〈盛〉の出典である可能性も低いように思われる。実は、『太平御覧』その他の書に『六韜』の逸文があり、『太平御覧』卷六百九十七服飾部十四の引く『六韜』には、「冠雖弊、礼加於首、履雖新、法以踐地」、『太平御覧』卷六百八十四服飾部一の引く『六韜』には「冠雖敝、礼加之於首、履雖新、法踐之於地」とある。梁の庾仲容が諸家雜記より要語を摘録した『子鈔』三十卷を唐の馬総が増損したという『意林』の巻一も、『六韜』の文を載せ、そこでは「冠雖弊、加於首、履雖新、履於地」となっている。「新」が使われているという点、「地を踏む」のような系統の書き方をしているという点、

いずれも共通している。(なお、『六韜』の今本である『武経七書』系統の各本に上記の文はない)。これら『六韜』の文は、「新」と言う字を使っており、かつ「地を踏む」といったような類の書き方をしていく点において、『説苑』談叢や『韓非子』の文よりも〈盛〉に近いと思われる。なお、『太平広記』巻第一百一十七は、『陰徳伝』の劉弘敬についての話を載せており、そこに「履雖新不加於首、冠雖旧不踐於地。」という文がある。(この話は、宋人編纂の分類志怪小説集である『分門古今類事』の巻第十九「為善而增門も」、「洪敬嫁婢」と題し載せており、「見『影響録』又出『陰徳伝』」とする。そこでは「履雖新不加於首、冠雖旧不踐於地。」となっている)。『太平広記』の引く『陰徳伝』の文は、「新」の字が使われ、「地を踏む」のような系統の言い方もされており、更に、「旧」も盛衰記の「古」に近く、これらの点において盛衰記の表現に近い。ただし、「冠」が後、「履」が前に出て来るという点、双方に否定の「不」の字が使われているという点、衣冠をつける家柄の者の娘がおとめられた境遇にあることに心を痛めて言われた言葉であるので、文脈的に〈盛〉とかなり異なるという点、書物の重要性がここまで挙げた他書より低いという点、等から、〈盛〉の文の出典とは考えにくい。〈盛〉の文の出典が確實になったわけではないが、〈盛〉の文が『六韜』によっている可能性は高いようにも思われる。〈盛〉本文を読み下せば、「冠は古しと雖も猶頭に居多、履は新しと雖も尚地を踏む」となる。意は、「冠は古くなくても頭にのせるものであり、履は新しくても足にはくものである。上と下の区別を乱してはならぬという戒め」(『新定盛』1—二八〇—二八一頁)の意となり、この後の「下ニ居テ嘲上、愚ニシテ

賢ヲ蔑ニシテ、カク被死ヌルコソ不便ナレ」に通じよう。○噴レル拳シ不当笑顔、故不如順 『建中靖国統灯録』(北宋・一一〇一年成立。新纂大日本統蔵経では第七十八巻 No.156) 卷三・隋州智門光祚法師法嗣・泉州雲台省因禪師の冒頭に「僧問、「如何是和尚家風。」師云、「噴拳不打笑面。」とある。また、『建中靖国統灯録』及び他の四部の禪宗灯録をもとに編纂された『五灯会元』(南宋・一二二二年成立)の巻第十五・智門祚禪師法嗣・泉州雲台省因禪師にも同様の記載がある。『沙石集』「世間のことわざにも、『握れる拳、笑める面には当たらず』とて、憎いげなく、心の底より打ち笑みて向へる者には、既に握れる拳を開きて心解くと云へり」(新全集三三〇頁)。〈盛〉本文を読み下せば、「噴れる拳笑める顔に当たらず、故に順ふには如かず」となる。意は、「怒って振り上げた拳も、笑顔の相手を持つ事はできぬ。強い態度で出てきた相手には、優しい態度で接する方が効果的であるという事」(『新定盛』1—二八一頁)の意。怒りに打ち震える清盛には、西光は、悪口によって怒りを増幅させるのではなく、もつと下手に出て対応すべきであったの意。○下ニ居テ嘲上、愚ニシテ賢ヲ蔑ニシテ、カク被死ヌルコソ不便ナレ 遠藤光正は、「下ニ居テ嘲上」の出典として、『明文抄』人倫部「居下訕上。君子悪之。論語」(『玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』二七七頁)を引く(二二頁)。そのほか同句は『玉函秘抄』『管蠡抄』巻七にも引かれる。『論語』「子貢曰、君子亦有悪乎。子曰、有悪。悪称二人之悪者上。悪居下流ニ而訕上者。悪勇而無礼者。悪果敢而窒者」(『新釈漢文大系三九八頁』)。君子でも誰かを憎むことがあるかとの子貢の問いに対して、孔子は、①人の欠点を言いふらす者 ②身分の低い者が上役を悪

く言う者、③礼のないのが勇だと考える者、④決断力はあるが道理の分からぬ者を憎むと答えた。「下ニ居テ嘲上」は、その内の②に該当する。「愚ニシテ賢ヲ蔑ニシテ：」の意は、愚かな者が賢人を蔑んで、このように無惨な死を遂げたのは哀れむべきことだの意。出典は後漢・王符『潜夫論』巻第八・交際三十の「愚而喜傲賢」と思われる。「凡品則不然。内慢易於妻子、外擊侮於知友、聰明不別、真偽、心思不別、善醜、愚而喜傲賢、少而好陵長、恩意不相答、礼敬不相報、暗賢不相推、会同不能讓、動欲挾其佚、居欲処其安、養欲擅其厚、位欲争其尊、見人謙讓、因而嗤之、見人恭敬、因而傲之、如是而自謂賢能智慧。為行如是、難以称忠。」（文は文淵閣『四庫全書』による）。○同罪ニテコソ有ラメドモ、余ノ輩ハ角ハナシ。或ハ流サレ、或ハ被禁テコソ有ニ前節の「謀叛人被召捕」に見るように、同罪であるはずなのに、他の者達は西光のようにひどい処刑をされてはいない。ある者は流罪となり、ある者は拘禁されているだけなのにの意。○不敵ノ者モ有ケリ、「終ニ切ラル、者故ニヨクコソ云タレ。無事ナラバコソ」ト云者モ在ケリ前半は、傍若無人な者もいた。どうせ最後には斬られることになる者だから、このように清盛に悪態をつけたのだの意。「無事ナラバコソ」については、〈近〉「ぶじならばこそ」、〈蓬・静〉「なき事ならばこそ」とある。〈近〉によれば、命を失わない状況ならばそこまでは言えなかつただろうの意とも、あるいは、命失うことさえなければ良いと言うのか。そんなことはあるまいの意か。〈蓬・静〉の場合は、無実だから

## 【引用研究文献】

\* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（大東文化大学東洋研究七七号、一九八六・一）

こそ、このように主張したのだの意となるか。なお、〈盛〉巻一「平家一門繁昌」には、「世ニハ不敵ノ者モ有ケリ」として、清盛の宿所六波羅の門前に、「伊予讃岐左右ノ大将カキコメテ欲ノ方ニハ一人哉」との落書を記した札を立てたものがいたとする（本全釈四一二四頁）。同様な叙述方法に則った本文と言えよう。○聞之耳コソバク思者ハ、立退人モ多カリケリ 〈新定盛〉は、「耳こそばゆく思ふ」の意として、「聞くに堪えられぬ気持になる」（一二八頁）の意とする。そもそも、「こそばゆし」という語自体が新しいようである。〈日国大〉は、用例として、『湯山聯句鈔』「酸ト云ワ、コソバユイゾ。アブナイ処ゾ」（新大系三三三頁）を引く。新大系は、脚注で、「カケツクリアルケバ、股ガコソバユイ程ニ酸ゾ」（『四河入海』五ノ三）を引く。「危なっかしさや恥ずかしさのために落ち着かないさま」（『角川古語大辞典』）、「非常に危険なことに直面して、身の内がむずむずとして寒気の走るの感ずるさまである」（『時代別国語大事典室町時代編』）の意。「むすこの紅うら 参会に宿老申されけるハ、今のわかい衆ハ紅裏をつけるが、女のくさつたやうな事でござる。どこまでをござる事やらといわれしが、其中ニあるむすこ、もミウラを着ていたりしか、耳こそばく罷出、私も着てゐますが、是ハあながち、をこりでも伊達にも着ませぬ。はだの薬でござります」（『新大系』第七巻「座狂はなし」東京堂出版二〇五頁。底本は、享保一五（一七三〇）年刊本）。

\*大谷大学文学史研究会『明義進行集 影印・翻刻』（法蔵館二〇〇一・3）

\*日下力①「軍記作品に伴う時代の影―知盛の女の存在」（国文学研究一一五号、一九九五・3。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による）

\*日下力②「軍記物語の生成と展開」（『岩波講座 日本文学史5』岩波書店一九九五・11。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による）

\*佐々木紀一①『平家物語』「伊賀大夫知忠被誅」について」（山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告三〇号、二〇〇三・3）

\*佐々木紀一②「小松の公達の最期」（国語国文一九九八・1）

\*佐々木紀一③「桓武平氏正盛流系図補輯之彦采」（菊地靖彦教授追悼論集『人・ことは・文学』鼎書房二〇〇二・11）

\*高橋昌明「平氏家人と源平合戦―譜代相伝の家人を中心として」（軍記と語り物三八号、二〇〇二・3。『平家と六波羅幕府』東京大学出版会二〇一三・2再録。引用は後者による）

\*松尾葦江「源平盛衰記の意図と方法―中世文学の〈時〉と〈場〉の問題から―」（原題「源平盛衰記素描―その意図と方法―」国語と国文学一九七七・5。『平家物語論究』明治書院一九八五・3再録。引用は後者による）

\*松下健一「鹿ヶ谷事件における西光と成親」（人文〔学習院大学〕一三三号、二〇一五・3）

西光法師が子息ニ<sup>1</sup>加賀守師高・左衛門尉師平・<sup>2</sup>右衛門尉師親兄弟三人ヲバ、依<sup>3</sup>山門之訴詔<sup>3</sup>被<sup>4</sup>流<sup>4</sup>尾張国<sup>4</sup>タリケルガ、当国井戸田ト云所ニ在ケルヲ、為<sup>5</sup>追討<sup>5</sup>武士ヲ<sup>6</sup>被<sup>7</sup>差下<sup>7</sup>。師高ガ母聞<sup>8</sup>之、急ギ人ヲ下シテ角ト告タリ。師高折節<sup>9</sup>河狩<sup>9</sup>シテ遊ケリ。<sup>10</sup>國中ノ者共多集<sup>10</sup>テ、水辺ニ仮<sup>11</sup>屋ヲ造並<sup>11</sup>ベ、遊君其数喚<sup>12</sup>集<sup>12</sup>テ、今様ウタヒ、琴・琵琶<sup>13</sup>・彈<sup>13</sup>、面白カリケル。酒宴ノ座ヘゾ告タリケル。師高<sup>14</sup>周章迷<sup>14</sup>テ彼配所<sup>14</sup>ヲ逃出<sup>14</sup>テ、<sup>15</sup>同国蚊野ト云所ニ忍居タリケルヲ、<sup>16</sup>討手ノ使下<sup>16</sup>向シテ、<sup>17</sup>小熊郡司惟長・<sup>18</sup>川室ノ判官代範朝等ヲ相具シテ押寄、散々ニ戦フ。師高・<sup>19</sup>師平・師親、兄弟三人<sup>20</sup>思切テ振舞ケレ共、終ニ叶ズ、惟長ガ為<sup>21</sup>ニ被<sup>21</sup>誅ケリ。郎等三人同<sup>22</sup>被<sup>22</sup>誅。又<sup>23</sup>主従六人ガ<sup>24</sup>頸、河ノ耳ニ切係タリ。<sup>25</sup>身ハ<sup>26</sup>川原ニ<sup>27</sup>倒臥、沙ニ<sup>28</sup>交リテ<sup>29</sup>在ケルヲ、<sup>30</sup>師高ガ思ケル萱津宿ノ遊君、僧ヲ語ヒ<sup>31</sup>孝養シテ、<sup>32</sup>骨ヲ拾ヒテ堂塔ニ納ツ、<sup>33</sup>尼ニ成テ後世<sup>33</sup>弔ケルコソ哀ナレ。

【校異】 1 〈近〉「かくのかみ」とし、「く」に見せ消ち。右に「か」を傍記。 2 〈近〉「衛門のせう」。 3 〈近〉「おはりのくにへなかさされたりけるか」。 4 〈蓬〉「尾張国になかさされたりけるか」。 5 〈静〉「尾張国なかさされたりけるか」。 6 〈蓬〉「指下さる」。 7 〈近〉「こくちうの」。 8 〈蓬〉「國中の」。 9 〈近〉「すいへんに」。 10 〈蓬〉「水辺に」。 11 〈静〉「水辺に」。 12 〈蓬〉「作りて」。 13 〈近〉「つくりて」。 14 〈近〉「蓬・静」。 15 〈蓬〉「酒宴の」。 16 〈近〉「あはてまよひて」。 17 〈蓬・静〉「周章まとひて」。 18 〈近〉「おなしきくに」。 19 〈蓬・静〉「同国」。 20 〈近〉「誅手の」。 21 〈近〉「をくるまの」

くんし、〈蓬〉「小<sup>コ</sup>熊<sup>クマ</sup>郡<sup>ノ</sup>司<sup>シ</sup>」へ「静」<sup>シヅカ</sup>「小<sup>コ</sup>熊<sup>クマ</sup>郡<sup>ノ</sup>司<sup>シ</sup>」。14 〈近〉「はむろのはうくはんたい」、〈蓬〉「川<sup>カハ</sup>室<sup>ムロ</sup>判<sup>ハ</sup>官<sup>クワン</sup>代<sup>ダイ</sup>」。15 〈近〉「おもひきて」、〈蓬〉「思<sup>オモ</sup>切<sup>キ</sup>て」。16 〈近〉「ちうせらる」、〈蓬・静〉「誅<sup>ツ</sup>せられぬ」。17 〈蓬・静〉「又」なし。18 〈近〉「しゅじう」、〈蓬・静〉「主<sup>シツ</sup>従<sup>ツ</sup>」。19 〈近〉「ぐひ」。20 〈近・蓬〉「むくろは」、〈静〉「身<sup>ミ</sup>は」。21 〈蓬・静〉「河<sup>カハ</sup>原<sup>ハラ</sup>に」。22 〈近〉「たふれれふし」とし、前の「れ」に見せ消ち。行替わりによる。〈蓬〉「たをれふし」、〈静〉「倒<sup>タラシ</sup>臥<sup>シ</sup>」。23 〈近〉「ましはりて」、〈蓬・静〉「ましりて」。24 〈蓬〉「有けるを」。25 〈近〉「もろたかく」とし、「く」に横二重線、右に「が」を傍記。26 〈近〉「けうやうして」、〈蓬〉「孝<sup>ケウ</sup>養<sup>ヤウ</sup>して」。27 〈近〉「こつを」、〈蓬〉「骨<sup>コツ</sup>を」、〈静〉「骨<sup>ホネ</sup>を」。28 〈近・静〉「とふらひけるこそ」、〈蓬〉「訪<sup>ト</sup>けるこそ」。

【注解】○西光法師が子息二加賀守師高・左衛門尉師平・右衛門尉師親兄弟三人ヲバ、依山門之訴詔被流尾張国タリケルガ 諸本における

本話の位置については、前節冒頭注解に掲げた表を参照。西光の子息三人については、〈鬮・延・長・盛〉師高・師親・師平、〈屋・覚・中〉師高・師経・師平。師平・師親の順に記す〈盛〉は、師平を師親の兄とするのか。このように、『平家物語』諸本は三人を兄弟とするが、『百練抄』治承元年（一一七七）三月二十八日条には、「院武者所藤原師経（加賀国目代、国司縁者也）」とあり、国司師高の血縁者であるとするのだが、師経が師高の弟であるかについては、その真偽は定かではない（鈴木彰四一頁）。〈鬮・延・長・盛〉が、三人の兄弟の中には、師経の名を欠くのはそうした事情によるためか。ただし、西光（師光）が藤原姓を名乗るのは家成の養子になって以降の可能性が高く（山下知之一五六頁）、とすれば「師」を通字とする藤原姓の師高血縁者は、西光の子息以外は考えにくい（単に師高の「縁者」であれば、姻戚関係者の可能性もあろう）。〈盛〉によれば、師高・師平・師親三兄弟は、山門の訴訟事件によって、尾張の国に流されていたとする。〈鬮〉も、三兄弟は、尾張の国に流され、そこで討たれたと解して良いであろう。「西光之子共加賀守師高（・）左衛門尉師親（・）右衛門尉師平（・）」

(六四)

可○追討○之由入道静海被下知○之間武士共下尾張の配流に一切矣（西光が子共、加賀守師高・左衛門尉師親・右衛門尉師平追討すべき由、入道静海下知せられる間、武士共、尾張の配所に下りて、一一に切りてけり。一下一二八ウ）。その点、〈延〉では、尾張の国へ流されたのは、師高だけのことと読めそうである。〈延〉「西光が嫡子、前加賀守師高、同左衛門尉師親、其弟右衛門尉師平等、追討スベキ由大政入道下知シ給ケレバ、武士尾張国ノ配所井土田（下テ、河狩ヲ初テ遊君ヲ召集テ酒盛シテ、師高ヲヲビキ出テ首ヲ刎ベキ由ヲ支度シタリケル程ニ」（巻一五九ウ〜六〇オ）。一見〈盛〉と同様にも読めそうだが、〈延〉の場合は、三兄弟に清盛から追討命令が下ったのであり、尾張の国に流されていた三兄弟に追討命令が下されたとは読めないであろう。現に、先に山門の訴えによって、尾張の国に流されたのは師高であった。〈延〉「廿日、加賀守藤原師高解官シテ、尾張国へ可被配流之由被宣下」（巻一一〇四ウ）。これは『玉葉』四月二十日条に記された宣言に「加賀守藤原朝臣師高、仰諸司除名追位記、令配流尾張」とあることから確認できる。〈延〉では、この後も、三人の追討は記されず、師高の追討のみが記される。〈長〉も〈延〉にはほぼ同じだが、次次項の注解に見るように、尾張に流され



た三人の追討と読める本文を見せている。そもそも関係者の縁者を同じ場所に配流することはない。例えば、源惟清は白河院を呪詛したとして、惟清を初めとして父や兄弟はそれぞれ別々の地に配流されている。『中右記』「参川守源惟清〈遠流、伊豆国、一院殿上人〉、前筑前守仲季〈中流、周防、惟清父也〉、顕清〈近流、越前、惟清弟、一院非藏人〉、仲清〈近流、阿波、惟清弟、一院非藏人〉、盛清〈中流、信乃、惟清弟、養為惟清子、一院非藏人〉」（嘉保元年（一一〇九四）八月一七日条）。以上からしても、尾張の地に配流されたのを師高のみとする〈延〉に古態を見るべきで、兄弟三人が共に尾張国へ流されたとする〈闕・長・盛〉はその後出形態と見ることができよう。次に、〈屋・覚・中〉の問題について考えてみよう。〈屋〉「其子前加賀守師高、尾張ノイト田ニ在ケルヲ、打手ヲ遣テ被<sub>レ</sub>誅<sub>セ</sub>。弟近藤判官師経、被<sub>レ</sub>獄定<sub>セ</sub>タリシヲ召出サレテ、首ヲ刎<sub>レ</sub>ラル。弟師平共ニ切<sub>ラ</sub>ル。郎等三人同ク被<sub>レ</sub>刎<sub>レ</sub>首<sub>レ</sub>ケリ」（二二三頁）、〈覚〉「嫡子前加賀守師高、尾張の井戸田へ流されたりけるを、同国の住人小胡麻郡司維季に仰てうたれぬ。次男近藤判官師経禁獄せられたりけるを、獄より引出され、六条河原にて誅せらる。其弟左衛門尉師平、郎等三人、同く首をはねられけり」（上一八〇頁）、〈中〉「じなん近藤はんぐわんもろつね、きんごくせられたりしをも、とりいだし、しやていさゑもんのぜうもろひら、ともにかうべをはねられたり。らうどう三人きられぬ。ちやくしかゞのかみもろたか、おはりのゐどたへながされたりしをも、うてをくだしてほろぼさる。もろたかさんかくにたくかひ、たちにひかけてじかいしてこそうせにけれ」（上一八三―八四頁）。二点注意すべき点がある。一つは、〈屋・覚・中〉は、尾張に流されていたのを師高のみ

として、事実に基づく記載となっていること。今一つは、〈闕・延・長・盛〉が記さない近藤判官師経を師高の弟として、その時師経は禁獄されていたのだが獄から引き出されて処刑され、弟師平も、郎等三人と共に斬首されたとする点である。師経を師高の弟とする点について問題があることは先に記した通りである。そもそも、師経は白山事件の罪を大衆によって追及され、師高よりも早く同年三月二十九日に備後国に配流されていた（『玉葉』四月一日条「又去晦日、依山僧訴、加賀目代師恒、被<sub>レ</sub>配流備後国」云々）。故にこの時師経が禁獄されていたとは考えにくい。『平家物語』諸本の内、目代師経の配流を記すのは、〈延〉「目代師経ヲバ備前国府へ被流ニケリ」（卷一一〇六）と〈盛〉「目代師経流罪備後国」（一一二六四頁）のみだが、〈南・屋・覚・中〉は、師高の尾張配流の件に続けて、師経の禁獄の件を記していた。〈覚〉「国司加賀守師高遂に闕官せられて、尾張の井戸田へ流されけり。目代近藤判官師経禁獄せらる」（上一八一頁）。つまり、〈屋・覚・中〉は、事実とは異なるものの、禁獄されていた師経は獄から引き出されて斬殺されたとしていて、その点では辻褃が合っているのである。〈闕・延・長・盛〉において、白山事件の張本人である師経の処分や最期が記されない事への不可解さから、こうした記事が〈屋・覚・中〉において記されることになったと考えられようか。なお、『百練抄』治承元年（一一七七）六月九日条は「流人加賀守師高、右衛門尉師親、左兵衛尉師平等被<sub>レ</sub>誅。件師高在尾張国」。入道相国仰彼国家人等「令<sub>レ</sub>追討之」。相互合戦死者多」と記す。ただし、師高に加えて師親・師平の名を挙げるのは『百練抄』と〈闕・延・長・盛〉のみで、同じく師高の死を伝える『顕広王記』『資仲王記』

には記載がない。西光の子息師親・師平の名は、『百練抄』以外の史料には見当たらない。『百練抄』は〈鬪・延・長・盛〉のようなものをもとにして記しているのであろうか。なお〈延全注釈〉（巻二―二七三頁）が指摘するように、『尾張名所図会』の「師高塚」の項（愛知県郷土資料刊行会）に、『百練抄』や〈盛〉を引用した上で、「三人の墓として、今に田間に三の塚のこれり」（上巻一五六五―五六六頁）との記載がある。〈盛〉の記す師高・師平・師親の墓があるとされるのだが、これは、〈盛〉の流布と共に世に喧伝され残った後世の伝承と考えられよう。なお、師高・師経の配流については、本全釈一三―四〇頁「廿日加賀守師高解官、尾張国流罪由被宣下…」項、同四七頁「從五位下加賀守藤原朝臣師高解官流罪尾張国、目代師経流罪備後国…」項も参照。○当国井戸田云所二在ケルヲ、為追討武士ヲ被差下 井戸田は、現名古屋瑞穂区井戸田町。尾張国の流刑地で、藤原師長もこの地に流されていて、近くには妙音という地名も残っている。なお、元木泰雄によれば、師高の配流先の尾張は、成親の知行国であるから、この時の配流は形式的なものに過ぎなかったとする（二八頁）。師高追討のために、武士（討手）を都から下したとするのである。が、実際は、上横手雅敬が、「その地の家人に追討を命じ」（五三三頁）とするのが実態であろう。さらに上横手雅敬は、師高追討が清盛の私的行為であったとし、成親や康頼等の配流や赦免についても、物語以外にほとんど史料がないのは、それらが公式の手続をとらない私刑だったからであるとする（五三三頁）。○師高方母聞之、急ギ人ヲ下シテ角ト告タリ 〈延・長〉では、師高の母は、武士が派遣されたことを聞いて、次の様に使者に告げたとする。〈延〉「入道殿、八条殿ヨリ

被召取給ヌ。サリトモ院ノ御所ヨリ尋沙汰アランスラムト待給シ程ニ、ヤガテ其晩ニ被打給ヌ。尾張ノ公達トテモ不可助給。急ギ下テ夢見セ奉レト宣ツル」（巻二一六〇オ）。使者が師高に言うには、「西光殿は、清盛公から召喚を受けて捕らえられなされた。しかし、いくらなんでも後白河院の御所から清盛の元へ先ずお尋ねの上で何らかの御沙汰があるだろうと待っていらっしやったところ、すぐにその晩に討たれてしまわれた。尾張に流された子息として無事とも思われません。急ぎ尾張に下ってあなた様にお伝えしとおっしゃいましたの意。西光の妻としては、西光が一旦は捕らえられたとしても、院がなんとかしてくれると期待していたことを示すのであろう。それが何の手を打つ間もなく処刑され、事態の急迫を悟って息子にも警告を發したことになる。つまり「尾張の公達」とは、尾張に流されていた師高のことを指そう。これに対して、〈長〉は、傍線部を次の様に記す。「おはりの子息たちも追討せらるべきよし承及」（一―一九四頁）。「おはりの子息たち」は、師高を含めた三人の兄弟を指すように読める。とすれば、ここには、前々項の注解に見た、〈鬪・盛〉に見るような、三人の兄弟は共に尾張に流されたとする理解の反映を読み取ることができるとは、ただし、その後には師高が追討されたことしか記されない。○師高折節河狩シテ遊ケリ。國中ノ者共多集テ、水辺ニ飯屋ヲ造並ベ、遊君其数喚集テ、今様ウタヒ、琴・琵琶彈、面白カリケル酒宴ノ座ヘゾ告タリケル 師高はそんなことがあろうとは、つゆ知らず、川で漁をした後、國中から多くの者達を集め、水辺に飯屋を建て、遊君を多く呼び集めて、今様を歌い、琴・琵琶を弾き、宴たけなわのその折に、都から遣わされた母の使者が到着し、事の次第を告

げたという。狩猟の後には、時に相撲や、遊君を集めての宴会が行われたのであろう。『曾我物語』「秀貞がわかざかり、鷹狩、川狩のかへり足には、力業、相撲がけこそ、おもしろけれ」。また、『遊女記』によれば、川辺の要路に住む遊女等は、小舟に乗って客のいる船に近づき遊芸に興じている。「倡女群を成して、扁舟に棹さして旅船に着き、もて枕席を薦む。声は溪雲を遏め、韻は水風に飄へり」（日本思想大系8『古代政治社会思想』一五四頁）。師高等は、川での漁の後、遊女を招き、遊芸に興じたとするのであろう。一方、〈延・長〉は次の様に記す。〈延〉「武士尾張国ノ配所井土田へ下り、河狩ヲ初テ、遊君ヲ召集テ酒盛シテ、師高ヲヲビキ出テ首ヲ刎ベキ由ヲ支度シタリケル程ニ」（巻二一五九ウ〜六〇オ）。〈延・長〉によれば、川での漁をして、遊女を呼んでの酒盛は、京から下った武士等が、師高を油断させ誘い出すためのものだったとする。それを、〈盛〉の場合は、全く警戒心なく、師高自らが率先して酒宴の座を設けたとするのであろう。

○師高周章迷テ彼配所ヲ逃出テ、回国蚊野ト云所ニ忍居タリケルヲ  
 〈延・長〉「師高、井戸田ヲバ逃出テ、当国鹿野ト云所ニ忍テ居タリケルヲ」（〈延〉巻二一六〇オ）。鹿野（蚊野）は、吉田東伍により、〈盛〉を引用して当地と認定されている（『増補大日本地名辞書』五一四二〜四二四頁）。現岐阜県海津市海津町鹿野。南北朝期から見える地名として「賀野」があるが、当時は尾張國中島郡の内であった。天正十四年（一五八六）六月の大洪水による木曾川の河道移動で、のち美濃国の内となった。（〈角川地名・岐阜県〉二四一頁）。〈延・長・盛〉共に、「回国」、即ち尾張国とする。○討手ノ使下向シテ、小熊郡司惟長・川室ノ判官代範朝等ヲ相具シテ押寄、散々ニ戦フ（〈盛〉は討

手の惟長・範朝らと、師高・師平・師親らの間で烈しい戦闘が行われたとする。これに対し〈延・長〉では、討手が迫るのを察した師高が民家に潜んでいたところを発見され、捕縛されそうになり自害した、とする。〈延・長〉「小熊群司惟長聞付テ、ヨセテ搦メムトシケルニ、師高ナカリケレバ、兵共返ラントシケル所ニ、檀紙ニテ髪ノ垢ヲノゴヒテ捨タル有ケリ。是ヲ見付テアヤシミテ、猶能々穴グリ求ケル程ニ、民ノ家ニハツシト云所アリ。其二隠テ師高ガ居タリケルヲ求出テ搦メムトシケレバ、自害シテケリ」（〈延〉巻二一六〇オ〜六〇ウ）。〈覚〉「嫡子前加賀守師高、尾張の井戸田へ流されたりけるを、回国の住人小胡麻郡司維季に仰てうたれぬ」（上一八〇頁）。〈延・長〉は、「川室ノ判官代範朝」の名を欠き、師高の逮捕の様子を具体的に記す。その点、〈盛〉は、兄弟三人の逮捕の叙述に拡散して、師高逮捕の叙述に集約することはない。〈覚〉は、〈延・長・盛〉に見る詳細な本文を略述したものであろう。小熊郡司惟長は、米谷豊之祐によれば、『古今著聞集』巻十一「小熊権守伊達の息男伊成弘光と相撲の事」に見る「小熊権守伊達」（大系本頭注では、三七六話の「おこま権守」と同人とする。二九八頁。なお、『十訓抄』三ノ十話と同話）の子伊成の子、即ち伊達の孫かとする（一三六〜一三七頁）。また、石丸熙によれば、惟長は郡司、範朝は判官代という称号が付されているところからすれば、尾張国の郡司・在庁官人と思われ、同時に平氏家人であったとも考えられるとする。内乱期に入ると、尾張と平氏との関係は、『吾妻鏡』<sup>（尾張）</sup>「当国輩悉以順平氏」（元暦元年四月三日条）といわれる状況を呈しており、特に『吾妻鏡』「尾張国在庁多従平家」（治承五年三月十九日条）というように、在庁官人が平氏に属していたことが特徴的であ

る。こうして、尾張国における平氏の在庁把握は、在庁官人の御家人化にまで進展していたと思われるが、それを可能にした要因の一つとして、この国が治承年間以前より平氏知行国として重要な意義を持っていたことを挙げるとする（一一〇～一一一頁）。○師高・師平・師親、兄弟三人思切テ振舞ケレ共、終二叶ズ、惟長方為ニ被誅ケリ。郎等三人同被誅（盛）では三兄弟が果敢に戦い討ち取られ、その三人に付いていた郎等三人も討死したと読める。直前まで師高一人の動向しか描かれなかったのに、ここで突然三兄弟の名が記されるのは、本来は尾張国における師高追討譚であったところに、三兄弟の追討をまとめて記そうとしたことによるのであろう。これに対し、〈延・長〉では、師高一人が討手から逃れて潜んでいたところを発見され、自害したとあり、それに続いて〈延・長〉「郎等二近平四郎ナニガシトカヤ申ケル者一人付タリケルモ、同自害シテケリ」（延）巻二一六〇ウと記される。「近平四郎ナニガシ」は未詳だが、一人の郎等が師高と共に自害したと解しうる。〈屋〉「其子前加賀守師高、尾張ノイト田ニ在ケルヲ、打手ヲ遣テ被誅。弟近藤判官師経被獄定メタリシヲ、召出サレテ首ヲ刎ラル。弟師平共ニ切ル。郎等三人、同ク被刎首ヲケリ」（二二三頁）。〈寛・中〉は、本節冒頭注解に引用。〈屋・寛・中〉は、冒頭注解に記したように、師高は尾張で討たれ、検非違使の師経は、師高が配流された際に禁獄されていたのを、獄から引き出されて処刑され、弟師平も郎等三人と共に斬首されたとする。師経・師平の件は不明。郎等三人は、〈盛〉を含めて、共に斬首されたとするのである。○又主従六人ガ頸、河ノ耳ニ切係タリ（盛）は、師高兄弟と従者を含めた六人の首が川端に切り掛けられたとするが、〈延・長〉

「師高首ヲバ小熊郡司取テ、六波羅へ献ル」（延）巻二一六〇ウとするように、師高の首は都で梟首されている。『仲資王記』「梟加賀前司師隆頭。有其聞」（安元三年六月十日条）、『顕広王記』「師高頭入洛云々」（六月十日条）。○身ハ川原ニ倒臥、沙ニ交リテ在ケルヲ、師高ガ思ケル萱津宿ノ遊君、僧ヲ語ヒ孝養シテ、骨ヲ拾ヒテ堂塔ニ納ツ、尼ニ成テ後世弔ケルコソ哀ナレ（延・長）「其骸ヲバ、師高ガ思ケル鳴海宿ノ君、手ツカラ自ラ焼ハブテ取納ケルゾ無慚ナル」（延）巻二一六〇ウ。萱津は、現愛知県あま市。美濃路と鈴鹿路とが合流する要衝の地。萱津宿から鳴海宿までは、ほぼ一日の行程。〈盛〉「十月一日同国須股ニツク。二日尾張国萱津宿ニ著、三日同国鳴海ニ著」（三―四〇七頁）。井戸田にいた師高が、思う遊君のもとに通う地としては鳴海がふさわしいが、師高が井戸田から逃げた鹿野（蚊野）は、萱津からは至近の地であり、師高は地理感のあった地に逃げたと読むこともできよう。また、師高の死を弔う女性譚発生の地としては、師高終焉の地に近い萱津の遊君の話として語る方がよりふさわしいとも言える。そうした事情が、〈延・長〉の鳴海宿の遊君の話から、〈盛〉の萱津の遊君の話へと展開した理由とも考えられよう。中世まで鳴海は江湾に面した地であったが（『愛知県の歴史』二二四頁）、萱津は庄内川と五条川の合流点近くの宿であった。〈盛〉が「河ノ耳ニ切係タリ」「身ハ川原ニ倒臥、沙ニ交リテ在ケルヲ」とするのは、萱津宿の地理的環境を踏まえたものである。また、鳴海宿、萱津宿ともに古くから遊女で知られる。萱津については、『六百番歌合』恋十・十一番左「東路や萱津の原の朝露に起き別るらん袖はものかは」「判云、両方共に傀儡（引用者注、遊君のこと）を思ひやれる歌なるべし」（新大系



四〇九頁)、飛鳥井雅有『春の深山路』「萱津に着きぬ。(中略)君(引用者注、遊君のこと)少々来たれど、やがて立ち入る。いっぞやありし君の、いまだ片成りなりしが、生ひ出でたる由」(新編日本古典文学全集『中世日記紀行集』三七七頁) などとある。特に萱津は、寺社が多く建ち並び、念仏道場として知られた時宗の光明寺(『三國伝記』巻四第二十一に「尾張国萱津ノ道場ノ時宗」(『中世の文学』上

二三三頁)とある)や、日蓮宗寺院の妙勝寺が知られている。また甚目寺は『甚目寺参詣曼荼羅図』(室町時代)や室町物語『姥皮』で見られるように観音信仰で賑わった大伽藍として著名である。このような中世の萱津は宗教都市ともいえる景観を備えていたのであり、そのようなイメージが師高を供養する尼僧像を作り出したか。

## 【引用研究文献】

\* 石丸熙「院政期知行国制についての一考察」とくに平氏知行国の解明をめざして」(北大文学部紀要一九卷三号、一九七二・三)

\* 上横手雅敬「平氏政権の諸段階」(『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館一九八九・四)

\* 米谷豊之祐『院政期軍事・警察史拾遺』(近代文藝社一九九三・七)

\* 鈴木彰『平家物語』における〈白山事件〉——文書の活用と事件像の創出——(文学隔月刊三一、二〇〇二・一—二)、『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・二再録。引用は後者による)

\* 元木泰雄「藤原成親と平氏」(立命館文学六〇五号、二〇〇八・三)

\* 山下知之「阿波国における武士団の成立と展開——平安末期を中心に——」(立命館文学五二二号、一九九一・六)

西光・師高父子共ニ、法皇ノ切者<sup>きりもの</sup>ニテ、世ヲバ世トモ思ハズ、人ヲモ人共セザリシ余ニ、白山妙理権現ノ神田・講田没倒シ、涌泉寺ノ坊舎・聖教焼払、末社ノ神輿<sup>ミコト</sup>・登山<sup>トウサン</sup>、日吉ノ<sup>ニ</sup>御輿<sup>ミコト</sup>及<sup>ニ</sup>入洛<sup>じゅうらく</sup>。其上<sup>ニ</sup>顕密<sup>けんみつ</sup>之<sup>ノ</sup>法燈<sup>ほつとう</sup>、智行先達<sup>ちぎやうせんたくち</sup>ニ御座<sup>ミマシ</sup>シ<sup>テ</sup>。天台座主種々ニ奉<sup>ほう</sup>・讒奏<sup>ざんそう</sup>シカバ<sup>ニ</sup>也<sup>ニ</sup>、<sup>ミ</sup>三七<sup>ノ</sup>人ノ歎、神ノ恨、三千ノ呪咀<sup>じゆじゆ</sup>モ不<sup>た</sup>空<sup>く</sup>、十二神将ノ冥罰<sup>めいばつ</sup>モ、掲焉<sup>かかひ</sup>ニシテ、一門終ニ亡ヌルコソ無<sup>な</sup>愆<sup>ちん</sup>ナレ。左見<sup>さ</sup>ツル事ヨト云者<sup>いひもの</sup>ハ多ケレ共、<sup>ニ</sup>ホムル人コソ無<sup>な</sup>リケレ。大方ハ女ト下臆<sup>げ</sup>トハ<sup>ニ</sup>賢<sup>さか</sup>キ様ナレ共、思慮<sup>しりょ</sup>浅<sup>あ</sup>キ者也。西光モ本ハ<sup>ニ</sup>田舎<sup>でんが</sup>ノ<sup>ニ</sup>夫童<sup>ふうどう</sup>ナレバ、<sup>ニ</sup>無<sup>な</sup>下<sup>くだ</sup>ノ下臆<sup>げ</sup>ゾカシ。去<sup>さ</sup>共<sup>とも</sup>一日<sup>いちにち</sup>賢<sup>さか</sup>々<sup>々</sup>敷<sup>し</sup>心様也ケレバ、一天ノ君ニ奉<sup>ほう</sup>被<sup>ひ</sup>召<sup>めい</sup>仕<sup>し</sup>、忝<sup>かたじけなく</sup>ク龍顔<sup>りゆうがん</sup>ニ近<sup>ちか</sup>ヅキ進<sup>ま</sup>セシカバ、果報<sup>くわくぱう</sup>ヤ尽<sup>つ</sup>ケン、其心大ニ奢<sup>さか</sup>ツ、其官其職ニアラネドモ、天下ノ事共<sup>ごと</sup>執行<sup>しんぎん</sup>、ヨシナキ謀叛<sup>ぼうはん</sup>ニ与<sup>よ</sup>シツ、我身モ加様<sup>かさま</sup>ニ失<sup>し</sup>ニケリ。<sup>レ</sup>不<sup>た</sup>在<sup>あ</sup>其位<sup>そのゐ</sup>、不<sup>た</sup>謀<sup>ま</sup>其政<sup>そのせい</sup>」ト云事アリ。相構<sup>あひはむひ</sup>テ人ハ身ノ程ノ分<sup>ぶん</sup>ヲ相計<sup>あひはむひ</sup>テ<sup>レ</sup>可<sup>べ</sup>振舞<sup>ふるま</sup>トゾ申合<sup>まをす</sup>ケル。

【校異】 1 〈近〉「とうさん」、〈蓬・静〉「登山」。<sup>トウサン</sup> 2 〈蓬・静〉「御」なし。 3 〈近〉「しうらくにをよふ」。 4 〈近〉「ほつとう」、〈蓬〉「法燈」、〈静〉「法燈」。<sup>ほつとう</sup> 5 〈近〉「ちきやうのせんたつに」、〈蓬〉「智行先達に」、〈静〉「智行先達」。<sup>ちぎやうせんたくち</sup> 6 〈近〉「おはしましし」、〈蓬・静〉「御座し」。<sup>ミマシ</sup> 7 〈近〉「て



んだいざす、〈蓬〉「天台座主」、〈静〉「天台座主」。8 〈蓬・静〉「也」なし。9 〈近〉「かつゑんにして」、〈蓬〉「掲焉にして」、〈静〉「掲焉にして」。10 〈静〉「ハ」なし。11 〈蓬・静〉「嘆する」。12 〈近〉「かしこき」、〈蓬〉「賢」。13 〈近〉「るなかの」、〈蓬・静〉「田舎の」。14 〈近〉「そのわらはなれば」、〈蓬〉「夫童なれば」、〈静〉「夫童なれば」。15 〈近〉「むけの」、〈蓬〉「無下」、〈静〉「無下」。16 〈近〉「とりおこなひ」、〈蓬〉「執行」、〈静〉「執行」。17 〈近〉「そのくらゐにあらざれば」、〈蓬〉「不在其位」。18 〈近〉「ふるまふへしとそ」、〈蓬〉「ふるまふへきとそ」、〈静〉「振舞へきとそ」。

【注解】○西光・師高父子共ニ、法皇ノ切者ニテ、世ヲバ世トモ思ハズ、人ヲモ人共セザリシ余ニ（闘・延・長）「西光父子切者ニテ、世ヲ世トモ思ハズ、人ヲ人トモセザリシ余ニヤ」（延）巻二一六（〇ウ）とはぼ同じ。〈屋・覚・中〉なし。師高が後白河院の寵人であった父西光同様、「法皇ノ切者」であったことは、本全釈の注解「其西光ガ子息ニ近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、檢非違使五位丞マデ成テ」（一一二六頁）参照。西光父子の傍若無人の振舞については、本全釈の注解「心ノ俛ニ振舞シ程ニ」（一一二八〜二九頁）参照。○白山妙理権現ノ神田・講田没倒シ、涌泉寺ノ坊舎・聖教焼払、末社ノ神輿登山、日吉ノ御輿及入洛（盛）の独自本文。白山事件の背景として、涌泉寺を焼失させたことだけでなく、「神田・講田没倒シ」とあるように、別なる側面もあつたことが分かる。既に言及したが、〈盛〉巻四に引く、白山神輿の叡山登山を阻もうとする山門からの牒状に対して出された白山返牒に、「爰為目代師経、焼払涌泉一寺、没倒寺社料所之間」（一一二八頁。但し、〈延・長〉は、当該本文を欠く）とあつた。これは本全釈当該注解（一一一七〇頁）でも引いたように、『顕広王記』安元三年四月十三日条「振神輿八基、山大衆群參、是為三訴申加賀国司師隆云々。其故焼払白山神領在家、兼押取大津神人貯物二千余石云々」とある、師高らが大津神人の貯物を押し取つ

たとすることを示していると考えられる。寺社の料所は没収され横領されたというのは、「白山妙理権現ノ神田・講田没倒シ」に該当しよう。まさに、「この紛争の背後に、その所領をめぐっての争いが大きく絡まっていたことを推測させるのである」（梶原正昭 二七二頁）。神田は「律令時代に神社の経費に充てるために設定された田。…收授もされず、売買も認められない不輸租田。…平安時代以降、荘園制の発達に伴い、貴族や在地領主の寄進などによって神社も私領を拡大し、それは神領・御厨とよばれたが、ここに含まれる田も領主から年貢の納入を免除され、神田とよばれる場合があつた」、講田は「講の費用に宛てるために設定した田地。講（本来は講会）の費用はもと寺院に入る寺領収納米（供料）のうちから支出していたが、のち一定の田を定めてその所当米を以て宛てるようになる」（『国史大辞典』）。○其上顕密之法燈智行先達ニ御座シ天台座主種々ニ奉議奏シカバ也（延・長）「指モヤム事ナクヲハスル人ノ、アヤマチ給ハヌヲサヘ、サマハノ議奏シ奉リケレバ」（延）巻二一六（〇ウ）、〈屋〉「天台座主流罪ニ申行ヒ」（二二三頁）、〈覚・中〉「これらは言ふかいなき物の秀て、いろいろまじき事にいろひ、あやまたぬ天台座主流罪ニ申おこなひ」（覚）上一八〇頁。〈延・長〉に見るように、校異8の「也」を欠く〈蓬・静〉本文が本来の形を留めていると考えられる。天台座主明雲に対する同

様の評価は、卷五「山門奏状」にも見られた。「就中明雲是顯密之棟梁、智行之賢徳也」(111-184頁)。これまでにも、明雲の流罪は、西光父子の後白河法皇への讒奏のためと描かれていた。「悲哉、西光一人ガ姦邪ニ依テ、忽ニ円融十乘ノ教法ヲ亡ン事ヲ」(本全釈一三十三-三九頁)、「西光法師父子讒奏之間、法皇大ニ逆鱗有テ、殊ニ重科ヲ行ベキ由、被思召ケリ」(同一四一-二頁)、「因此讒達忽蒙勅云々」(同一四二-二頁)、「座主ノ流罪ノ事、人々諫申ケレ共、西光法師ガ無実ノ讒奏ニ依テカク被行ケリ」(同一四一-三八頁)、「大衆聞之、西光法師父子ガ名ヲ書テ、根本中堂ニ御座ス金毘羅大将ノ御足ノ下ニ蹈奉テ」(同一四一-三五頁)。○人ノ歎、神ノ恨、三千ノ呪咀モ不空、十二神將ノ冥罰モ掲焉ニシテ、一門終ニ亡ヌルコソ無慙ナレ。左見ツル事ヨト云者ハ多ケレ共、ホムル人コソ無リケレ。〈闘〉「不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>神慮<sub>レ</sub>背人望<sub>レ</sub>立所逢<sub>レ</sub>彼目<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>然事世以<sub>レ</sub>謳歌矣」(神慮をも憚らず、人の望みにも背きければ、立ち所に彼か<sub>レ</sub>る目に逢ひにけり。「然<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>つる事よ」と、世以て謳歌しけり。一下一-二八ウ)、「延・長」「山王大師ノ神罰冥罰立所ニ蒙テ、時尅ヲ廻サズカ、ル目ニアヘリ。『サミツル事ヨく』トゾ、人々申アヘリシ」(《延》卷一-一六〇ウ)、「屋・覚・中」《果報や<sub>レ</sub>尽きにけん、山王大師の神罰・冥罰を立どころにかうぶツて、か<sub>レ</sub>る目にあへりけり》(《覚》上-一八〇頁)。「人ノ歎、神ノ恨、三千ノ呪咀モ不空、十二神將ノ冥罰モ掲焉ニシテ、一門終ニ亡ヌルコソ無慙ナレ」は、次に引く大衆の呪詛場面と呼応している。「大衆聞之、西光法師父子ガ名ヲ書テ、根本中堂ニ御座ス金毘羅大将ノ御足ノ下ニ蹈奉テ、「十二神將、七千夜叉、東西満山護法聖衆、山王七社、両所三聖、時刻ヲ廻サズ召捕給へ」ト呪咀シケルコソ懼シケレ」(本全釈

一四一四〇〜四二頁)。この呪詛場面は、諸本にも見られるが、その結果としての「冥罰」を明確に示しているのが《盛》の本文と言える。

○大方ハ女ト下臆トハ賢キ様ナレ共、思慮浅キ者也。《延》同。《長》

「大方は、下臆はさかくしきやうなれども、思慮なきものなり」(111-195頁)と、「女ト」を欠く。《闘》は引用の後、「是法令文也」(111-218ウ)とするが典拠未詳。○西光モ本ハ田舎ノ夫童ナレバ、無下ノ下臆ゾカシ。《闘・延・長》「西光モ下臆ノ終ナリシガ」(《延》

卷二-一六〇ウ)。「盛」が、西光を「本ハ田舎ノ夫童」とするのは、「涌泉寺喧嘩」で、「師光ハ阿波国ノ者、種根田舎人也ケリ」とすることと関わる。本全釈の当該注解参照(111-211-212頁)。なお、夫童については不明である。ただし、嘉禄二(1131)年正月の「南都新制条々」(鎌倉遺文)五〇八七六)のうち、「所従」すなわち僧侶の外出の際の供人についての規制の部分に、「中童子、褻出行之時、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>所従」、晴出任之時、敷皮持并雨中笠差者非<sub>レ</sub>制限、但尋常中童子之外、於夫童等者、都不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>所従」とある。すなわち中童子が「褻」非公式に外出する際には、「所従」に従者は従えてはならない。「晴」公式の外出の際の敷皮持ちと雨天の際の傘持ちはその制限には加えない。そして「尋常」中童子の他の「夫童」においては(敷皮持ちや傘持ちを含め)一切従者を連れてはならないというのである。「夫童」とは、「中童子」以下「所従」以上の地位の従者のことであることが推測される。建仁年間(1111-1125)の東大寺と覚仁後家尼真妙との争論の際の「東大寺三綱等申状案」(建仁元(1111)年四月 日、

『鎌倉遺文』二二〇六)の記述にも「馬口付有<sub>レ</sub>夫童一人」と見えるが、これも従者としての様子を示すものか。なお、「童」という語感から

子供をイメージしやすいが、『栄華物語』のなかの花山院の賀茂祭見物の記事に「御供に大童子の大きやかに年ねびたる四十人」とあるように「年ねびたる」童子もいた。「京童」が必ずしも子供を指すのではないことなどを考え併せるに、「夫童」も大・中童子とならぶ貴族や高僧の従者の童形の者と考えることが出来る。○去共一旦賢々敷心様也ケレバ、一天ノ君ニ奉被召任、忝ク龍顔ニ近ツキ進セシカバ、果報ヤ尽ケン、其心大ニ奢ツ、其官其職ニアラネドモ、天下ノ事共執行、ヨシナキ謀叛ニ与シツ、我身モ加様ニ失ニケリ（闘・延・長）

「サバカリノ君ニ召仕レマヒラセテ果報ヤ尽タリケム、天下ノ大事引出シテ、我身モカク成ヌ。浅猿カリケル事共也」（延）巻二一六〇ウ（六一オ）。〈闘・延・長〉では、下臈の分際で帝に召し使われたことにより、果報が尽き、天下の大事を引き起こすこととなり、身の破滅を招いたとする。これに対して、〈盛〉では、さらに驕りの心が生じ、身の程を弁えず天下の事などを行い、つまらぬ謀叛に与したが故に我身を滅ぼすことになったとする。○「不在其位、不謀其政」ト云事アリ 以下は、〈盛〉の独自異文。『明文抄』帝道篇下に「子曰、不在其位、不謀其政」（『玉函秘抄』明文抄・管蠡抄の研究）二三五頁）と引かれる（『玉函秘抄』にも）。『論語』「泰伯第八」「憲問第十四」に出る。「子曰、不在其位、不謀其政」（子曰く、其の位に在らざれば、其の政を謀らず）。「孔子言う、現在其の地位におらなければ、其の地位に伴う仕事に口を出したり、相談にあずかった

## 【引用研究文献】

\*梶原正昭『「平家物語」の一考察―鹿の谷と白山事件―』（学術研究一〇号、一九六一・11）

りすべきでない」（新釈漢文大系一八九頁）。前項に見る「其官其職ニアラネドモ、天下ノ事共執行、ヨシナキ謀叛ニ与シ」をたしなめる箴言。○相構テ人ハ身ノ程ノ分ヲ相計テ可振舞トゾ申合ケル 身の程を弁えて振る舞うべきとの箴言は、〈盛〉にはここ以外にもいくつも見られる。①「去ドモ皆身ノ程ヲ計ヒテコソ振舞ケルニ、此御時ノ北面ノ下臈共ハ事ノ外ニ過分ニテ、公卿殿上人ヲモ物共セズ、無礼義」（一―二〇四―二〇五）、②「遠カラス法皇ノ御前ニテ、山僧澄憲ニハ伊勢平氏ト笑レタリシカ共、諍ヒ所ナケレバ口ヲ閉テ不開キ。人ハ身ノ程ヲコソ振舞ニ、成出者ガ事行ヒ、過分也トゾ申ケル」（3―四七〇頁）、③「故大政入道殿ハ、申モ恐アル事ナレ共、道理ヲ不知人ニテ、只我思儘ニ振舞レシ事ハ、世一ノ事ニアラズ、前世ノ果報也トハ思ナガラ、身ノ程モ顧ズ、我身ヨリ始テ、一家ノ子孫ニ至マデ、高官位ニ推ナルノミニ非ズ、掛モ忝帝王院宮ヲ奉煩」（6―二〇〇頁）。これ以外にも、過分をたしなめる物言いは多出する。前々節の〈盛〉の独自異文「雖冠古猶居頭、雖履新尚踏地」「下ニ居テ嘲上」といった表現とも対応しよう。なお、「西光モ本ハ田舎ノ夫童ナレバ」以下の一節は、結果的に清盛による西光難詰の論理、「無云甲斐下臈過分成上」（1―三三四頁。本全釈一六―七頁参照）を繰り返すような内容となっており、清盛に対する西光の批判が、そのまま我が身に返ってきたかのような西光の運命を印象づけるものとなっている。

本稿の分担は次のとおりである。

村井が本文・校異の礎稿を作成、早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項については曾我・山岡が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者八名で相互に検討を加えた。